

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和5年9月20日(水) 開会： 10時00分 閉会： 17時16分
水道局、病院局、福祉保健部
令和5年9月21日(木) 開会： 10時00分 閉会： 19時33分
経済部、建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、
中村 讓、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 西 優、起本一生
- 5 説明員
吉本副市長
- 【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、
中島料金担当課長
- 【病院局】 桑田病院事業管理者、川崎病院局管理部長、田村光総合病院事務部
長兼地域医療連携室長、小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健
施設事務部長、植本大和総合病院事務部次長兼業務課長、藤岡病院
局経営企画課長、西村病院局経営企画課調整担当参与、田中光総合
病院医事課長、佐古光総合病院総務課長、大濱光総合病院経理担当
課長、原田介護老人保健施設事務部事務室事務係長
- 【福祉保健部】 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健
康政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策
室長、岡村福祉総務課長、安池高齢者支援課地域包括支援担当課長
兼基幹型地域包括支援センター所長兼西部地域包括センター所長、中
本介護老人保健施設民営化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ど
も相談担当課長、山野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課
幼児教育指導担当課長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コ
ロナウイルスワクチン接種対策室参与
- 【経済部】 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弘中有害鳥獣対策
担当課長兼有害鳥獣対策センター長、影土井地産地消担当課長、萬治
商工振興課長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太田農業委員
会事務局長

【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山口道路河川課長

【都市政策部】 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課技術担当課長、邊見下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長、坪根公共交通政策課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他(傍聴) 報道2社、市議会モニター

1 水道部関係分

(1) 付託事件審査

①認定第1号 令和4年度光市水道事業決算について

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

19ページでも18ページでもいいんですが、給水戸数、給水人口や給水量が家事用で下がっているんで、それを伸ばしていくには、未給水地域なんかにも配給をするようにしたほうがいいんじゃないかと思うのですが、新しく引き込もうとされる場合には、どのぐらいの戸数があったら……。1戸だったら、当然、収益率がないと思うんですが、どのぐらいの戸数があったら、採算性が合うかと思ってお聞きしたいんですが。

○藤井工務課長

未給水地域の整備につきましては、布設基準に基づき検討するようになります。管路整備については、布設延長や地形、家の配置状況などで大きく影響してきます。住民からの要望を受けた後に、把握状況、現地調査を行い、その後、設計・積算を行い、整備可能かどうかを回答するようになりますので、何軒あれば可能だという数字を出すのは困難なところでございますが、積算してみた結果、可能かどうかという回答をするようになるかと思えます。

○大田委員

その積算した結果を、水道局も慈善事業ではないから、いろいろと計算してから利益も出るようにしないといけないのですが、その計算というのは、10年ごとに見るのですか、それとも20年ごとに見るとか、40年ごとに見るとか、基準はどのぐらいの年度を考慮しておられるのですか。

○藤井工務課長

今、定めている基準といたしましては、法定耐用年数40年で計算をしております。以上です。

○大田委員

40年で給水したときに、極端な言い方をすれば、プラスマイナスゼロになるぐらいだったら、給水工事を行ってもよいと。戸数はあまり関係ないがという解釈でよろしいですか。

○藤井工務課長

そのとおりでございます。

○大田委員

分かりました。それで、ここ最近、東荷地区と塩田地区に新しく水道管が公共工事によって行われたのですが、あまり普及率が進んでいないように思っているのですが、今後、普及はどのように見込んでおられるのか、お聞きしたいと思うのですが。

○藤井工務課長

現在、老朽化した施設の更新、また災害に強い施設更新など、持続していくための事業を中心に進めております。新規整備の取組については、限られた財源の中でどのように進めていくのか、要望があれば、必要としている地域の実情や費用対効果のバランスを見ながら、慎重に整理可能かどうかを判断していきたいと考えております。また、今の東荷地区、塩田地区につきましては、要望に対して配水管整備を終了し、現在に至っております。ほかの地域からの、まとまった要望がございませんので、現在、拡張の整備の予定はございません。

以上です。

○大田委員

今のところはあまりないから、設置当時のままで、このまま進めていこうというふうには水道局は考えておられるという解釈でよろしいということですね。

○藤井工務課長

そうですね。現在、引かれている地区のことにつきましては、整備当初、給水希望者だけでなく、給水が可能なお宅全てを一軒一軒回り、上水道の引込みのお願いと説明をこれまで行ってきました。検討中の方には、必要に応じて、二、三回ほど説明を行っております。その上で、各家庭で井戸か上水道かというふうな選択をされたというところで現在があります。

過去より、この2地区でなく、小周防や三井地区、いろいろなところの未整備地区をして、その都度、お願いや説明等を行ってまいりましたが、基本的に、井戸水もしくは現在の水質に問題がなければ、なかなか上水道に切り替えてもらえないという傾向があります。また、悪化すれば、おのずと業者もしくは直接的に水道局のほうに連絡をし、給水に切り替えるというような傾向があります。

そういったところで、現在、住民の方には理解してもらっているというところで、こちらから積極的な営業的な行動を起こす予定は現在のところはありません。

以上です。

○大田委員

分かりました。今の答弁だったら、あまり積極的ではないが、受けるのは受けますよという答弁だったと思うんですが、今、給水戸数が少なくなっているんで、大変厳しいだろうと思うんですが、なるだけ給水戸数が増えていって、収益率も上げていって

いたいと思うんです。

ほかに移ります。今、いろいろな水道管工事、送水管やら、老朽管の工事やらをされているんですが、そのときに残土がたくさん出ると思うんです。その残土がたくさん出ている中で、今、他市なんかでも、いろいろ残土を持って行ったりして、盛土をして、そこが崩れたりしているとかいうのがいろいろ話題に出ているんですが、光市の水道局の場合は、残土はどこか指定される場所があるんでしょうか。

○委員長

大田委員、このページ数の決算書の中の質疑をしていただきたいので、その残土の分は、その他で行ってもらいたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○大田委員

工事はしているじゃん。ここに、一応、工事が列記されている。これの全体的なことです。

○委員長

そういった意味合いでね。分かりました。そういった意味合いでというのを付け加えて……。残土というのをいきなり言ったので。

○大田委員

送水管やら、布設替え工事をしておられますがと、ちゃんと言っておるでしょう。

○委員長

すみませんでした。どうぞ。

○藤井工務課長

残土処分といたしましては、原則、指定処分としております。場所は光市周辺で運搬距離が最も近い、下松市の残土処理場を指定し、そこに土砂の配分を行っております。

以上です。

○大田委員

光市には残土処分場と設定されている場所がないという理解でよろしいですか。

○藤井工務課長

今現在、光市には残土処理場はございません。

以上です。

○大田委員

下松市の残土捨て場というのは、どこから持って行ってもいいのか。

○藤井工務課長

そうですね、どこからの受入れもされるものと考えます。運搬距離等で費用がかかりますので、最も近いところの残土処分場と契約を交わし、処分をしております。

以上です。

○大田委員

了解。適切に残土処分場に持って行けておると解釈をしました。

以上です。

○笹井委員

18ページに関連して、対象エリアの給水率みたいなものをお聞きしたいんですけど、地区別の給水率というのが出るのか。特に聞きたいのが、東荷地区が、給水エリアはこれだけ、何戸あるけれども、実際に何割、今、引いているよという数字が分かれば教えてください。

○藤井工務課長

現在の東荷地区の給水割合ですが、235件中85件の加入になっております。現在、36%の加入率でございます。

以上です。

○笹井委員

過去の質疑で、第4次拡張事業の取組みで東荷地区を拡張するときのやり取りの答弁で、最初は少ないけど、だんだん上がっていくものだみたいなことが、昔の答弁であったと思うんですけども、実際、これは今85件で、大体、これで、もうニーズとしては終わりという認識でよろしいのでしょうか。

○藤井工務課長

東荷地区につきましては、整備終了直後では79件でありましたが、去年は84件、今年度については85件と、微増でいっておりますが、大幅に増えるということは、現在のところありません。

以上です。

○笹井委員

分かりました。あと、決算なので、お答えにくいかもしれませんが、今後、周防地区の工業団地が新設されたりすると、またこの東荷方面に引っ張っている管路から水を引くことになるかと思うんですけども、容量的には、そういう工業団地ができて十分なだけの管路の容量はあるんですか。それとも、また足らなくなるような危険性があるのでしょうか。

○藤井工務課長

新しい産業団地ができましたでも、水の量は十分確保できるというふうに考えております。

以上です。

○笹井委員

了解しました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第56号 令和4年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か御質問させていただきます。

まず1つ目が、先ほども少し出ました、光市水道局のパーパスについてお聞きをしたいというふうに思います。これは、2023年1月31日に、光市水道局のパーパスが「100年後も変わらない安心を蛇口から」と発表され、私はこれを聞いて、水道局の未来に向けた強い覚悟というものを感じました。まず、このパーパスに込める思い、そして、この策定に至った背景、こういうものについてお示しをください。

○中西業務課長

パーパスについてのお尋ねということでお答えいたします。

まず、パーパスということばは一般化していませんが、現在、パーパス経営というものが多くの民間企業に浸透しておりまして、その意味としましては、我が社は何の

ために存在しているかといった問いに対して、それを言葉で表現した存在意義と訳されるものでございます。

水道局のパーパスを掲げるきっかけとなりましたのは、一昨年度の公務初め式におけます市長訓示の中で、その必要性について触れられまして、特に、我々水道事業を行う者としましては、給水サービスを行う企業として、日々の業務を淡々とこなすのではなく、誰のために、何に向かって今の業務を行っているかを明確にする必要があると感じたところでございます。

そこで、昨年度、36名の職員全員で、光市水道事業にふさわしいパーパスを検討しようという流れになりました。光市水道局が本年から掲げたパーパスであります「100年後も変わらない安心を蛇口から」につきましましては、今だけではなく、将来世代にも持続的に、市民の皆様へ安全な水が蛇口から提供できるよう、水道サービスを維持・向上させることの思いが込められております。

この水道局のパーパスは、私ども職員だけではなく、市民の皆様、さらには水道事業に携わる民間事業者の皆様、水道事業の関係者全てと共有するものと考えておりまして、今後も積極的に発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

理解をいたしました。やはりこのパーパスというものは、私、正直、最初に聞いたときに、いわゆる公営企業でこういうことをされるのは非常に珍しいなという最初の印象を持ちましたが、今の背景を聞いて、職員36名全員で検討して、それを市民、そして関わっていく全ての人に波及させていくというコンセプトには、すごく私も感銘をいたしました。引き続きよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

あと、タイム送水管についてお聞きをします。令和5年7月27日に市民の皆様から心の込めたメッセージと水道局のパーパスである「100年後も変わらない安心を蛇口から」が記された新設管が敷設されました。この送水管を通った水道水が御家庭に届くのは、令和9年度以降になるという見込みでございます。本事業を通じて、水道水の大切さや市民の一体感の醸成などにつながるというふうに考えており、今後も同様な事業を行うべきというふうに考えておりますが、見解のほうをお示しくください。

○中西業務課長

タイム送水管のお尋ねについてお答えします。

タイム送水管につきましましては、本年の6月に4年ぶりの開催となりました水道まつりにおけますイベントの一環でございまして、来場者に水道局のパーパスを記載しました送水管整備事業で使用いたします水道管に寄せ書きをしていただきまして、全面が埋め尽くされるほどのメッセージをいただいたところでございます。この送水管につきましましては、7月に埋設を完了したところでございますが、このときは多くの報道各社にも取り上げていただき、水道事業のPRにつながったのではないかなと考えております。

しかしながら、送水管整備事業につきましましては、送水管の敷設の際の道路規制を行う

中での日進量の確保といった、施工上、留意すべき点があり、それを継続的に行うためには解決しなければいけない課題というものがございます。

委員仰せのとおり、本企画を通じまして、水道水の大切さ、さらには市民との一体感の醸成、さらにはパーパスの周知といった目的が達成できたと考えますので、今後も本事業の継続も視野に入れつつ、水道事業のPR、パーパスの周知の方法について、水道まつりにとどまらず、様々な手法を用いて、情報発信の手法について検討したいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

理解をいたしました。やはり、タイム送水管という最初の記事を見たときに、私は実際に報道等には立ち会っていないのですが、いつか老朽化工事のときに、これを掘り起こしときに、これを見た人たちが、未来につながっていくというのが想像できるのです。こういうのって、すごく郷土愛にもつながっていくと思いますので、ぜひこういうような取組を継続した取組として考えていただきたいというふうに思います。

あと、もう1点ございます。令和5年度の光市水道水水質検査計画について、少しお聞きをしたいというふうに思います。光市水道局においては、安全な水道水を市民に提供するため、定期的に水質検査が行われています。まず、採水場所として、林浄水場系の給水栓水として12か所、牛島浄水場系の給水栓水として1か所設定されていますが、どのような基準にのっとり採水場所を設定したのか、この辺について少しお示しをください。

○山根浄水課長

定期水質検査のうち、毎日検査を行う際の採水場所の設定基準についてお答えいたします。

林浄水場系10か所のうち、小周防、東荷の2か所につきましては、観音寺配水池系、虹ヶ丘7丁目、上島田5丁目、室積8丁目の3か所につきましては清山配水池系、虹ヶ丘6丁目、千坊台3丁目、岩屋、五軒屋、岩田の5か所につきましては、清山配水池系で追塩施設を有する配水池系でございます。それぞれの系統で残留塩素の効果が確認できますように、可能な限り末端地区を設定しておりまして、検査につきましては、個人に委託をしております。また、牛島浄水場系は、牛島自治会長に委託しております。

以上でございます。

○小林委員

考え方が理解できました。いわゆる末端の地区に給水栓水としてのポイントを設けたということですね。分かりました。

例えば、この給水のポイントで、水質検査で異常が見つかった場合の対応、これについても少しお示しください。

○山根浄水課長

毎日検査の項目につきましては、色・濁り・残留塩素の3項目になります。色・濁りにつきましては、異常があったときに、残留塩素につきましては、残留塩素濃度が0.15mg/L以下、または0.50mg/L以上のときで、その都度、速やかに林浄水場のほうに連絡をいただくこととしております。

なお、残留塩素濃度等につきましては、水道法等の定めにより、末端給水栓で0.1mg/L以上を確保しなければなりません。このことから、委託者より連絡があった場合につきましては、職員が現地確認を行い、塩素注入量の調節、末端ドレン放水量の調節等を行うこととしております。

以上でございます。

○小林委員

理解ができました。ありがとうございます。

私からは以上でございます。

○田中委員

入札の公開について、少しお尋ねできたらと思うんですけど、水道局のホームページ等を見てもみますと、工事等については入札について公表されているんですけど、水道メーターと物品の入札については公開されていないという状況が見受けられました。その理由について、まずはお聞かせいただけたらと思います。

○中西業務課長

物品入札の公表についてのお尋ねについてお答えいたします。

まず、入札の公表につきましては、法令によりますと、公共工事に対して義務づけられておりまして、物品購入に対する入札結果の公表は対象外となっているところです。公共工事の入札結果を公表する意図としましては、入札契約の透明性の確保、公正な競争、不正行為の排除、適正な施工などの目的が上げられると思います。このようなことから、現在のところ、水道局では入札結果の公表は工事のみとしておりまして、メーターを含みます物品購入に関する入札の公表は行っていないといった状況でございます。以上でございます。

○田中委員

その前提の中で、下松・周南にしても上下水道局になっているというのもあるのかもしれませんが、物品等についても入札見積り、随意契約等、全部公表されている状況があってという部分で、先ほど決算もありましたけど、その中で比較して、物品等も適正なのかどうかということが、外部というか、私たちからも評価ができるようになってくるんだけど、そういった意味で公開をお願いしたいんですけど、そのことについて考えをお聞かせいただけたらと思います。

○中西業務課長

今、言われましたように、周南市さん、下松市さんは、物品の購入、メーター等を含めまして公表されているということでもありますので、県内ほかの都市の状況も含み、それも研究し、その必要性を研究し、前向きに検討したいと思います。

以上でございます。

○田中委員

前向きに、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○森戸委員

1点だけ。海軍の遺構として、送水管とか、海軍マークがついた取水部の蓋などが所有されておられると思います。私としては、企業の社会的責任の一環として、そういうものを保存、展示とか、そういう側面でやっていくべきではないかということで質問したことがございますけれども、文化財の審議会の中で、それ自体が文化財として価値があるものなのかどうかの審議が行われていたのではないかと思います。その後、その点については何か動きがございましたか。確か審議中か何かだったと思いましたが。

○中西業務課長

海軍の遺構ということで御質問いただきました。

今、言われましたように、教育委員会が設置しております光市文化財審議会で、私どもが所有しております旧海軍の水道施設で対象となっているのが、消火栓の蓋、止水栓の蓋、さらには送水管整備事業で引き上げてきた管などが対象となっております。これらが文化財の指定候補として上がっているところであります。

私どもとしましては、そういった保管するといったノウハウを持ち合わせておりませんが、社会的責任というところで、後世に残していくものと考えております。そのため、そういったノウハウを持つ教育委員会、文化センターも含めて、そういったところで保管していただくようお願いはしているところでございます。

以上でございます。

○宮崎水道事業管理者

審議会の結果、まだどうなったかというのは、まだ分かっておりません。

○森戸委員

そのところが聞きたかったところなんです。また分かったら教えてください。もし、そうなったらそうなったで、どういうふうにやっていくのかということもあろうかと思っておりますので、併せて、その辺もお聞かせいただけたらと思います。

以上で終わります。

2 病院局関係分

(1) 付託事件審査

①認定第2号 令和4年度光市病院事業決算について

説 明：桑田病院事業管理者、藤岡病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

ちょっとお尋ねをいたしますが、先ほど訪問リハビリの事業収益について、何か体制が整わなかったのかというようなお話があったかと思えます。決算の参考資料の11ページですかね、それと、17ページに訪問リハの、増減率でいうと47.4%の利用者の減少だということがありましたので、その辺の理由についてももう少し詳しく教えていただけますか。どんな体制が整わなかったのか。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院では、リハビリ専門職が約20名程度おりまして、主に病棟のリハビリのサービスを提供しておりまして、そのうち約1人分が訪問リハのリハビリの提供を行っております。その者が昨年6月をもって退職したということがございまして、本来であれば、訪問リハの補充を病棟から持っていくということも考えられるんですが、病院の方針として、病棟のサービス量が低下を招かないようにということで、訪問リハを一人役に満たない程度でサービスの提供をいっときはさせていただいているということで、その期間、患者様が減少したということです。

令和4年7月の実績で、延べ患者数が26人ぐらいまで落ち込みましたが、その後、職員採用をいたしまして、現在はもう100名を超えた、毎月患者数を提供しております。

以上です。

○森戸委員

退職されたというのは、年齢的なもので退職されたのか、また採用された部分も含めて、その辺はどうなんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

退職は自己都合による退職です。

○森戸委員

ここの訪問リハについてなんですけど、新しい方を採用されたということで、今後も引き続きやっていこうというようなことだろうと思えますけれども、ここ自体の収支というか、ここはたしか費用のほうが大きくて赤字だったやに思ったんですが、その辺のところはどんな感じですかね、この事業としての収支ですかね。

○植本大和総合病院事務部次長

一応収益的には決算が400万円という、やはり訪問収益が上がっております。それに伴う人件費を考えたら、先ほど申し上げた一人役ということで、そんなに収益は出ないものというふうには考えております。

○森戸委員

そんなというふうな曖昧な聞き方はしていなくて、数字で示していただくとええんですがね、決算審査なんで。

○植本大和総合病院事務部次長

令和4年度についての訪問リハの収益が448万6,000円となっております。これに1名分の人件費、訪問リハに専従している人件費を経費といたしましたら、令和4年度につきましてはマイナスのほうが大きいというふうに考えております。

○森戸委員

令和4年度につきましてはという限定的な言われた方をしたんですが、それ以前はどうだったんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

それ以前は令和3年度が776万円の収益を上げておりますから、約1名分の経費で黒字ではないかというふうに考えております。

○森戸委員

分かりました。この訪問リハ自体のニーズはどのように思われているんですか。今後増えていく見込みなのか、事業としてはやっていくんだと、その辺のところか。

○植本大和総合病院事務部次長

直近の8月分で、先ほども申し上げましたけど、1か月当たり109の延べ人数がおられたので、今、徐々に増えている傾向にあります。職員も採用いたしましたので、今後、増加傾向にあるというふうに見ています。

○森戸委員

了解しました。

それと、少し気になったのが、9ページで手数料及び諸税のところ、クレジットカードの決済でコストが増えたんだみたいなお話があったかと思いますが、これは光総合病院の——9ページは光総合病院ですよ。大和はないんですかね、見当たりませんが、まずその辺のところから、大和の辺は見当たりませんが、それは何か、その違いは何なんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

クレジットカード手数料について、光総合病院の取組を御紹介いたします。

クレジットカードについては、令和3年度の10月から開始したわけなんですけど、クレジットカードの利用金額に1.5%の手数料をカード会社に支払うようにしております。

令和3年度と令和4年度の違いというのが、1つは開始時期10月から3月までと、4月から翌年の3月までって違いがあるんですけど、クレジットカードの利用範囲、追加でカードを利用する範囲が広がったりしたのもございます。金額増の理由はそういったところでございます。

以上です。

○森戸委員

大和はなくて光はある、その違いもあわせて。

○植本大和総合病院事務部次長

当院におきましてはクレジットカードによる決済は実施しておりません。

以上です。

○森戸委員

いやいやそれは分かっているんで、その理由は何かあるんですかねという問いなんですけど。

○植本大和総合病院事務部次長

この手数料の25万2,000円、これにつきましては、主には軽油税とか公用車の車検に伴う重量税、印紙代などがございます。（「それは聞いていないで、いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長

植本次長、光総合は令和3年10月からクレジットを行ったが、大和はどうかという問いかけです。お願いします。

○植本大和総合病院事務部次長

まだ現在のところ、実施の予定がないということでございます。

○森戸委員

決算から外れるかも分かりませんが、その辺は総合病院として、4年度の部分で大和に関してのそういうものを導入しようというのはなかったんですか。なかったんならなぜなかったのか、その辺も併せて。

病院局として答えていただいてもいいですけどね。

○小田大和総合病院事務部長

当院におきましても、クレジットカードの導入については検討を行っております。

光総合病院が始めたということもありまして検討を行ったんですけれども、手数料の件とか、あと、うちは高齢者も多いということで、あまり要望もなかったということで、今現在見合わせていると、そういう状況でございます。

○森戸委員

現在見合わせているということでもあります。

光総合病院のほうにお尋ねをしますが、このクレジットカードの決済を行って、どのように捉えていらっしゃるんですか。その1.5%の部分がやっぱり重たいよねという部分なのか、支払いする手数料がですね、それとも利用者のほうがこういうのがあってよかったねという声なのか。

それと、全体の決済に占めるクレジットカード決済の割合はどうか、その辺のところをお願いします。

○大濱光総合病院経理担当課長

クレジットカードについてのメリットですが、1つは、当然利用者の利便性の向上というのがあります。病院の立場からしても、詳しい分析はできませんが、未収金率の低下というものには寄与しているのではないかと考えます。

クレジットカードの売上げなんですけど、令和3年度については648万円で、令和4年度については約2,600万円、その分の手数料を払うことに今なっております。

病院自体の収益の割合については、ちょっと今お時間いただけたらと思います。

○森戸委員

収益の割合じゃなくて決済の割合、それは分らないです、その辺、件数というのか。

分らないのならいいんですけれども、基本的には金額、2,600万円の部分をどう捉えるかだと思います。クレジットカード決済で2,600万円のお支払いがあったということなので、その辺は未収金の部分、未収の率ですよ、その辺の低下がどのぐらいアップしたのかとも相関性があるかとは思いますが、その辺の分析を少しする必要はあるのかなと思います、それに対するコストですけど。

大和のほうも、高齢者の方が多いのでというのは理由だと思いますけれども、両方合わせてそう大きく変わらないと思うんですが、その辺のところはいかがですか。単純に高齢者が多いので利用の声がないのでという一言で片づけられるのか。

例えば、光の総合病院はカードで決済できないのという声がそんなに多くてやったのか。それとも利便性に魅力を感じて病院局としてやったのか。その辺の導入に関しての検討が少し甘いんじゃないですかね。

高齢者が多いからということで一言で片づけるのではなくて、光病院のほうのこれだけ回収できたので、お支払いに貢献できたので、それはやっぱりやってみるべきではな

いかとか、その辺はもう少し考える必要があったんじゃないでしょうか。その辺はいかがですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○小田大和総合病院事務部長

大和総合病院、現在導入しておりませんが、先ほど申しましたけれども、高齢者が多いということもありますし、当院は外来患者さんが光総合病院と比べてもう3分の1ぐらい、100名程度なんですけれども、少ないということもありまして、手数料がかかるということで、患者さんの利便性を図るということも大事ですけれども、手数料もかかるというところで、現在導入を見合わせております。

今後、光総合病院の状況も見ながら、世の中のそういうキャッシュレスの状況も見ながら判断していきたいなとは思っておりますけれども、現状では導入するのはちょっと見合わせております。

○森戸委員

光総合病院では、例えば入院費用なのか、外来の費用にお支払いするのか、その辺のところはどうなんですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院では、入院費用に対するクレジットカード決済払いです。外来費用については、今、クレジットカード決済しておりません。

○森戸委員

入院の部分であれば、外来のことをおっしゃられましたけど、それは関係ないんじゃないですかね、導入の検討に当たっては。

○小田大和総合病院事務部長

すみません、私の認識不足でした。外来もやっておられると思っておりました。

○森戸委員

それだったら、もう少し病院局の中で協議をしたほうがいいんじゃないですか。何か前提に対するものがそれぞれ知らないし、もう一度よく協議をされたほうがいいと思いますよ。

それと、入院費用だけで、例えば過年度分といいますか、そういうものに関してはそういうふうな決済が可能なんですか。過年度というか、未払いの部分に関してのもの、その辺はどうなんですか。

○田中光総合病院医事課長

過年度分に関しましても、入院分については対応させていただいております。

また、外来についても額が大きいものについては、要相談ということで一部は対応させていただいています。

○森戸委員

なるほどね。なら、全体的に全部に対応できるということだろうと思いますので、よく部内で協議をされて、未収金の回収に向けて、クレジットカード決済をどのように使うか、もう少し検討されたほうが私はいいと思いますよ。統一的に光と大和での考え方をもう一度整理をしていただけたらと思います。これはお願いとしておきます。

ひとまずは以上です。

○河村委員

今の未収金とか過年度分の話で、現状の収納状況ちゅうのはどこへ出てくるんですかね。（「監査意見書に入っちゃう」と呼ぶ者あり）

○藤岡病院局経営企画課長

すみません、ちょっと場所のところだけなんですけど、決算審査意見書の48ページに未収金の状況が掲載されて、決算書、決算参考資料のほうにはちょっと掲載はしてありません。

以上でございます。

○河村委員

未収金の状況で、令和4年度の売上げの未収金が、大和病院は35万6,000円、光総合は114万円ということでもいいんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

この未収金につきましては過年度だけになります。というのが、病院は企業会計なので、今、令和4年度の収納率、現年分の収納率というのは出せないんで、令和3年度の1年経過した後の収納率を出しているところです。

それでいうと収納率は出るんですけど、それを繰り越した後の未収金というのが積み上がって、令和4年度に上がっているという状態になっています。

○河村委員

普通は二月遅れの状況の中で、企業会計だから3月末に締めたら、3月末に入金があったものだけが収納に関係するようになっちゃうわけ。役所は今5月末じゃね、会計閉鎖はね。それには関係なくて、3月末で一応切るちゅうことね。

○植本大和総合病院事務部次長

3月末で締める、出納整理期間ないので、3月末で締めたら、納期末到来も当然出て

きますので、その時点で収納率は下がってしまいますので、一応、その1年経過後の収納率を出している。

○河村委員

分かりました。そうすると、例えば5月末の収納状況というものは把握しちよってですか。

○植本大和総合病院事務部次長

5月末というか、その1年経過後の3月末で、一応、収納率を現年度分につきましては出しているような状況です。

○河村委員

いや、要するに2か月遅れで何でというのはね、通常は現金を払って帰るじゃないですか、外来の場合はね。で、今、要は2か月遅れちゅうのは保険を含めて入ってくるわけですよ。だから、ここを経過するとずっと未収が残るちゅう話いね。で、その一番目鼻がつくところの5月のその収納状況というのをつかんでおってですかという話。

○植本大和総合病院事務部次長

現状はつかんでおりません。ただ、庁内組織の収納率の検討をする協議とかがございまして、そこでは整合を図るために、企業会計につきましては1年後の3月末で切ったのを現年分収納率としていつも報告はさせていただいています。

○河村委員

金額的には収納が高いというふうには思いますけど、普通の市の業務とは全く違う状況でね、さっき水道の決算でも収納率っちゃもっと高い、生活に密接な問題だから。

当然病院についても高くって普通で、じゃあ、未収になっているとき、現状の未収金がありますよね、それはどういうふうな督促をしようってんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

折衝、当然電話なり、もし患者様が外来で受診された際に個別の相談をさせていただいたり、一応依頼の文書というのも未納の方には一斉にお送りしております。そういった様々な方法で折衝等を行っております。

○河村委員

受診が終わった段階では請求を出したりすることですが、要は2か月入金のない人に対してどういう督促をしようってんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

2か月後に入ってまいりますので、それを締めた後の翌20日頃に一応リストアップい

たしまして、一斉に電話の連絡をしております。それでも入金がない場合は、治療費の納入についてという文書を対象者にお送りしております。

以上です。

○河村委員

それは大和で、光は別。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院におきましても同様の方法で督促を行っております。

○河村委員

2か月たって入金がない場合は督促の電話をするんですね。

○田中光総合病院医事課長

まず電話での督促をした後、それでも応じていただけない場合に督促状を発行すると、そういった流れで督促をしております。

○河村委員

電話がかからないというようなケースはないんですね。

○田中光総合病院医事課長

そういったケースも一定数ありますので、そういった場合には直ちに督促状を発行するという事になっております。

○河村委員

以前聞いたときは、毎月コンピューターで未収金について出てくるので、それについて督促を出すというふうな回答であったような気がするんですが、電話での督促もしよるということでええですか。

○田中光総合病院医事課長

まず先に電話での督促をした上で、それに応じていただけない、連絡がつかない、そういった場合に督促状を送ると、そういった流れで行っております。

○河村委員

分かりました。過年度分と申しますか、令和3年度以前の未収金が238万円ぐらいあるんですね、それについてはどのように理解をされていますか。

○田中光総合病院医事課長

過年度分につきましても、昨年度は一斉に一度督促状送付をしております。

○河村委員

督促状は当然出すんでしょうが、例えば生活困窮が72件とか一応分類されていますよね。所在不明ちゅう、あるいは亡くなったとか分類が出ているんですが、それを同じようにしよるわけ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中光総合病院医事課長

こちらの資料に上がっている数字に関しても、平成28年度不納欠損になっているものがございます。

○河村委員

病院は不納欠損はせんちゅうんじゃなかったのかいね。今回は不納欠損をするの、これ。

○田村光総合病院事務部長

現在も不納欠損5年後経過して、不納欠損は決算書のほうでは行っています。

○河村委員

一応5年経過したら全部不納欠損で落とすということでええです。

○田村光総合病院事務部長

基本的にそういうことにしています。記載のあるように、不納欠損に計上して決算上は落としています。

○河村委員

例えば生活困窮で不納にするということで、その人は、例えば生活保護とか、そういった収入方法がなかったのかとか、また病院に来ているというようなことはないんですか。全くそういうことがないから、不納欠損で落ちるという理解でいいです。

○田村光総合病院事務部長

5年経過する間には、来院等もないという状況になります。

○河村委員

分かりました。不納欠損で落とす場合には5年は経過しておるし、それ以後についても病院には来ないと。

○田村光総合病院事務部長

それ以上来ないということは申し上げられませんが、決算上は、金額を査定し、落としているということでございます。

○河村委員

決算上は落としているというのは分かったんですけどね、要は継続的に治ったけれども、また具合が悪くなって病院に来たと。そういったとき当然受診しますよね。前の未収があったりしたときはどうするんですか。それは時効で落としたんじゃけもうええんですか。

○田村光総合病院事務部長

御本人が援用の申請をされなければ、請求することになります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院事務部長

平成28年度以前の未収金については、欠損処理をしています。会計上の欠損処理をしまして、それ以前の未収金については、各個人の未収としては残っています。以前、そういう時効がなくなったときがありまして、現時点では個人個人の未収金としては残っています。

来られたときには支払いのほうをお願いすることにはしています。本人さんから援用の申出があるまでは、未収金としてはお願いをするということにしています。

以上です。

○河村委員

この審査意見書の48ページの、今、不納欠損の平成28年度分、令和4年度というところがそれに該当するんだと思いますが、それは分かったんですが、令和3年度、一番右端にあるんですが、96件、238万8,277円というのは、平成29年度の未収金であろうと。

これであるならば、この分も今回落としたと、帳簿上は、いうことでええんですか。平成27年度は載っていない（「27年度の未収金」と呼ぶ者あり）27年度のこれが未収金。じゃあ一応載せているだけなんだ。

じゃ、5年分の未収の中で、今回未収として残ったのが、上の段の1,000万円何がしが未収金で残っているんですけどね。この収納方法というのは、さっきからいくと電話で連絡をして、督促はがきを出すと。家庭訪問とか、先ほどもクレジットの話がありましたが、そういったものを訪問してお願いするようなことはやっているんですか。

○田中光総合病院医事課長

訪問につきましては年に数件でございしますが、実施をしております。

○河村委員

何件ですかね、400件以上ありますが、その中で数件ほど抽出して行っているという理解なんです。

○田中光総合病院医事課長

特に説明を求められた場合に、家に赴いて説明をして徴収をしているというケースが数件ございます。

○河村委員

特に求められなかったら訪問しないというふうに理解ができるんですが、早く対応するほうが入金につながるような気がするんですけど、例えば、令和2年度のところで121件260万円ですか、それが結構130万円ぐらい入金があったりしていますよね。それは別に、そういう訪問せんでも時期が来たら払うてくれるからええという解釈。

○田中光総合病院医事課長

未収のある患者さんの中にも、まだ今現在、通院されている患者さんもおられますので、病院内で、来院されたときに患者さんとそういった面談ができる場合には、そちらで対応を今しておるところでございます。

○河村委員

継続的に通院をされたり、あるいは入院されたりするケースもあろうと思うんですね。今回、不納にするところを見ても、生活困窮というふうな、それ以外に落とすところがないからこういうふうになっているのか、中身の分析が分かりませんが、生活保護のような扱いとか、そんな話ちゅうのはしよってんですか。生活困窮のちょっと意味というか根拠を教えてください。

○田中光総合病院医事課長

生活困窮につきましては、患者様との面談をした、その際の記録及び保険証のほうの所得の区分等を参考に判断をしております。

○河村委員

保険証の区分というても、要は生活保護にはならない人は分かっていますよね。だから、生活保護にはならない人で、高額医療に該当するとかせんとかというたら、金額的にはすごい少ないじゃないですか。1か月が、高額医療やったら3万6,000円ぐらいやったですかいねとかそういう金額なんで、その辺りの話も訪問せんにゃ分らんことない。

○田中光総合病院医事課長

所得区分に関しましては保険証の情報で非課税世帯かどうか、その辺りぐらいまでは判断することが可能な状況でございます。

○河村委員

分かりました。戸別訪問を含めて対応的にはそういうこともいつもやっておかないと、年に数件っていうたら、本当に何かがあったときしかやっていないということにもなるんで、例えば収納月間とかね、そういうふうに分らで決めて、年に1回はみんなで戸別訪問を含めてやろうと、そういうやり方を決めることが、恐らくそういった効果につながると思いますので、よろしく願いしたらと思います。

昨年この決算で、大和病院は病院機能評価を受けなかったという話じゃったんですが、なぜかという、答えられます。

○小田大和総合病院事務部長

平成26年の1月に認定病院になりましたけれども、それ以降について、今のところ機能評価の受験のほうはしておりません。

5年に1回ほど機能評価を受けるようになっておるんですけれども、順当にいけば、平成31年に合格という証書もらう予定になっておったんですけれども、それまでに受験するかどうかというのは、今まででもそうですけれども、受験するかどうかというのは、院内で慎重に協議をして検討を行っておりました。

平成30年、31年に受けるというのは、そのときに当院のほうで、電子カルテが初めて導入するということがありましたので、そちらのほうを優先しようということで見送っております。

その後も絶対に受けないということではありませんので、時期を見て検討して、受けるかどうか判断していきたいと考えております。

○大田委員

ちょっとお聞きするんですが、参考資料の1ページと2ページと、それから24、25ページに載っちゃうんですが、1ページで患者外給食収益で0円となっているんですが、大和のほうでは45万2,000円か、今回。委託料にしては7,800万円と5,900万円と書いてあるのですが、その0円と45万2,000円。委託料の給食、多分これが患者外給食収益のほうに入るんじゃないと思うんですが、そこんとこちょっとお知らせしてもらいたいです。

○植本大和総合病院事務部次長

まず、大和総合病院の患者外給食収益の内訳については、医師の先生方の希望者の方についての給食代を徴収しているということです。それと院内保育のおやつ代とか給食代も収益として計上しています。（「25ページの委託料」と呼ぶ者あり）

それで、25ページの委託業務の支払いについては、給食の委託業者がそれも含めて請求をしてまいりますので、それに応じてその医師の希望者の昼食代も含めてお支払いをしているという、患者さんの昼食代と一緒に支払いをしております。

以上です。

○大濱光総合病院経理担当課長

光総合病院について御説明します。

1 ページのところにございますように、患者外給食収益については、先ほど植本部長が言われたように、基本的には、医師のお弁当とかなんですが、光総合病院はそれを令和3年度、令和4年度は、希望されておられませんので、0円ということになっております。

続いて24ページの委託料の給食業務なんですけど、ですから純粹に、病院が委託している患者、または院外保育所等の給食業務の委託業務料がここに計上されております。

以上です。

○大田委員

それで、それは30分前に試食ちゅうのがあるんですが、どなたか頼んでおられるんですか、給食なんかに対して。

学校では校長先生、食べてもらうとか、何とかあるんですが、光とか大和は誰か、30分前に給食を食べてもらうとかいうのはあるんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

定期的に栄養士さんとか、私ども自分も含めて当番制で検食と言って、一応、給食の内容の味のチェックとか、栄養の確認とかをさせていただいています。

以上です。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院におきましては、栄養科の職員が検食を行っております。

以上です。

○大田委員

了解しました。

それと、差額部屋のがあったんですが。7ページと8ページですかね。7ページの光総合病院は、室料差額収益が3,500万円から3,200万円に落ちているんですよ。

光は、11ページですか。2,000万円から1,700万円に落ちているんですが、その室料差額というのはどういうなのか。多分部屋じゃろうと思うんですが、何部屋ぐらいあって、どういうふうな計算されておるのか教えてください。

まず、多分、これは個室になってベッドが1つじゃろうと思うんですが、ベッドの1人当たりの個室の収益面積ちゅうのは、何ぼ平米以上を1人ベッドとするか、以上を差額として取るかどうかちゅうのも教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村光総合病院事務部長

部屋の大きさはちょっと定かではありませんけども、既定の病室の広さというのが決まっています、それを超えた場合に、その差額ベッド代というの算定でできるという形になっています。

部屋代として頂く場合には、光総合病院の場合には、例えば、バス、トイレ、風呂とか、アメニティーの種類によって金額を変えていますし、その広さによっても金額を変えています。

その金額については、近隣の病院と県内、県外も含めて同じような市立病院の部屋代を見ながら算定をしています。今の部屋代の金額になっていると思います。個室以外は、現在は、算定はしていないという形になっています。

○大田委員

何部屋ぐらい個室がある。

○田村光総合病院事務部長

部屋数は覚えていないですが、25%程度はあったと思います。

○大田委員

光は緩和ケア病棟もあるから、緩和ケア病棟に対しての個室が割合多いんじゃないと思うんですが、そこもこの計算に入っているんですか。

○田村光総合病院事務部長

はい、一応入っています。

○小田大和総合病院事務部長

大和総合病院は、1人部屋が全部で10部屋、それから2人部屋が23部屋、この部屋について室料差額のベッド料を取っております。

面積については、ちょっと今、数字を持ち合わせておりませんので。いいですか。

○大田委員

何でお聞きしたかと言うと、今、近年すごい新聞なんかで話題になっちょるんですね。4人部屋で2人部屋使った、たしか1人が63.1m²以上だったら、差額ベッドで取られるとか言うてから、今、随分、話題になっちょるんです。だから、ここは部屋で分けちよるような感じなんですけど、そのような差額ベッドを取られているところが大変多いよというふうに、週刊誌なんかでも載っているんでお聞きしたんですが、今現在では、光と大和は部屋だけで取っているという計算でよろしゅうでございますかね。

○田村光総合病院事務部長

はい、そのとおりです。

○小田大和総合病院事務部長

はい、そのとおりです。

○大田委員

ほいで、収入の出が約300万円と、こっちも約300万円近い減収になっちゃるんですが、そのこの理由はどういうことでしょうかね。

○小田大和総合病院事務部長

個室を希望される患者さんが4年度については、少し少なかったということであろうと思います。

○田村光総合病院事務部長

個室の利用が少なかったという部分とコロナの入院病床もありますので、使用していない個室もございましたので、減少しているのではないかという、これは推測ですが。

○大田委員

大和のほうは、個室の部屋が今は、空いとるという判断でよろしいと。

○小田大和総合病院事務部長

今日現在の部屋の状況につきましては、ちょっと私も今、把握しておりませんが、今年状況については、すみません、ちょっと把握しておりません。

○大田委員

把握しちよってくださいよ。頼みますよ、事務部長さんですから。

なぜ減少になったかというのも一つの疑問点でありますから、よろしくお願いします。

それと、決算書の5ページ。光病院事業損益計算書において、医療収益が59億6,700万円で、医療費用があつて、医療損失が8億1,987万8,000円というふうに、こういうふうに計上されておるんですが、ちょっとそのこのところ教えてほしいんですが。これは2つの合併で計算しておるんでしょ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

こういうふうな計算書を計算されているわけですから、多分、理解されていると思うんですが、答弁できるように、次回からしちよってください。後から教えてください。いいですね、すみませんが。

以上で終わります。

○笹井委員

参考資料の15ページに医師の状況がありますので、ちょっとここでお尋ねをいたします。

光総合病院が19人、大和総合病院が9人、常勤医師がというのは分かりますが、夜勤の回数が過去多くて大変だった時代もあったと昔の審議で聞いていますが、今、ここにおられる先生の夜勤の回数というのは一月どれくらいになるのでしょうか。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院の常勤医師ですが、お1人当たり2回から3回程度になっております。以上です。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院の常勤医師の日当直の回数ですが、一月当たり一、二回になっております。それを常勤医師が当番制で配置をしております。

以上です。

○笹井委員

大和は9人で常勤一、二回だと30日埋まらないんですけど、その埋まらない部分は、非常勤の方が当直されておるという理解でよろしいでしょうか。

○植本大和総合病院事務部次長

そのとおりでございます。

○笹井委員

分かりました。それから、その下段に医師の出入りがありまして、光総合病院は1年間でプラス2と、大和はプラマイゼロということになっています。この採用につきましては、山大医局の人事の中でやられておるものが全部なのか、それとも病院局の御努力によって採用に結びついたのがあるのか、これちょっと聞かないと分からないので教えていただきたいのですが。

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院におきましては、全て山大医局の人事になっております。

以上です。

○植本大和総合病院事務部次長

大和総合病院におきましては、令和4年4月の総合診療科につきましては、山大医局外というか、別途採用ということで。その下の令和4年6月の歯科口腔外科の医師については、山大医局からの派遣で採用しております。

以上です。

○笹井委員

分かりました。なかなか地方の医師不足の中で、現状維持を保たれておるその努力には本当、感謝する次第でございます。

終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②認定第3号 令和4年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明：原田介護老人保健施設事務係長 ～別紙

質 疑

○大田委員

ちょっと分からんから教えてほしいんですがね。決算書の3ページ、資本的収入支出で233万円の不足は、減債積立金で補填しましたと。この減債積立金ちゅうは、どこから持ってこられたのか、ちょっと教えてほしいんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

減債積立金については、以前、当施設が収益がよかったときに積立金として積み立てていた金額になります。380万円ほど積み立てておりました。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、まだ減債積立金ちゅうは、150万円残っている。

○原田介護老人保健施設事務係長

お見込みのとおりでございます。

○大田委員

通所者数が随分、いつも少ないんですが、通所者数を上げるような努力をいつもします、しますという答弁、常にされておられるんですが、どういう努力をされておるのか教えてほしいんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

以前にも答弁したことはございますが、コロナ禍前までは、担当者による居宅訪問や病院等への訪問、その上で私等が訪問してお願いしていたところではございますが、今、

新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況ですので、担当者による誘致をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

いつもそのような答弁をされているんですが、通所者数がないから、減収減益になつるといふようないつも答弁なんです、そのところで常に努力しておると言っているに至るんですが、そのところをもう少し具体的に、そりゃはあ今年度で終わるから、そねえなところは過ぎてしまうんでしょうが、やっぱりそのような努力ちゅうのが、常にやっております、やっておりますって言われるんですが、そのところがなかなか見えてこないんですよ。そのところどういうふうに思っておるのか、私らあととしてはもっと目に見えるようにしてほしいと思うんですが、民間のそねえなのいっぱいできてきたから、なかなか通所者数が増えないようなことも言われたんですが、それによって減収減益でいきよつたら、そりゃ今までのとおりずっとおんぶに抱っこでいくんでしょうが、そのところをもう少し改善してほしいんですがね。そのところどういうふうに思っておられるか、ちょっともう一遍お聞きしたいんですが。

○原田介護老人保健施設事務係長

本当に言い訳でしかないので、数字が本当にこの低い水準での数字ですので、もう理由にはならないんですけれども、私どもとしては、少しでも来ていただけるように、今いらっしゃる通所者や入所者に対して良質な介護をするように、いろいろリハビリを重点的に行って、それを内外にアピールしながら行っているところでございます。

しかしながら、私の至らないことで、なかなか収益に結びついておりません。今後も増やす努力は、民間譲渡になるまで一生懸命努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

監査意見書の79ページなんですけど、収納率について書かれているんですけど、この収納率を、例えば、民間と比較をするとどうなんですか。この収納率の割合、数字は。

○原田介護老人保健施設事務係長

民間業者となかなか比較することは難しいんですけれども、こういう福祉の施設っていうのは、割と未収金が少ないように感じております。

年金の関係で、どうしても2か月遅れとか、そういったことにはなることはございますが、その辺は、各個人の方と相談しながらお支払いのほうをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

病院局にしてもそうなんですけど、未収が、年金の部分もありますけど、発生していく状況っていうのは、事業をしている側からすると、何でなんかなあとか、それをもらわないということ自体が、100%にならないこと自体が恐ろしいと言いますかね、経営するに当たってですね。例えば支援、市からの補助金ですよ、があるのでこの程度で収まっていますけど、そういった1円を大切にしているっていうところが、私はすごく病院局とこちらにしてもそうなんですけど、欠けてるといふふうに思います。何でできるのかなあっていうところがよく分かりませんが、そういう感覚でおられることが恐ろしいなと思います。

○原田介護老人保健施設事務係長

当施設も未収金にならないように、請求して1か月後には、必ず電話と督促状を送っておりますし、なおかつ、自宅訪問も行っております。

ただ、なかなか御理解を頂けないとか、当事者が亡くなられている場合もございまして、なかなかお支払いを頂けてないというところが実情でございます。

以上でございます。

○森戸委員

それは分かりますけど、公的だから仕方がないよねというように、そこにあぐらをかいているのかなというふうに思います。民間だとなかなかそういった状況で平然としておられることが、私は少し理解ができませんので、少しそういう点に関しては、とは言え、税金で含めて成り立っているところもありますので、しっかりと意識を持って経営をしていただけたらと思います。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

③議案第52号 光市病院等事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

説 明：藤岡病院局経営企画課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

今回の議案第52号、この条例の改正がなされたと考えた場合、市民に対する影響というところも、非常に大きな影響を与えることが考えられますが、この事案をどのような方法で市民に周知をしていくのか。この点についてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

今回の周知方法につきましては、光市の広報、病院のホームページ、病院の広報、各外来待合や総合受付に制度の案内を掲示する予定としております。

また、初診の受付時や保険証の確認時等にも、選定療養費についての周知をしようと検討しております。

以上でございます。

○小林委員

理解いたしました。あともう一点、今回のこの事案というところは、光市内をはじめとして、近郊の個人クリニックにも影響を及ぼすことが想定されますが、医師会との緊密な連携が必要と考えますか、見解のほうをお示してください。

○田中光総合病院医事課長

医師会との連携につきましては、紹介重点医療機関に指定される以前より、現状でも重症度が低く、緊急性のない患者につきましては地域の医療機関へ、緊急性の高い入院を必要とする患者については光総合病院へという役割に沿った連携を既にいたしております。

紹介重点医療機関に指定されたことにより、より役割が明確化され、分担が進むのではないかと考えております。

○小林委員

ある程度理解ができました。やっぱり少し、今の個人のクリニックさんっていうところで、いろいろな考え方っていうところはすごく理解できています。例えば、今で言うと、待ち時間が非常に長くなってしまったりとか、そういう利便性というところも少し課題があるのかなというふうに思いました。その上で、やはり医師会とは引き続き連携を取っていただきたいと思いますので、この点については要望でお伝えしておきます。

以上です。

○河村委員

救急車に乗ってかかったときは、初診料は7,000円要るとちゅうことでええんですか。

○田中光総合病院医事課長

救急車を利用して診療された場合の初診料につきましては、基本的には選定療養費の対象外というふうに考えております。

○河村委員

とすると、救急車で初診にかかったときは、それ以外ということは、3,000円という計算になるんですか。そこをちゃんと言わんと。

○田中光総合病院医事課長

7,000円は初診に対しての費用ですので、初診の際に選定療養費の対象外になるということは、今現在の患者さんと同様で、初診料のみを診療報酬としていただくということになります。

○河村委員

ちょっと飲み込みが悪いんですけど、通常で行くと、初診の場合は7,000円が別に要ると。救急で行くと、初診料の7,000円は要らんけれども、ほかに何が要るんですか。何も要らない。

○田中光総合病院医事課長

現在でも、初診で診療を受けた際には、初診料という診療報酬のほうで設定されている点数分の費用を頂いておると思うんですけども、そちらのほうを頂くと。

選定療養費の対象になった方の場合には、それにプラスアルファで選定療養費を頂くといった考え方になろうかと思えます。

○河村委員

要は、この2月以降について、救急車に乗っていったら初診料は要らないんで通常の、じゃないんでしょ。そこを分かりやすく。

○田中光総合病院医事課長

すみません。通常の診療と同様に、初診料を頂いた上で選定療養費を上乗せで頂くといった形になります。救急車を使用されなかった場合は。救急車を使用されて診察を受けた場合には、現在と同じ初診料のみを頂くと。基本的にはそういった形になります。

○河村委員

今の話、何かちょっと飲み込みが悪いんですけど、通常行ったら、普通の治療費とは別に初診料を7,000円払うんでしょ。じゃないんですか。そこは違う。

○田中光総合病院医事課長

「通常」としたのが、紹介状を持たれずに初診で受診された場合ということを想定してお答えさせていただきますと、そういった場合には、初診料と別に7,000円を頂くことになります。

○河村委員

私の頭が悪いんじゃない。初診料とは別に7,000円頂くという意味が分からん。初診料は何ぼもらう。

○田中光総合病院医事課長

ちょっと細かいところを申しますと、今現在、初診料が2,880円なんですけども、紹介状を持たれずに来院された際には、その2,880円の部分が880円になった上で、さらに選定療養費というのを追加で頂くということになります。

○河村委員

うん。それが、じゃあ救急車に乗って行ったらどうなる。

○田中光総合病院医事課長

救急車を使用して来院された際には、2,880円と、あとは個人負担に応じた割合の請求となります。

○河村委員

なるほど。その後というのは、救急車が初診になるわけですが、その次の治療に通ったときは、同じ治療が継続したら、そのまま初診なしで2回目3回目と受けられるわけ。

○田中光総合病院医事課長

初診の後の診察というのが再診に当たります。ただ、再診時の選定療養費として請求する場合というのは、当院の医師が紹介状をほかの病院に出したにも関わらず、患者さんが当院を選択して来られたと、そういったところを対象としていますので、単に初診の後に継続的に再診で診察を受けられた際に3,000円を頂くというものではございません。

○河村委員

そうすると、救急車でいった後、継続して治療にかかったら、そのまま選定療養費というものは要らないということではないですか。

○田中光総合病院医事課長

おっしゃるとおりでございます。

○河村委員

はい。分かりました。

それから、今、医師会との連携という話があったんですが、これまでもそういったケースは、今まで何回もお話しをしてきたと思うんです。地域に返すということで、お互いがウィン・ウィンの関係になるという話をしてきたんですが、なかなかうまく進まなかったことについて、今回こういう制度になったら今まで以上に上手にやろうという話になるんですか。要は、病院側からすると、そういう再診に来た患者さんに、地域のかかりつけ医に行ってくださいということになるんですか。

○田中光総合病院医事課長

紹介受診の重点医療機関になったこともありますので、今後は医師会との話し合いもございませぬけれども、基本的に初期診療に関しては、地域の医療機関さんのほうを主に受診していただくようお願いしていきたいと思っております。

○河村委員

とすると、今の紹介状のない比率がどの程度で、今後の目標というのはどのように思っておりますか。

○田中光総合病院医事課長

現状では、選定療養費の対象とならない患者というのは、全ての初診患者の中の4割程度というふうに今把握しております。

今後、その残りの6割の患者さんをどの程度地域の診療所さんをお願いしていくかというところの目標値はまだ定まっております。

○河村委員

要は、紹介状で今までかかっていた人が4割ということですか。

○田中光総合病院医事課長

その4割の中には、紹介状を持って来られた患者さんと、救急受診された患者さん、これを含めて4割でございます。

○河村委員

ということは、紹介状を持ってきた比率っていうのはもっと低かったということじゃないですか。だから、当面、来年度については、そこを6割なのか7割なのか、ある程度目標を持って取り組んでいかないと、上がらないと思うんですね。今までとあまり変化がなくて。どうぞ。

○田村光総合病院事務部長

今課長が申しあげましたのは去年以降の数字ですけれども、今年度の4月、5月の数字を出してみました。紹介率が、救急車の患者も含めて、4月、5月が64%から65%。逆に、医院の方に逆紹介している数字が48から49という数字になっています。これを上げていければというふうには思っています。

○河村委員

分かったんですが、要は、目標を持って取り組んでいっていただきたいということでございます。

以上です。

○大田委員

私、本会議でもお聞きしたんですが、準備不足であるから、もう一遍準備をするというような答弁をされたんですが、そこのところをもう一遍お答えいただけたらと思うんですが。準備不足というのは、条例を出されるのに準備不足という言葉はないじゃろうと思うんですがね。

○川崎病院局管理部長

本会議の質疑の中で、ちょっと準備不足というような言葉になりましたことを。

いろいろと準備しておりますが、詳細な部分について、若干、まだ取扱いで、あの場では御説明が足りなかった部分があったと思っております。

以上です。

○大田委員

条例を出されたんでしょ。こういうふうには52号というのを条例で出されたんでしょ。それで準備不足というのはないでしょう。

○川崎病院局管理部長

大変失礼しました。準備不足という言葉を使ってしまいましたが、ちょっと答弁の中で不適切ではなかったかなとは思っております。

これ、条例を出すわけですから、いろいろと内部の中で、当然調整もいろいろとしながら準備を進めていっておるところでございましたので、ちょっと答弁のときには言葉が足りなかったかなと思っております。

以上です。

○大田委員

それだったら大和地区の人のところをもう一度お答え願えませんでしょうか。

○川崎病院局管理部長

本会議の中でお答えさせていただいたのが、大和地域には民間の診療所がないから、例えば、光総合病院に行く場合に選定療養費が必要になるのではないかというような趣旨だったと思われましたので、大和地域については大和総合病院が一次医療機関の役割を担っておりますので、大和総合病院のほうの受診をしていただけたらという意味でお答えをさせていただきました。

○大田委員

だからそのときに、大和総合病院には全ての科はないと言って、民間診療所でもここは外科とかここは内科とか皆さん選んで、民間診療所、近くのところはそこに行って、紹介状を持って行くんですが、大和総合病院にはそれがいいから、ほかの科でも紹介するんですかとお聞きしたら、いろいろな答弁されたんですが、そこのところはどういう

ふうに思っておられるんですか。もう一遍お聞きします。

○川崎病院局管理部長

確かに言われるように、大和総合病院は、標ぼうしている科でないところもございませので、一旦御相談なりしていただいて、受診できるかどうかというところも御相談していただけたらなと思っております。

○桑田病院事業管理者

委員さんがおっしゃっているのは、例えば、整形関係の人だったら、整形のところからうちの整形にということだと思っんです。

そうじゃなくて、例えば内科の先生でも、開業されたほかの先生でも結構ですが、その方から紹介を頂くことで十分代用できると思っいます。それでいけると思っいます。

いわゆる、同じ科でないといけないということではないんです。内科の先生がその患者さんを整形のほうに紹介するということの紹介状になります。

○大田委員

そういうふうに言われるんですが、どうにもこうにも大和病院に行って、紹介を受けて、光総合病院に行けよというように聞き取れるんですよ、私どもから聞くと。大和地区の人は、どうでもこうでも大和総合病院にまず1回目に行って、紹介状を受けて、光総合病院に来いよと。今の答弁でも、私らのほうにとっては聞き取れるんですよ、そういうふうに。

患者としては、腕を折ったと。整形なら整形で行きたいが、行ったら7,000円も取られるから、まず大和行けよと。内科の先生に、腕を折れたんじゃが紹介してくれよと内科の先生に言うてから、紹介状を持って、また光総合病院に行くとか、私らとしては二度手間だと思っんですよ。わざわざ労力を使って大和総合病院に行って、光総合病院の紹介状もらってというのは二度手間と思っんですよ。そこのところはどうかならんのですかとお聞きしたいわけですよ。

○川崎病院局管理部長

今、大和地区の方という想定なんですけど、例えば、光市内の別の内科以外の科を標ぼうしておられる科へかかれて行かれるのもよろしいかと思っんですが。

○大田委員

どうでもこうでも、一遍で行ったら何千円取るから、まず行って紹介状を受けてこいよというスタンスなんですよね。今の答弁から聞くと。

○桑田病院事業管理者

その方の病状によると思っんですよね。例えば、委員が言われたように、急ぐような場合は救急車。もしくは、例えば、連れに来るにしても、こういうことだよってことで

救急で来ることに関しては、それは取ることはないですよ。

だけど、病状として、前から腰が痛いんだが、この腰どうにかしてくれんかというときに、大和のほうでも整形外科を週に何回かやっていますよね。それとか、いなかった場合に、例えば、ほかの内科の先生のほうで紹介状を書いてもらえないだろうかということをするというのも一つの手です。

そのときの病状によって違うので、全ての人がそういうふうになるわけではないと思うんです。

○大田委員

それは救急車で行けばいいですが、救急車も光総合病院は47%しか引き受けていないんです。100%を引き受けるっていうのであれば、それはそれであるかもしれませんが。

○桑田病院事業管理者

僕のことであれなんですけど、僕は光総合病院で今常勤でやっていますけれども、光総合病院で取れる取れないということに関して言うと、大きな理由は、やっぱりうちの病院ではその科がないということが主なところなんです。それ以外の場合は、できるだけ院内で、融通がつくように、見るようにしているんですけども、それでも数値としては低いのは確かです。

ただ、それと今回のことに関しては、内容がちょっと違うような気がするんですよ。だから、救急車で来たらいいかということでしょう。救急でない方を取らんのかどうするんだと。取らんのかしたら患者さんはほかの病院に行かれると思うんです。しかし、この周南地区でも、選定療養費をとる病院というのは同じ時期に増えてきます。徳山中央病院もそうだし、新南陽市民病院もそういうことになります。これらの病院と光総合病院は条件としては同じです。

○大田委員

それは、管理者がそういうようなことをどうしてもだったら救急車でとか、そういうような答弁をちらっとされたから、そうお聞きしただけですが、それから、ここの地区に、大和とか三井とか、あんなところはなかなか診療所がないわけですよ。河村先生しかいない。小周防とかの光武先生しかいないから、やっぱり早く行きたいという患者の心理はあると思うんですよ。早く見てもらいたいと。

だから、どこに行ったらいいかといったら、光総合病院が先生がある程度おられるから、見てもらえんかと思って行かれると思うんですよ。

そういうところも考えてもらって、選定病院に指定されてやられるのはしょうがないにしても、そこのある程度、情状酌量といいますか、要するに、そのようなところを調べてもらって、今後も運営していったらと思うんですよ。

極端な言い方をすると、骨を折ってほとんど治ったと。救急車で行って、骨を折ってほとんど治ったと。それで大和地区から行ったとして、また紹介をしますと。大和なんかやったら、大和総合病院か他市に行くかせにゃいけん場合があるんですよ。それでもやっ

ぱり光総合病院にええんじゃとなったときには、逆紹介をしたんだから来るたびに3,000円ずつ再診選定療養費を1回ごとに余計に払わにゃいけんとなると大変じゃないかと思うんです。そういうところはどういうふうにご考えておられるか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○桑田病院事業管理者

再診のことをお答えする前に、何かあったら救急車でいけということ、ちょっと申し訳ないんですけど、それはそういう考えで言ったわけでもありませんし、それで何度も救急車に乗るっていうことになってくると、救急隊の負担が増えるだけです。だから、そういうことは言ってませんので。

逆紹介はできるんです。逆紹介は、必ず来たやつをしなくちゃいけないかというわけではないです。紹介状を頂いて、それで治療なりなんかした。今度、治療的には特にこちらですることはない、あとはもう薬だけですよという場合に逆紹介をしますが、それはそのときの担当医師が、逆紹介をせずにもうちょっとまだこちらのほうで見たほうがいいのかなという人はそうなりますし、その患者さんが希望を言えば、別にさっきのところじゃなくて、近くはこっちが近いんだと言ったらそちらに紹介しますので、必ず逆紹介を元のところに返さなければいけないということではありません。

先ほど言われたように、例えば、大和の内科の先生から、骨折したからこっちに来たと。その場合、骨が治ったら、それはもう逆に紹介することは必要ないですよ。（「うん」と呼ぶ者あり）だから、そういう意味での逆紹介ですので、絶対に逆紹介をしなればいけないというわけではないので、それは安心されていいと思いますけど。

だから、それがなかったら駄目なのかというわけではないということです。逆紹介をして、そこに自分がこちらのほうで相談して、この状態でうちのほうですることはないので、あとは向こうのほうで見てもらえますかということをお話して、それでいいですよという状態で紹介を書くわけです。出したんだけど、でも、やっぱりそうは言ったものと言ってこちらのほうに来る場合は選定療養費を取ろうということです。

あくまで患者さんとお話しすることではっきりそういうことになった場合であるので、そういうので選定療養費を取るといことはあまりないと思いますけど。

○大田委員

今、患者さんとお話しすると。逆紹介で民間の診療所に行くよと。やっぱり光総合病院がええんじゃと。光総合病院の私がかかっていた先生がええんじゃという患者さんがおるとしますよね。それはまた紹介状を書いてもらうて診察ということになるわけですか。

○田中光総合病院医事課長

もしそういった事例があればということなんですけれども、そういった事例があれば、また紹介状を書いていただかなければ、選定療養費の対象になるかなと考えております。

○大田委員

民間診療所に行って、やっぱり私はこれ嫌じゃと。直接行きたいと、紹介状なしに行った場合はどうなるんですか。

○田中光総合病院医事課長

その場合は再診料のほうの選定療養費の対象患者さんとなると思われます。

○大田委員

そうすると、毎回毎回3,000円ずつ払わなければいけないということになるわけですか。

○田中光総合病院医事課長

おっしゃるとおりです。

○大田委員

逆紹介されて、その診療所に二、三遍行って、どうしてもこの先生は嫌だ、今までかかった先生のほうがええじゃと思う人もおると思うんですよ。

だからその先生のところに逆紹介じゃなくて行った場合という例を例えたんですが、そういう場合はどのようになるんですか。

○田中光総合病院医事課長

ですので、その移らせた先の診療所の先生のほうから紹介状を書いていただいて当院に受診されれば、選定療養費のほうは費用かからないですけれども、その紹介状がない状態で受診をされるといったことになりますと、再診のほうの選定療養費を徴収せざるを得ないかなというふうに思います。

○大田委員

これは初診じゃなくて再診のほうで毎回毎回3,000円と。5遍くらい、15,000円も払わなきゃいけないということになるわけですか。

○田中光総合病院医事課長

初診というのは、一旦治療が完全に終了した状態か、治療が中断されてある程度の期間が経った患者さんが対象になりますので、今回おっしゃられるような患者さんであれば、再診の選定療養費の対象になりますので、5回来られれば15,000円と、単純にそういった計算になるかと思えます。

○大田委員

やっぱり患者さんと先生の相性ちゅうんもあると思うんですよ。だからそげなところは少し考慮してもらったらと思うんですが。そうでないと、もうこの先生にかかりたく

ないんじやが、毎回3,000円ずつ払わにゃいけんからというので仕方なくかかるという。そしたら治るものも治らんじやろうと思うんですよ。

そういうところも、いろいろ人間ですから、そういうのはあると思うんです。そこら辺のところも少しいろいろ考えてもろうて対処してもらいたいと思うんです。こう書いてちよるからそれでやらなきゃ駄目ですよというのではなくて。先生方も人間ですから、人間が見るんじやから、と思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○大田委員

先ほどの病院決算で聞いてもよかったんですが、大和病院の麻酔科の先生が辞められてもう1年以上になって、次に入ってこられないんです。そのところはどういうふうを考えておられるか。

○小田大和総合病院事務部長

以前もお答えさせていただいたかと思いますがけれども、新たに麻酔科医を採用するという考えは現在ありません。

○大田委員

脳神経外科やら、口腔外科やら、今現在診察しておられるんです。その先生が手術をしようとして。大病院行かんでもここでできるという先生なんか、麻酔科の先生がおらんから、それこそ違う病院に紹介せにゃいけんわけですよ。そうなると、入院患者ができるんですが、そういうふうになったら入院患者も減るし、収入も減るといふふうになるんですが、麻酔科医を入れる気がないと言っておられたんですが、そういう先生もおられるのに入れる気がないちゅうのは、私はどうかと思うんですが。

先ほども機能評価もやらないよ言われておられたんですが、大和総合病院は、一応、大和総合病院として一般病床も40床あるんです。大手術をせえとは言いやせんですよ、別に。でも、それに対する手術は、麻酔科の先生がおられて初めてできる手術であって、それを入れる気がありませんとは、病院の経営者としてどういうことなんですか。

○小田大和総合病院事務部長

現在、大和総合病院は、慢性期、回復期の病院として、機能分化をしております。現在、一つの病院が全ての医療を行うのではなくて、地域の医療機関が連携し合って一人の患者さんを見ていこうという流れになっております。

ですので、手術に関しましては、当院ではそういう対象の患者さんがおられましたら、

地域の医療機関に紹介して手術をしていただこうと、そういうスタンスで運営を行っております。

○大田委員

要するに、極端な言い方をすると、光総合病院と大和病院を一体化して運営していきたいという感じに受け取れたんですが、そうなんですか。

○小田大和総合病院事務部長

光総合病院と大和病院、2つの病院で一人の患者さんを見るのではなくて、周南医療圏、大きな病院もございますので、そういう病院等と連携し合って、患者さんを紹介して、適切な医療を提供してまいりたいと考えております。

○大田委員

適切な医療できないじゃないですか、そんなのがなかったら。

それと、大和総合病院に整形外科の常勤医師が入ってこられて、現在週2回ぐらい外来診療を受けておられますよというようなことも、患者さんはほとんど知らないんです。せっかく常勤の医師で週2日も外来を見ておられるというのに、どうかと思う。何も啓発活動されていないんです。大和総合病院に患者を来させんようにしておるんじゃないかというような思いを抱くわけです。

○小田大和総合病院事務部長

今年の4月に、新たに整形外科の医師が入ってこられました。4月から週に2回、整形外科の外来を担当していただいております。

PRが足りないということなんですけれども、院内の主だったところには掲示をしておりますし、ホームページ、それから院内の広報紙におきましては、整形外科を開始しますというふうにPRを行っております。

少しPR不足と言われれば、もう少しPRしていきたいなと思っておりますので、それは課題として今後克服してまいりたいと思っております。

○大田委員

課題としているのではないです。脳神経外科の先生が来たときもPRも何もされなかった。

要するに、整形外科の先生が来られたら、ちょっとした手術もされるようになると思うんです。されないかも分らんが、すぐ紹介状を書いて、あっち行け、あそこの病院行け、ここの病院行けってから紹介状を書いて、患者を向こうに持って行くかも分かりませんが、やっぱり充実していこうという気が全然見えてこないんです。せっかくそこに一般病床も40床もあるのに。立派な手術室もあるし。大それた手術をせえとは言ってはおりませんが、その辺のちょっとした手術をするようなことも考えて、ずっと病院運営、経営というのはするんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○小田大和総合病院事務部長

先ほどから申しておりますけれども、現在は地域医療連携、こういうもので地域の医療機関で患者さんを見るということになっておりますので、当院といたしましては、主に慢性期、回復期の医療を行っております。手術が必要な患者さんにおきましては、紹介という形で適切に連携していきたいと考えております。

○大田委員

地域連携、地域連携って、地域連携も確かに大事ですよ。そこらの病院で患者さんを見れる。そうしたら、よその遠いところ、極端な言い方をすると、岩国医療センターを紹介すると。岩国医療センターを紹介した場合は、患者さんは岩国医療センターまで行かにゃいけないのです。そこに連れて行く、その支度をする、またいろんな用事があって行くと。それを家族の人に負担させるよりも、大和ができる範囲だったら、近いんじゃないから、大和にできることはやったらいいんじゃないんですか。それを、極端な言い方をすると、放棄するというような、私らは思うんですよ。

○小田大和総合病院事務部長

岩国医療センターで紹介する患者さんについて、とても大和病院ではそういう治療ができない患者さんであるから紹介をするのであって、近隣で対応ができる病院があったら、そちらのほうに紹介をするようになると思います。

それも患者さんと先生方でしっかり話していただいて、患者さんの病状に沿った医療を提供していきたいと思っております。

○大田委員

小田事務部長。いい加減にしてくださいと言いたい。患者さんを病院は見る。

○委員長

大田委員。今の言動はちょっと気をつけてください。もう少し丁寧に発言してください。お願いします。

○大田委員

いい加減にしてください。

○委員長

大田委員、もう少し。質疑はよろしいので、丁寧に発言をお願いします。

○大田委員

地域医療、地域医療って、大和病院は慢性期医療をしているからええと、そういう感じに覚えるじゃないですか、それやったら。脳神経外科が光総合病院にあるんですか。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

私は、大和総合病院は一次医療で、一般病床40床持っているんだから、それに対する万全の体制を取るべきじゃろうと。ちょっと重いからとかいうんで、すぐ地域連携、地域連携ってすぐよそに紹介するんじゃないかと、そういうのを思ってるわけです。地域連携ですぐ紹介しますとかいうのは、先ほどから52号のようなこともあったんですが、まず大和に来て紹介状を書いてもらってよそに行くと。そんなんじゃなくて、まず、患者が来れるような体制を取るべきと。せっかく内科の先生もある程度3人ぐらいおられるし、脳外科の先生もおられる、整形外科の先生も今回来られたし、それから耳鼻咽喉科の先生もおられる、口腔外科の先生もおられると。

要するに、もっと充実して、まず大和病院に来てから診療してくださいよというような病院体制を取ってほしいわけです。一般病床が40床もあるんだから。回復病床、療養病床と言われるが、それも大事ですが、一般病床も40床ある地域に根差した病院であるよと、そういうような自覚を持ってやってほしいわけです。それが常に、地域連携だから、紹介状書きますから、すぐ出します、そういうような答弁して欲しくないわけです。脳神経外科来られても、整形外科来られても、今度は新しい先生が来られました。何曜日と何曜日で外来を受けられますよと。そのような啓蒙活動、啓発活動というんですか。

大和病院に来てくださいというのは、言葉は、病人に対して悪いのかも分かりませんが、そういうような感じの病院を作ってほしいと思っているんですよ。それが、常に連携で紹介状、書きますからというような答弁をされるからと思うわけですよ。お答えください。

○小田大和総合病院事務部長

すみませんでした。説明の仕方が非常に不適切であったとっております。大和病院としましては、地域に密着した、慕われる病院として、最大限、診療に努力してまいりたいとっております。

○大田委員

あまり納得できんのじゃが、いいです。

○小林委員

何点か質問させていただきます。今、ファミリーアンドフレンズCPRについてお聞きをしたいというふうに思います。なかなか聞き慣れないことで、私もホームページを見て、自分自身も少し勉強して質問させていただきます。考え方とすると非常にいい取組だなというところで、少しお聞きをしたいと思っています。

光市立の総合病院においては、光医師会との共催で、医療に携わっていない一般市民のための心肺蘇生法の講習会を定期的に関催していますが、ここ数年の参加者の状況と

いうところと参加者の属性というところも少し併せてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

ファミリーアンドフレンズCPRの参加者でございますが、令和4年度が7名、令和3年度9名、令和2年度2名、令和元年度9名となっております。年代としましては、小学生以上を対象としておりますので、10歳未満のお子様から70歳代の方までいらっしゃいます。親子、夫婦、職場同士の参加というのも多くなっております。男女比としましては同程度となっております。

ただ、コロナ禍の状況により約半年間開催できないとか、年度によって開催が難しい時期もございましたので、比較的人数が少ないかなとは思っております。

以上です。

○小林委員

現状の参加者の状況というところと属性というところも併せて理解ができました。やはり、この活動というところは、やっぱり自分の親しい友人が倒れたときに即座に対応して、そこをこう救命していくというところ、すごく私この理念って素晴らしいことだと思うんですね。

ただ、コロナ禍もあって、非常に参加者の状況という部分が少し停滞はしていますが、今、ホームページ等でしっかりとPRもされていますけど、ぜひこういうものが市内の人に、多くの方に参加していただきたいというふうに思っていますので、引き続きの周知のほうはよろしく願いをしておきます。

あともう一点、これも少し、健康出前講座というところに少しお聞きをさせていただきます。光市立の総合病院におきましては、健康や医療に関する意識を高めるとともに、当院の診療内容等を知っていただくため、市内の自治会や老人クラブ、企業、学校、各種団体等の研修会や会合、こういうものに出向いて講演を行っているということで、これについても、ここ数年の参加者の状況というところとその属性について合わせてお示しをください。

○佐古光総合病院総務課長

健康出前講座の参加者数としましては、令和4年度が5回で79名、令和3年度が1回、41名、令和2年度が4回、86名、令和元年度が8回、152名となっております。依頼される団体としましては、8割が老人クラブや自治会となっております。残りの約2割程度が会社や企業の職員研修の一環として利用されております。老人クラブや自治会では、ほとんどの方が70から90歳代の女性となっております。会社や企業の研修の一環としましては、20代から60代の男女となっております。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。もう少し細かい質問をさせていただくんですけど、今、この健康出前

講座というものは、私もホームページを確認させていただきましたが、22個のカリキュラムが準備されているんですね。少し、昨今、SNSの普及などによって、薬物が容易に入手しやすくなっているというところで、薬物依存の低年齢化、これ社会問題になっているところがございます。こうした状況を踏まえて、やはり医学的見地を踏まえた薬物依存に関するカリキュラム、こういうものが必要なというふうに考えておりますが、これについての見解をお示ししてください。

○佐古光総合病院総務課長

健康出前講座22のメニューがございますが、この中に薬物依存のメニューが現在はございません。薬物依存に関わらず、メニューにない内容につきましては、御相談いただけましたら、可能な限り対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

承知いたしました。私からは以上でございます。

○田中委員

項目としては2つお願いします。まず、旧光総合病院の跡地の状況についてお尋ねしたいと思うんですが、令和5、6年で解体する方向性を示されている中で、先日、入札の公告もされておりますが、進捗状況についてお知らせいただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

ただいま、田中委員おおせのとおり、8月31日に入札の告示をいたしました。実は、昨日が入札の申込締切でございまして、予定では9月29日に入札、11月初旬に旧病院の解体工事を開始し、令和7年3月末までに工事完了する予定でございます。

進捗としては予定どおりでございます。

以上です。

○田中委員

入札が終わったというところで、決定していないからという部分もあるんですが、質問状等も出ていたので、手応えがあったのではないかと思っているんですが、その辺り、しゃべれば順調にいきそうかというところで、無理ですかね。

○大濱光総合病院経理担当課長

まず、入札自体はまだ終わっておりません。9月29日に入札を行う予定です。質問状はホームページに見られていることだと思うんですけど、確かにございました。入札参加者とか、そういったものは今後の入札時の価格等に影響を及ぼす可能性がありますので、差し控えさせていただきます。

以上です。

○田中委員

分かりました。順調に進んでいるということで、受け止めにさせていただきます。

あと、気になっているのが、結局、跡地の活用についてなんですけど、令和7年の3月末までに解体を終えるというところで、いま一度、跡地の活用について考えをお聞かせいただけたらと思います。

○田村光総合病院事務部長

以前、申し上げたのが、売却という形になってはいますが、解体時、まだ時期がありますので、何らかのことができないかなというふうには考えています。基本は売却で動くというふうには考えています。

○田中委員

まちづくりに大きな影響を与える土地だと、立地もそうですし、広さもそうだと思いますし、先日は地元紙で駅前にホテルが進出という話もありましたので、また改めてサウンディング調査もそうですし、やはり病院局も含めてなんですけど、市のまちづくりの方向性も含めて、ぜひ、どういったものを呼び込むんだという部分、ただ単に売却するんだじゃなくて、どういったものを呼び込むんだという方針で取り組んでいただけたらと思います。

副市長もこの席にいますので、ぜひお願いしておきたいと思います。

もう一つが、病院からのシャトルバスについてお尋ねしたいと思うんですが、先ほど、決算の方で一般会計の繰入額が約350万円ということであったんですが、経費と利用者ニーズについてお聞かせいただけたらと思います。

○植本大和総合病院事務部次長

シャトルバスの経費でございますが、先ほど委員が申し上げられましたように350万円程度。その内訳としては、運転手の人件費が240万円、その他燃料費、保険料などが110万円の内訳となっております。

あと利用者ですが、令和4年度1年間、年間で実働日数238日で、1日6往復の運行で延べ3,124人となっております。

以上です。

○田中委員

これが人数がというところもあるんですけど、延べ人数で入っていると思うので、特定の人が繰り返し使っているのかというところも気になるところなんですけど、先ほど、来年の2月から、光市立総合病院が紹介受診重点医療機関としての選定療養費が必要になるというところですね、その辺りで影響はちょっとどのように考えられているのかお聞かせいただけたらと思います。

○植本大和総合病院事務部次長

現状では、選定療養費の徴収開始の影響は特段ないものと考えております。

○田中委員

影響はないというところで、今の利用者さんが再診なのか初診なのかというところで影響が変わってくると思うんですけど、先ほど人数を聞かせていただいて、238日で3,124人だったら、1日10数人ぐらいの人数という部分があって、私が結局心配しちよるのは、再診で受けていて、逆紹介になったらかかりつけ医を受けてくださいということになるんですけど、このシャトルバス自体がもともと大和病院と光総合一体化という部分で、特別に無料で運行させています。今、大和病院から無料で、時間はかかるんですけどありがたい話で乗せていただいて、今光総合に行かれています方たちが、じゃあもう地域の医療機関にかかってくるよと逆紹介になったときに、そこから違う地区に行こうかと思ったら、別に交通費がかかってしまうんですね。往復で多分、1,000円、1,500円かかれば3,000円ぐらいかかってしまう。だったら、再診で光総合を受けようかという選択をされる方もいるかと思うんですけど。

大和だからそういう、今がいいからそういう発想になっちゃうんですけど、だんだんもうちょっと周南圏域で先ほど考えるということもあったけど、もう考えていかないといけないのかなという部分もあると思うんですね。

今、固定費的に運転手の燃料費等は、ずっと空でも走らせているのでかかっているんですけど、いま一度、詳細分析をどういった方が利用されているのか、延べ人数じゃなくて、実際は何人の方が何回乗っているのかまで調べて、必要であれば、いわゆる固定的な走らせるんじゃなくて、バスの運賃補助みたいなもので直接的にやるという方法もあると思いますので、そういった意味で広く考えていただけたらと思いますので、これを機会に、ぜひ調査分析していただけたらと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○河村委員

決算ベースでいいんですが、救急車の搬入状況をちょっと教えてもらっていいですか。

○佐古光総合病院総務課長

令和4年度の数字でございますが、救急車の利用は1,250件です。

以上です。

○植本大和総合病院事務部次長

すみません、正式な資料は取り寄せておりませんが、月当たり大体20件程度の受け入れを行っております。

○河村委員

月に20件と言ったら240件ぐらいということでもいいんですか。

○植本大和総合病院事務部次長

ちょっと月によって変動もございますし、年間の集計も手持ちに入れられませんけど、150から200ぐらいだろうと思います。

○河村委員

今ちょうど決算のところだから、そのぐらいの数字はいつも持ちちょかんにゃ。大体、光市の消防組合が年間4,000件ぐらいかな、出動件数が。そのうちの1,500ぐらいですから、ちょっとまだ少ないような気がします。

極力救急車を受け入れるということは、市民の生活を守るといのか安全を守ることにもつながってきますので、ぜひ対応はしっかりしていただきたいというふうに思います。

それから、今朝時もちっと病院機能評価についてお話をさせていただきました。この間、表彰もらったばかりだから、あまりひどうに言いとうなかつたんじゃけど、だけど、もう9月になったんでね。あのときにちっとお話をさせてもらったと思うんですよ。入院患者の中で、トイレに出入りする際のタオルの設置についてというような話があって、なかなか対応していただけなかつたと。で、ことが衛生面に関する話なんで、これがないがしろにされるということは、ちょっと普通では考えられなかつたんでいろいろお話をしたんですが、その際、病院機能評価をやっていないというその話になって、半分びっくりなんですすいね。

さっきの話でも、平成20何年にやって、いやもう、この30年、31年にやる予定が、それもやってない。そうでない、はあ令和5年になっちゃう。以来10年、全く手つかずの状態、もともと大和病院が国保病院としての地域に果たしてきた役割は結構大きかったと思うんですよ。で、そういう面で、今まで以上の職責を果たそうというような事柄で、病院機能評価というのは取り組んでほしいと思うんですが、要は、さっき言った現状ですよ。

そういう衛生管理等について、十分なものがないと。だから、機能評価を受けにくいというふうな考えじゃまずいと思うんですが、その辺りちっとお話ししてください。

○植本大和総合病院事務部次長

当院の内部組織といたしまして、院内で患者サービス委員会を設置しておりまして、月に2回程度、開催しております。会議の内容といたしましては、患者様からの意見箱ですかね、そういった内容について対応策等、常時検討しているところです。

先ほど、ペーパータオルの件なんですけど、当時、患者サービス委員会でも議題に上がりまして、検討を重ねた結果、タオルを必要以上に使われる方がいらっしやることで、むしろごみがたくさん増えて不衛生になる恐れもありますことや、また、ペーパータオル等の経費的な面から見て、現状は設置しない方針とは一応しているところなんです。

ただ、先ほど言われた5階の患者様が再三にわたり要望されたということで、一時的に設置をさせていただいております。その後も院内全体で設置するかどうかというのが継続して協議をしているところでございます。

今、検討中というか、今後、また協議を踏まえて方針等、変更がありましたら、またお伝えしたいと思います。

機能評価につきましては、今申し上げた患者サービス委員会とか、当院におきましても、毎年運営方針を策定いたしまして、それに沿って各職場において評価、検証を行いまして、院長や事務部長などのヒアリングなど、そういった運営方針に沿った形になっているかどうかということも検証しております。

また、第三者による病院機能のチェックといたしましては、年に一度、周南環境保健所が実施いたします病院立入調査というのがございまして、そこで医療安全や感染症対策、それとか消防、防災など、マニュアルに基づき適正に取り扱いがなされているかというチェックなども受けております。こういった点を総合的に評価していきまして、一定の高い水準の医療サービスができているものと考えております。

機能評価も継続的に協議しておりますが、こういった評価も踏まえながら、今後、機能評価についても検討を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

患者サービス委員会を設けて、みんなで検討をして、そういった患者からの要望について対応していると。ペーパータオルについては、中にはたくさん消費をする人がおったりして、ある意味では迷惑というか。だけど、それは何かほかに原因があるんじゃないかね。そのペーパーを余分に、あるいは過剰に消費をするという人については。原因をしっかりと正したら、そういうふうにならなくても済むような気がするし、例えば、入院患者がトイレに行くのに、そういったペーパータオルじゃなかったら、個人がタオルを用意するのか。何か方法策というのは、その患者サービス委員会の中で考えて対応するのが普通なんじゃないかいね。

こうでなきゃいけないんじゃないかと、衛生管理がしっかりできればいい話なんよ。だから、そこの焦点を間違えんようにして、今、入院患者がこういうことを言ったときに、衛生管理がしっかりできる方法策というのを自分らで探してこれでやりますと言ったらそれでいいんじゃないけど、結果的にそれに応じたということは、ほかになかったということだろ。違う。

○植本大和総合病院事務部次長

先ほど申し上げましたとおり、現状は設置しない方針というのを掲げておりまして、病棟においてもタオルの貸し出しとかもやっておりますから、それを御自分でお持ちいただいて、手を洗って手を拭いていただくということを、当時の委員会ではそういう方針にしておりました。

ただ、今現状、一部設置しておりますので、全体的にどうしていくべきかというところを今ちょっと継続して協議をしているところです。

○河村委員

お願いしておきます。そういった問題を含めて、いろんな苦情が上がってきたりしますから、そういうことをしっかりクリアするためにも、機能評価は受けてほしい。受けて、いえいえ、うちの体制はこういうふうにしっかりしてますというのをしっかりアピールしていただかないと、言われたら言われっぱなしちゅうんでも具合が悪い。こういうきちっとした衛生管理はしてますよというのをしっかりアピールできるように、この患者サービス委員会も持って行ってほしいというふうに思います。

以上です。

○森戸委員

何点かお尋ねします。光総合病院のことなんですけど、糖尿病の患者の方が内科の内分泌内科で予約をして診察に行かれるわけですけれども、担当医は救急の対応も兼ねてますため、救急車が入ると診療は中断されるということで、そうなるって待っておかなきゃいけないという状況が生まれるわけなんですけど、待っておくといっても血液の検査をしたりするので、なかなか食事も取れたりすることもできないし、救急車も1台だけじゃなくて複数入ってくればもっと待つというようなことになります。

そういった状況に関して、そういうケースが何回も何回もあるので、その点について改善をしてほしいという声が上がっているんですが、それについては見解をお尋ねしたいと思います。

○田中光総合病院医事課長

御指摘のあった診療科につきましては、一人体制で診療を行っております。その関係もありまして、入院患者の診療に割く時間もありますので、そもそも外来の診療に避ける時間が少ないといったところで、なおかつ患者様は糖尿病関係の患者が非常に多くて、そもそもが診療時間に対して患者数が非常に超過しているといった状況でございます。直ちに待ち時間そのものを解消するというのは非常に難しい状況の一つあります。ですので、対策としましては、待ち時間を短く感じられるような対策、こういったことを中心に今進めております。

採血等の都合がありますけれども、食事等については看護師の方に御相談いただければ、こちらの方は看護師の方で適切に指示をさせていただけるかなと思っております。

○森戸委員

いいですかね。外来に割けないということであれば、予約そのものを取ることがどうなのというふうに思われるんですけど、それはいかがですか。

○田中光総合病院医事課長

御指摘のとおり、患者数が多いというところで、紹介の方を進めてはおるんですけども、患者様の方でそのままの継続して治療を希望されるということが非常に多くて、そこまでなかなか進んでいないというのは現状でございます。

○森戸委員

分かりますけど、患者さんの思いもあるというのは分かりました。でもどっちにしても、待たされるということには変わりないと思いますので、その辺、そういったケースの患者さんと話合いというんですか、何人かの声を私、聞きましたので、それはよく理解をしていただく工夫も必要なんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○田中光総合病院医事課長

必要に応じて患者さんのほうの声を聴取できるよう、話合いの場を設けていきたいと思っております。

○森戸委員

よろしく願いをいたします。私の方に来ることが、そちらの現場のところで非常に言いにくいかどうか分からないんですけど、そういう問題点もあるのかなと思いますので、外来の現場でお話しができるような体制を取っていただきたいと思います。

それと、旧病院の解体工事についてお尋ねをするんですけども、これそのものですね、いつぐらいから解体に関して動き始めましたかね。当初は建物も含めた入札だったと思うんですけども、売却といえますか、それはいつぐらいからやり始めたんですって。この前の段階。

○大濱光総合病院経理担当課長

このたびの解体工事をするに当たって、令和3年度に解体工事の設計というか、解体工事設計の委託を市内業者に通じて行いました。これが工事についての一番最初だと考えています。

○森戸委員

その前の段階で、それ付きで土地を売ろうともしませんでしたっけ。そんな話は令和3年の前にもなかったでしたか。すみません、記憶がちょっと曖昧なので、その辺からちょっとひも解いて。なかったですか。

○西村病院局経営企画課調整担当参与

それが、令和何年度だかというのは、ちょっとよく覚えていないんですが、あの病院施設を活用するには、利活用するには何かいい方法はないだろうかということで、サウンディング調査というものを実施いたしました。ただ、当時は建屋とかほかの土地も合わせての調査だったんですけども、広い駐車場についてのお話がありましたけれども、建物については利活用にする、そういった業者、こういったものは、話はございませんでした。

ただ、そのときの業者から聞いた話では、病院を利活用するのは実際難しいよねという話はお伺いしております。それで、我々はそれからいろいろ考えたんですけども、これはもう解体するしかないだろうということで、今の現状に至っております。

以上でございます。

○森戸委員

そうなんですけれども、私が言いたいのは、ここに至るまでどのくらい時間がかかったかというところで聞いているわけですよ。というのは、病院を建てて、基本的には売却したお金でもって土地ですよ。企業ですから返済に充てるといいますか、そうやっていただくことが基本だと思いますので、ここに至るまで、紆余曲折あったにしろ、結構時間がかかっているんじゃないかなと思ったので、まずはそこがどのくらいかかったかということ聞いてみただけなんです。何年なのか分からないということでしたから、それはそれなんですけれども、そういう部分の意識について私は言っているだけなので、何と云えばいいのか分かりませんが。

○田村光総合病院事務部長

先ほどサウンディング調査がありましたけれども、新しい病院が建った以降にサウンディング調査が始まりました。令和2年には始める予定でしたけれども、現場の旧病院を貸してくれという問合せがありました。それで1年間空白ができてしまって、令和3年から今の状況で行われているというふうに思っています。

○森戸委員

私としては、この売却に至るまでの動きに時間がかかって、少し動きが鈍いんじゃないかなというところで、まずはお尋ねをしてみたところです。今から入札というようなところで、どこまで聞けるか分かりませんが、今回の解体工事の発注についてちょっとお尋ねをしたいんですけれども、募集といいますか、要項を見させていただくと、特定建設工事の共同企業体の代表構成員の要素として総合評価が850点で、過去20年間、元受けとして鉄筋コンクリートの延べ床面積が1万m²以上、及び5階建て以上の解体実績がある事業者が市内に存在、そういう解体実績が求められているわけなんですけれども、そういった実績がある事業者というのは市内にあるんですか、ないんですか、その辺はいかがかなと。

○大濱光総合病院経理担当課長

まず、代表構成員の要素として、総合評価850点以上ある業者は市内に4業者ございました。ただし、今、森戸委員が言われたように、過去20年間、鉄筋コンクリート造の延べ床、1万m²以上で5階建て以上の解体実績があるかどうかというところは、私が調べた限りでは、市内に業者はございませんでした。

以上です。

○森戸委員

要は何が言いたいかというと、光市の施設であるということでもありますので、やはり地元にお金が落ちるとい流れの方が私はベストだと思いますが、その辺の部分の工夫

といいますか、それはどうなんですか。地元にお金が還流していくのか。その辺のところはどのように思いますか。今回の工事の発注の仕方ということに関して言うと。

○大濱光総合病院経理担当課長

地元にお金が落ちるような配慮をしているかどうかということですが、今回の解体工事事業の発注に当たり、入札参加形態を、先ほど言われました特定建設工事共同企業体として、構成員の中に必ず市内の業者、約11社いるんですが、11社資格を満たしている業者がいるんですが、その業者と提携して、企業体を作って、入札に参加してくださいというような条件をつけております。

また、仕様書の中には、もし下請のようなことをするようなことがあれば、市内業者を活用するよという一文を仕様書の方に入れております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。共同企業体を構成すればということの話なんでしょうけど、技術的に、例えばその、石綿ですかね、その辺の部分に関しての技術が市内業者にあるかないかとか、その辺のところはどうなんですか。もし元でやる場合に関して。なければならないでしょうがないねということにもなるかとは思いますが、その辺のところはいかがでしょうかね。

○大濱光総合病院経理担当課長

技術的な、その能力があるかどうかということは、正直言って把握が難しかったわけですが、まず、先ほどちょっとお話ししましたけど、令和3年度に行った解体設計のときに、当初予定していたよりも、この解体工事については大がかりなものになるということが分かりました。そういうわけで、実績について、先ほど申しました実績なんですけど、これは、これから解体する旧光総合病院の面積であるとか、階数であるとか、そういったものを表示してあるものでございますので、過去に、今のこれから取りかかる工事をやったことがあるという条件は載せさせていただきました。

以上です。

○森戸委員

了解しました。地元にお金が落ちる工夫といいますか、配慮はお願いできたらと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○田中委員

1件だけ、旧光総合病院の解体についてなんですけど、今、スケジュール等をお示しいただいている中で、やはり大きな工事なので工事車両が増えたりとかいう部分で、交通安全対策等が必要になってくると思うんですけど、地元への説明等も丁寧にやってほ

しいと思うんですが、その辺についてお考えを聞かせていただけたらと思います。

○大濱光総合病院経理担当課長

今回、仕様書の中に住民説明会の開催を明示しておりますので、そういった中で地域の皆さんの理解を得るようにしていきたいと思います。

以上です。

○田中委員

すみません、確認なんですけど、10月初旬ごろからという中で、事業者の方が責任を持って説明会を開くという理解でいいということですか。

○大濱光総合病院経理担当課長

11月初旬から工事開始としておりますので、10月中に事業者が責任を持って説明会を開いていくというふうに、今、予定をしております。

以上です。

○田中委員

11月初旬からということで分かりました。あと説明会も事業者が責任を持ってやるということで理解しました。ありがとうございます。

3 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和5年度光市一般会計補正予算（第7号）

説 明：田中健康政策担当次長 ～別紙

質 疑

○河村委員

休日診療所の運営事業ということで、報償費なんですけど、市の直営でやるということだと、医師の執務手当等という表現から受けても人件費のように受け取れるんですが、なぜこれが報償費になるんでしょうか。

○田中健康政策担当次長

休日診療所は休日や年末年始のみの開設ということで、その時期のみの勤務となることから、常勤という形態ではないため、光市医師会の御協力を得て既に各医療機関に常勤として勤務されている方、雇用されている方の副業という形で募集を行ったところでございます。

8名程度を確保し、1日に1から2名のローテーションを組んで対応したいと考えております。このため、1人当たりの月の勤務日数は月ごとに1日から3日程度となる見

込みでございます。そのため、執務に係る賃金に関しましては役務の提供に対する謝礼として報償費として支払うこととしております。

なお、雇用契約等は交わさないという形ですが、業務において診療代等を徴収していくということになるために、個人個人とは歳入の徴収に係る事務に関して委託料を伴わない委託契約を締結する予定としております。そういう形で、報償費として整理したところでございます。

○河村委員

まだちょっと納得が難しいところがあるんですが、報償費ということになると、例えば講演会の講師とかそういった類を連想するわけですが、労災といいますか、そういった事故が起きたときの対応等を含めて何がどう違うのか。

一応アルバイトというか、要は人件費ですよ。人件費でやって、作業をしてその対価が報償だという考え方が、ちょっとまだ飲み込みが悪いんですが、そのところをちょっと分かるように。

○田中健康政策担当次長

先ほど御説明させていただきましたが、休日診療所の事務業務という役務の提供に対する謝礼という形で報償費で対応するという形で整理をしております。

なお、何か事故があったときということですが、休日診療所として市として日々雇いの雇用者に対する保険には別途入っておりますので、そちらのほうは適用されるという形になります。

○河村委員

とすると、その日々雇いの保険というのはどういうものなんですか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○田中健康政策担当次長

日々雇用の保険に関してでございますが、日々雇用の医師や看護師、事務職員等に係る傷害保険に加入しているというところでございます。

○河村委員

民間の傷害保険に入っていると。通常、雇用保険の中にも日雇い保険みたいなものがありますからね。そうじゃない、あくまでも報償費の中で作業してもらおうというか、講演をしていただくような形で、もしも事故があったときには民間の保険を利用すると。分かりました。

○大田委員

9月末で契約が終了通知が来たと言われたんですが、これはいつまで契約されていた

んですか。

○田中健康政策担当次長

契約期間についてのお問合せですが、昨年度末に1年間の契約が難しいという申出がありまして、その時点で4月1日から9月30日までの委託契約ということで契約を結んでおります。

以上です。

○大田委員

4月から9月までの半年の契約を委託業者と結んでいたと。その後の継続契約が向こうができないから、光市直営でやるということなんですかね。

○田中健康政策担当次長

昨年度の委託業者からは、年度末に1年間の契約が難しいという申出があったため、半年間の契約として代替え業者を探しましたが、適当な事業者が見つからない状況ですので、半年間については市直営で雇用するという形で実施したいということでございます。

○大田委員

来年の4月からめどがついちよると。

○田中健康政策担当次長

来年度以降につきましては、今現在も別途委託可能な業者を探している状況であります。現在のところ契約に至るまでの状況にないため、半年間は市直営の雇用という形で。報償費として対応をしていくという形で考えております。

以上です。

○大田委員

それはいいけど。半年間の契約じゃったんですけど、光市直営でやると。今後も光市直営でやる場合も考えられるわけで、今後とも今度はそういうふうな報償費でやるという感じ。先の心配をお前するな言われるかも分からんけど、そういうふうになるんですかね。

○田中健康政策担当次長

来年度以降につきましては、今現在も委託可能な業者を探しているという状況でございます。来年度以降につきましては、現在お答えができません。

○大田委員

直営をやるというのはどうもちょっとぴんと来んの、相手先をしっかりと探してから

やっってくださいね。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第48号 令和5年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か御質問のほうをさせていただきます。

まず1つ目として、光健康マイレージ事業についてお聞きをします。

本事業というものは、市民の方が健診の受診を必須項目として健康づくりに関する活動をポイント化し、健康づくりの積極的な参加を推進するものでございます。決められたポイントをためて健康増進課に申請すると発行される特典カードで、県内の協力店舗でサービスや特典を受けることができます。

ためる・もらう・使うのコンセプトで大変分かりやすく、健康増進をより効果的に行う上で有用な手段の一つと考えております。

まず、ここ数年の申請状況並びに申請者の内訳についてお示しをください。

○田中健康政策担当次長

本事業は、委員御紹介のとおり、ためる・もらう・使うをコンセプトにしており、このうち、ためるでは、健診の受診1回10ポイント、健康教室等への参加1回5ポイント、日々の生活習慣改善への取組1日1ポイントなど自身でポイントをためていただき、35ポイント以上たまった場合に、申請により県内の協力店の御協力による飲食店等利用割引等が受けられる特典カードを付与するものです。

なお、この事業は県関連事業として県が同じコンセプトで実施しています山口健康マイレージ事業と連携・協働して行っておりますが、県の山口健康マイレージ事業においては健診の受診が1回100ポイントになるなど、市のポイント設計とは異なるポイント

として500ポイントが申請に必要な獲得ポイントとなっています。ただし、付与する特典カードにつきましては市と県と同一の共通のものを付与しているという状況でございます。

お尋ねのここ数年の申請状況については、光健康マイレージについては、令和2年度からの3年間でお答えさせていただきますと、令和2年度64人、3年度41人、4年度24人です。なお、令和4年度は速報値になります。この3年間の集計により、申請者の内訳では女性の申請割合が多く97人、75.2%。年代では60歳代以上が多く78人、61%となっております。

また、山口健康マイレージを申請された光市民は、令和2年度72人、3年度94人、4年度86人となっております。

以上です。

○小林委員

両事業についての進捗というものがよく理解ができました。その上で、光健康マイレージチャレンジ、いわゆるその申請方法についてお聞きしたいんですけど、光健康マイレージチャレンジシートに必要な事項を記入して光市健康増進課に提出することになっていますが、この具体的な、どういう方法で行われているのか、これについてお示してください。

○田中健康政策担当次長

光健康マイレージの申請方法は、広報6月号折り込みの光市健診ガイドや市ホームページに掲載、また窓口に設置しておりますチャレンジシート、これが申請書になりますが、自己申告で記入の後に健康増進課窓口に提出していただき、内容確認の上、特典カードを発行しております。

なお、この申請については、健康増進課窓口以外にもイベント等での出張申請という形も行っているところでございます。

また、山口健康マイレージの申請方法につきましては、山口健康アプリを取得し、健診を受けた場合は日時等をアプリに入力したり、日々の体重や血圧の値を入力したり、そのほかこのアプリ自体が歩数計になっておりますので、歩いた歩数で自動的にポイントが獲得でき、合計500ポイントを獲得し、申請すると特典カードがアプリ上で取得できるというような形になっております。

以上です。

○小林委員

状況はよく分かりました。いわゆる光健康マイレージというより、山口の部分では少し、山口の場合はアプリを使ってやられているというところでよく理解ができました。

やはりこの先ほどの申請状況のところも少し考えてみますと、山口の健康事業のところと光の健康事業のところとで少し考えていくと、山口のほうが参加者も多いというところで、そういうところを鑑みていくと、例えば光市の健康マイレージ事業についても、

今いわゆる必要事項を記入して健康増進課に提出されているということですが、これに対しても例えばオンラインで提出できるような、こういうことも考えることが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○田中健康政策担当次長

光市健康マイレージにつきましては、申請頂いたときに特典カードをカードとして直接お渡しするために、光市の今の方法ではオンラインで特典カードを付与するという形が取れないために、光健康マイレージについては窓口で申請でという形としているところです。

以上です。

○小林委員

状況についてはよく理解ができました。やはり広く皆さんに使っていただくためには、そういういろんな申請の方法も含めて少し工夫が必要なのかなというふうに思いましたので、これについては少し御要望として伝えておきます。

次は、少し毛色の違う質問ですが、病後児保育についてお聞きをします。

山口県内全市町、病児保育事業の相互利用に関する協定締結によって平成31年4月1日から県内在住の方であれば居住地にかかわらず、県内の病児保育施設を利用できるようになりました。その一方で、光市内の病児保育事業というところは新型コロナウイルスの感染拡大に伴って休止状態にあり、令和5年3月31日をもって終了になりました。

この発表を受けて、これから利用しようとしていた人からは、「再開を期待していたのに非常に残念である」、あるいは「仕事を続けていく上での一抹の不安を感じる」などの声を受けております。

こうした状況を踏まえて、まずはここ数年の病後児保育の利用実績についてお示しをください。

○温品子ども家庭課長

こんにちは。

お尋ねの本市の病児保育事業の利用実績でございます。令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、児童の受入れ制限や休業の影響で、ほとんど本市の場合実績がございません。

それで、ウイルスが感染拡大する前の3年間、平成29年度から令和元年度までで申し上げますと、市民が市内の施設を利用した数の平均が年間222人、市外の方が市内の病児保育施設を利用した数の平均は3年間で年間約100人ということで、年間延べ約320人の方が市内の施設を利用されていたというところでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況がよく分かりました。

その上で、やっぱり令和2年から令和4年というところがコロナの影響もあって少しクローズにしていたというところで、例えばその間であったとしても病児・病後児保育に関する市民からの問合せ、こういうものがあったというふうに思っておりますが、これに対する件数と内容についてお示しを頂けたらというふうに思います。

○温品子ども家庭課長

病児保育の問合せについて、特に休止になったこの4月からの状況についてお答えさせていただきたいと思っておりますと、事業を休止した3月下旬には市と当時委託しておりました医療機関双方のホームページで休止の旨を掲載し、また当時利用登録をしていただいた方には文書でお知らせをしております。

また、現在市民が利用実績がある全ての市外の病児保育施設に連絡等をしておりまして、この4月からの6か月の間で病児保育事業に対する問合せ件数は数件程度でございます。その問合せの内容につきましては、この近隣でどこの施設が使えるのだろうか、また利用料金はどれくらいなんだろうか、この2点が主な問合せでございます。

以上でございます。

○小林委員

分かりました。その問合せの状況として数件というところと料金と、いわゆるほかの代替えの場所についてのお問合せがあったということを理解をしました。

もう一つちょっと質問ですが、やはり誰もが安心して働き続けていくためには、病児保育施設の再開、こういうものが必要というふうに考えておりますが、例えばそれに対する見解をお示しをください。

○温品子ども家庭課長

委員仰せのとおり、この事業は市民が安心して子育てができる環境の確保という面から必要なものであると認識しております。

こうしたことから、休止後これまで市内の産科や小児科、内科を持つ病院、それから市内の全ての保育所などに対しまして事情の説明や事業実施の意向の確認などをさせていただいたところでございます。

その結果、現段階におきましては、これらのうちの事業所1者から興味を示している状況となっているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

承知しました。分かりました。以上でございます。

○河村委員

最初に、ちょうど今敬老会が終わった、今からやるところも中にはあるんですが、対応がそれぞれの地区で違うというのは、中には弁当があるところとそうでないところ、

何がその費用の中身が違うのか理解できないんですけども、状況が分かります。

○加川福祉保健部次長

敬老行事につきましては、市のほうから各地区社会福祉協議会のほうに委託をしております、それぞれの地区社会福祉協議会のほうでいろいろと案を考えられ、実施をされております。

したがって、若干地区によって内容というのが異なるというような状況でございます。

以上です。

○河村委員

いや、中身が違うのはええんです。そうじゃない、お金の問題。当然、人口が多いところ小さいところいろいろありますからそれぞれになるわけですが、地区社協に委託をするときに、じゃあ弁当が例えば500円にすれば、その地域で何人お住まいで、こういったところへ出席される方が100人なのか200人なのか。そういったところから行事の中身というのは決まってくるんじゃないんですか。

○加川福祉保健部次長

それぞれ委託料をお支払いしているわけですけども、委託料につきましては1人当たりの単価がございまして、それに対しての対象人数というのを掛けた上でお支払いをしております。

したがって、それぞれの地区でそれぞれの人数、そしてそれから委託料、こういったことに応じていろいろなことを考えられておるというところでございます。

○河村委員

もうちょっと深い話をすると、この敬老行事の、要は原資は共同募金のお金じゃないの。元来が共同募金の中で集めるということは、人口割というのが出てくるはずなんです、そういったものは一切関係ない。

○加川福祉保健部次長

先ほど敬老行事のその財源のお話がありましたけども、これは基本的には市の予算のほうから出しております。ただ、共同募金から一部充てられているというようなことはございます。

○河村委員

要するに、敬老記念品は市からのお金じゃったと思いますよ。だけど、実際の敬老会をやったりするお金は、たしか共同募金からの分配金を使っていたと思いますのでね。そういう意味じゃあ少し内容の整理をしていかなきゃいけないのかな。

私のところでは、この間やったときに150人くらいの参加者で、当然掛ける費用で参

加する人数というのはある程度決まってくるんです。その辺りのところは、例えば浅江で言ったら人口が多いから、中学校の体育館でやると言ったらとても入りきらん。だから、そうすると、じゃあ弁当も出せん、バスも出せん、何もしないという話にはならんじゃろうと思うんです。

だから、もう少し根本的なその費用の割り振りの仕方というのを検討していただかないと、地域での差、食い物の恨みは恐ろしいからね。その辺りのところはしっかり考えてやっていかなきゃいけないと思いますので、特に共同募金の分配金についてももう少し真剣に市のほうで捉えていただいたらと思います。お願いでいいです。

もう一つ、この間本会議のときにひきこもりの話が出ました。そのひきこもり、ものすごい難しい問題で、これを解決するってとてもじゃない、通常できないところ思うわけですが、ただ山口県内全域でいうと結構そのひきこもりに対する様々な施策が取られているんです。

その辺りのところを今市のほうがどういうふうに考えてやろうとしているのか、ひきこもり対策。

○松村福祉保健部長

本会議の場でも申し上げさせていただきましたけれども、ひきこもりの状況というのは、それぞれの個人の方によっていろいろな状況が異なっていますので、福祉保健部とすれば、障害をお持ちの方であれば障害の担当が窓口になって行きますし、高齢者であれば高齢の担当、また小学生は学校が中心になって行っていただいておりますけれども、保護者であったりとかというのが関わってくれば子ども家庭課が関わったりとかというようなこともございます。

具体的には、まずは相談に乗るというところから始まっておりますけれども、それ以外の部分につきましては現状では大きく何らかの支援を直接市が行っているという状況はございません。必要に応じて、社協の窓口であったりとか県のほうの窓口、こちらのほうを御案内しているというような状況にとどまっております。

以上でございます。

○河村委員

私のところの自治会にも実はおられて。相談に乗るところまでいったらあとはそんなでもないんですが、相談に乗れないんですよ。相談に乗れない。だから、1人で家に例えばおれば、掃除、草刈りから含めていろんな問題があって、話はしたいけれどもなかなか話もできない。

そういったところへアプローチをできるような人がおれば非常に助かるわけですが、そういうふうな人材要請というか、社協で今生活保護か何かならんためのというのがありましたよね、ああいうふうな類いの人材育成というのはできんものですかね。

○松村福祉保健部長

確かにおっしゃるとおりだと思います。現状ではそういった役割という部分でいうと、

民生委員さんの方に担っていただいているというのが現状ですけれども、やはり民生委員さんのところまでそういったお話が届かないという方もいらっしゃるのも事実であろうかと思えます。

地域の方であったりとかそういった方が、こういう方がおられるというようなことも含めて情報提供なり何なり頂ければ何らかのアクションが起こせるのかなとは思いますが、現状具体的にじゃあそのために何かをと今お答えするようなものはちょっと手元にありません。

以上です。

○森戸委員

ちょっと何点かお尋ねをいたします。

先ほどの病後児保育の続きなんですけど、1者興味を示してというお話があったんですが、福祉としては連携協定を結んでいるところで、そっちのほうに行ってもらえばいいのか、もしくは光として何とかして病後児保育を再開したいのか、その辺のところはどうなんですか、実態のところは、考えとして。

○温品子ども家庭課長

今後の病後児保育、市として施設を有するかどうかというところでございますが、やはりおっぴい都市宣言のまちとして子供を安心して生み育てられる環境づくりという観点からは、また、全国的なデータを見ても全国の市の8割以上は各自自治体で施設を持っておりますし、そういったところも考えますと、市としてはまずそういった一つの施設をしっかりと確保したいといったところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その覚えがあるかどうかで、今興味を示しているところへの話し方も変わってくるだろうと思えますので、そういうことで安心をいたしました。ということで、次に行きます。

それと、先ほどから敬老のお話もありましたんですけれども、平成29年に日本老年学会というのがありまして、日本老年医学会でございませうかね。

そのワーキンググループ自体が65歳以上とされている高齢者の定義を75歳以上に見直すという提言を公表いたしました。65歳から74歳には準高齢者という区分を設けて、お仕事をしたりとかボランティアに参加できる枠組みを作るべきだというふうに言われておりました。

その学会は2013年に高齢者の定義の再検討に着手をして、1990年代以降の高齢者の身体、知的能力、健康状態に関する国内のデータを集めて、その詳細を見て、近年の高齢者の心身の健康に関する種々のデータを検討した結果、現在の高齢者においては20年前と比較をして身体的な機能の変化が現れていて10年遅くなっていると。要は、若返っているという現象が見られるというふうな報告をしております。

こうした根拠に基づいた提案も参考にして高齢者の定義を見直すことで、それぞれの状態に合わせて働くとか、経験を生かしたボランティアとか、社会参加が促されるなどの利点が多いという指摘がある一方で、混乱を来すので慎重に考えるべきだというような意見もあります。

しかし、我が国の高齢化とか少子化はさらにこれから進むでしょうし、光市にしてみてもそうだと思いますので、こういった見直しを今後は図っていく必要があるかと思うんですが、働き方も含めて。

働き方の点については、経済部のほうで質問したいと思うんですけども、光市としてはこの高齢者の定義についてはどのように考えておられるのか。定義そのものがあるのかないのかも含めて、その辺のところは分かればお示し頂けたらと思います。

○加川福祉保健部次長

高齢者の定義でございますけども、日本の法律において一律に高齢者というものを定義されたものはございません。一方で、例えば老人福祉法におきましては施策の対象は65歳以上。それから、高齢者の医療の確保に関する法律では65歳から74歳を前期高齢者、75歳以上は後期高齢者とするなど個別に定義をされております。

また、令和5年版の高齢社会白書、こちらのほうをちょっと拝見しましたけども、「高齢者の用語は文脈や制度によるごとに対象が異なり、一律の定義はない」とされております。

こうしたことから、市といたしまして何か個別に定義をとすることはございませんが、先ほどもありましたように、制度ごとに対象が異なるというような整理もされておりますので、それぞれの制度ごとに対象者というのは適切に見極めていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○森戸委員

私の意図は、人手不足なので労働力という側面での確保という意味もあるでしょうし、今後支え手が大変という状況もありますし、医療費もかかっても負担が若い世代に増えるという観点からもその辺をやっぱり再検討していく必要があるのではないかということで質問を出させていただきました。

私は、その点についてはいろいろ議論してもいいんじゃないかなと思いますけれども。例えば、今の65歳以上とされている高齢者、いろんな高齢化率も含めてそこからの切り分けになると思いますけれども、それを上げるメリットデメリットとかその辺の部分は何かありますか。私が言ったようなところかも分かりませんが。

○加川福祉保健部次長

やはり、高齢化率も含めて一般的に65歳以上ということが高齢者ということでされておりますけども、背景には世界保健機構等においても65歳以上が高齢者ということで定義をされているというようなこともあろうと思います。

ここを変えるとなると、やはり先ほど委員が申されたように少し混乱が生じるという

ことはあろうかと思しますので、市として個別で定義ということはなかなか現状では難しいかなとは考えておりますが、先ほども申しましたように、制度ごとに対象者というのを少しいろいろ考えながらしていきたいというふうには思っております。

○森戸委員

私も敬老会に出席をしたんですけど、本当元気な方が多いといえますか、上島田地区で130人くらい参加をされておられたんですけども、この敬老会の参加というのが何歳からとか、そういう部分がございますかね。

○加川福祉保健部次長

敬老会の参加ですけども、こちら先ほどの定義と同様に一律のルールはございません。

本市におきましては、現状の敬老行事の対象者は70歳以上の方としております。こちらにつきましては、詳細な経緯等は把握できておりませんが、合併前の旧光市、旧大和町、いずれも70歳以上を対象としていたため、合併時の調整においてこれを引き継いだというところは確認しております。

以上です。

○森戸委員

例えば、その敬老会の開催によって、県内の自治体の中で、例えばもう75歳以上とか、そういうふうなばらつきといえますか、その辺の動きはつかんでいるものがあればお示し頂けたらと思います。

○加川福祉保健部次長

県内の他市の詳細な状況というのはつかんでおりませんが、近隣市の中でも、例えば75歳以上を対象にしているというような自治体はあるということはお伺いしております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。そういう自治体もありますので、私としては先ほども申しましたように、働き手の確保という側面とか、今後の医療費の増加とか、介護も含めてその辺の負担増を考えると、やはりそういうところから上げていくということも一つ、高齢者の定義まで変えることは自治体では無理でしょうけど、そういう意識を変えていくことは可能なのかなと思しますので、ぜひその辺は検討といえますか、議論をしてみただけならなというふうに思います。

それと、もう1点が、介護ポイントに関連してちょっと1点だけ質問をしたいと思うんですけども、以前オレンジカフェに出席をしたことがございます。

十数名以上の方が集まって、団体が主催をして地域の方を集めて歌を歌ったりとか、

いろんな行事を一、二時間程度ぐらいやられるんですけれども、かかる経費というのはお菓子代とか実費を取って運営をする、月1回とかの程度でやられているんですけれども。

たまたま私が行ったところは介護ポイントの対象の団体といますか、付与を受けるところの団体なんですけれども、基本的には十数人を集めるにしても独自に皆さんが連れて回られたりとか、そういう形を取られたりするわけなんですけれども、お金のことをあまり言うべきものではないかもしれないんですけれども、ポイント自体は本当その1回の開催に関して100円程度のポイントしかつかないみたいなそんな話があるわけなんですけれども。

そういう地域で御年配の方が、集まっておられたのは先ほどの定義よりかなり上の部類の方ではあるんですけれども、そういう方が集まって話をしたり、いろんな歌を歌ったり、健康につながることで私はずばらしいことだと思うんですが、それに係る経費的な部分をどこまで見るかということがあるかとは思いますが、光市の仕組みとすれば、そういった介護ポイントで1つは支援をしているんですけれども、その支援の仕方の部分でもう少しポイントの部分を上げるといいですか、そういったことも1つの手ではないかと思うんですが、その辺のところには何か考えがあれば、突然ですけれども。

○加川福祉保健部次長

介護支援ボランティアポイント事業のお話であろうかと思います。現状は、施設で申しますと、委員申されたように、30分以上1時間未満で1ポイント。1ポイントが100円になります。1時間30分を超えると2ポイント。1日当たり2ポイントが上限ということでやっております。

こちらにつきましては、現状制度の見直し等というのは検討しておりませんが、様々な形で参加をされるというようなこともございますし、それこそ皆さんの健康の維持とかそういったことにもつながってくるものであろうかと思いますので、このポイントにつきましては少し状況の確認と整理、調査はしてまいりたいと考えております。

○森戸委員

分かりました。そういった支援をされる団体の方からはそういった声があるということをお認識を頂けたらということをお願いいたします。

○大田委員

このたび、非課税世帯に3万円の給付が出ておったと思うんですが、その給付の状況、その家庭がどのくらいあるか。現在またどのくらいの給付されているのか、ちょっと教えてもらいたいと思うんですが。

○岡村福祉総務課長

令和5年度の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の給付状況でございますが、基準日6月1日現在に非課税世帯の確認ができました5,858世帯に通知書等を7月

7日の日に発送しております。

これにより、今現在5,718件に給付が完了しているところでございます。
以上です。

○大田委員

まだ約140件程度残つと思うんですが、この非課税世帯の確認の提出が来月の終わりぐらいが期限だったと思うんですが、まだいまだに保護の願いを提出されていない世帯は、今後勧奨というのはどのようにされるのか教えてもらいたいんですが。

○岡村福祉総務課長

確認書の提出期限は、10月31日を期限としております。今後広報ひかりの9月25日発行の10月号で提出期限の周知を行うとともに、対象となる世帯に対しまして個別に140件程度だと思いますが、郵送で再度の申請勧奨をさせていただきたいと考えています。
以上です。

○大田委員

ぜひとも全世帯にわたるようお願いしたいと思うんですが、どうしても漏れているところも、今後も出てこないとも限りませんので、ぜひとも回るようお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

また、今度は変わりました、周防長養園についてお聞きしたいのですが、確か1億9,000万円の高額の予算がついていたと思うのですが、今年度中に終わるであろうと思うのですが、今の周防から室積に移転するような計画だったと思うのですが、1週間か10日くらい前に、いまだにまだ草も刈っていない状態でいっているのですが、現在の状況はどのようになったのか、教えてもらいたいのですが。

○加川福祉保健部次長

6月の本委員会でも、少しそのようなお話をさせていただいておりますけれども、その後の経緯も含めて現状を申しますと、6月の段階では、まだ入札等もされておられませんでしたが、8月9日に周防長養園におきまして一般競争入札が行われまして、大和リース株式会社が6億8,090万円で落札したということでございます。併せて、8月中には契約を締結されております。

また、9月の中旬頃には、先ほど委員が言われました草のほうも刈られておりまして、13日には地鎮祭が行われております。今週、仮設事務所、こちらのほうを設置される。それから、来週、25日からの週でございますが、こちらで着工するという事でお伺いしております。

以上です。

○大田委員

地鎮祭も済んだようで、今、来週に着工されるとかいう答弁だったと思うんですが、

これは今年度中に完成、引渡しまでして、初めて予算は下りるんですか。それとも来年度にまたがっても予算は下りるんですか。

○加川福祉保健部次長

市の予算は、今、当初予算でも御審議いただきましたけれども、9,000万円ほど補助金のほうを計上しております。こちらにつきましては、4月、5月で交付申請、それから交付決定のほうはしておりますが、補助金の支給ということになりますと、竣工が条件となりますので、今年度中に工事が終わらない見込みがある場合には、予算を繰り越した上で、次年度で竣工後にお支払いをするという形になるということでございます。

○大田委員

事前に繰越しを申請すれば、満額下りるということの回答だったと思うので、それでよろしいんですね。

○加川福祉保健部次長

繰越しをするとすると、3月予算までに我々としては対応しなければいけませんので、逐次、情報収集をしながら、3月までに終わると今は聞いておりますけれども、見込みを見ながら、場合によっては繰越しの予算を上げるという形になると、現在は考えております。

○大田委員

了解しました。

変わりますが、私のところにも来たんですが、ワクチンの6回目が、春期、来たんですが、私、行ってないんですが、春期の6回目のワクチン、接種率はどのくらいあったんでしょうか。高齢者、また、何か体にあった人のワクチンの接種率というのは。

○田中健康政策担当次長

新型コロナウイルスワクチンの春開始接種につきましては、65歳以上の方及び基礎疾患を有する方などを対象に実施しております。市内の接種については、この9月9日で終了したところでございます。

お尋ねの接種の状況についてですが、現在の接種者数は1万2,278人。このうち65歳以上の方は1万991人で、接種率は61.8%。64歳以下の方は1,160人の接種で、接種率は3.7%という状況でございます。

以上です。

○大田委員

65歳以上が61.8%で、64歳未満が3.7%で、割合はいいんですが、接種率61.8%、もっというっていると思ったんですが、結構少ないように思うんですが……。

それから、今度は7回目、また接種があると思うんですが、それはそろそろ依頼の通

知が行くと思うんですけど、同じ薬をずっと7回目までやるとか、7回目だけ変わったのをやるとかいうのを、確か聞いたように思うんですが、そののところはどのようになっているのかを教えてくださいたいんですが。

○田中健康政策担当次長

秋開始接種のワクチンについての御質問でございますが、秋開始接種につきましては、XBB.1.5対応1価ワクチンという形で、今までのワクチンとは変更という形になっております。

○大田委員

今、6回目が61.8%の接種だったんですが、6回目を乗り越して7回目の接種というのはできるのでしょうか。

○田中健康政策担当次長

秋開始接種の対象者につきましては、初回接種を終了した生後6か月以上の方、全員が対象となっております。前回接種から3か月以上を経過した方を対象としておりますので、回数には関係なく、3回目の方から7回目の方まで受けられるという形になります。

以上です。

○大田委員

その連絡というのは、通知で全世帯にお知らせするんですか。

○田中健康政策担当次長

対象者には全員に個別通知を出す予定としております。

○大田委員

それは何人ぐらいが対象になるんですか。

○田中健康政策担当次長

初回接種を完了した方、6か月以上の方、全てとなりますので、約4万2,000人程度となっております。

以上です。

○大田委員

今、違う薬を7回目にやるということの答弁だったと思うんですが、これは今までの民間診療所や公立の指定の病院やら、全部その薬になるんですか。それとも、今までの同じワクチンを接種するようなものが、またあるわけですか。

○田中健康政策担当次長

接種につきましては、市内23医療機関の個別接種で、本日9月20日から開始したところでございますが、ワクチンにつきましては、ファイザー社製とモデルナ社製とございますが、どちらもXBB.1.5対応1価ワクチンとなっております。

また、小児のワクチンに対しても、同様の対応ワクチン、乳幼児のワクチンも同様の対応ワクチンということで、ワクチンは全て変わるという形になっております。

○大田委員

今まで6回目と7回目を受けたら、全て7回目を受けたワクチンは変わるという認識でよろしいですね。もう一遍お聞きします。

○田中健康政策担当次長

基本的に、そういう形でワクチンが変わるという形になりますが、武田社のノババックスのみは選択できるという形で残っております。

○大田委員

ノババックスだけは、私はノババックスを受けますという選択ができるという認識なんです。それを言わなかったら、もうワクチンは7回目は全部変わるという認識でいいということですね。

○田中健康政策担当次長

ノババックス以外では、秋開始接種につきましては、ワクチンはXBB.1.5対応1価ワクチンになるということでございます。

○大田委員

了解しました。

それで、今まではずっと市の負担でワクチンを接種できたんですが、今回も市の負担……。料金がかかるとか、かからんとか、いろいろお話が出ているんですが、市の負担でよろしいですか。国の負担か。

○田中健康政策担当次長

今年度末までは全額公費負担になります。

○大田委員

皆さんが受けられるように、ぜひとも、その手配をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、子ども医療費について、この間、新聞で見たんですが、下松も高校生までが全額医療費負担とかいうような、新聞に出たんですが、光市も確か今までも全額負担のようになっておったんですが、何か違うところがあるんですか。聞いておったと思うのですが、もう一遍教えてもらいたいのですが。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの本市の子供に対する医療のセーフティネットの在り方について、簡単に御説明させていただきます。

本市におきましては、乳幼児医療助成制度と、子ども医療助成制度という2つの制度がございまして、いずれも健康保険が適用される範囲での自己負担相当額を補助しようとするものでございます。

それで、先ほどまず申し上げた乳幼児医療助成制度は、ゼロ歳から就学前までが対象になっておりまして、県の制度と共同で実施しております。具体的に申しますと、県の制度には所得制限と一部負担金がございまして、それを超える部分であったり、一部負担金の部分を市の制度のほうで補完して見ているというような状況でございます。

それから、小学校1年生から高校卒業までを子ども医療費助成制度として制度設計しておりまして、具体的には中学校3年生までの入院・通院ともに所得によらず無償。高校生については、所得制限を設けて入院費を助成しているという制度になっております。

以上でございます。

○大田委員

今、ちらっと聞いたのは、高校生は入院は所得制限がある。

○温品子ども家庭課長

高校生の入院については所得制限を設けております。

以上でございます。

○大田委員

それで、乳幼児、子供、小学生、中学生、高校生において、いろいろな予算をつけておられたと思うんですが、補助率というか、補助金というか、使ったお金というか、それは予算に対してどのくらい使ったとかというのが、3年度で分かったら教えてほしいんですが。

○温品子ども家庭課長

まず、令和4年度、速報値でございますけれども、年度間の利用実人数が、先ほど申し上げた県と市の独自の制度を合わせて2,119人。それらの延べ人員が4万513人ということで、助成額の合計が7,365万円、速報値になりますが、というのが給付となっております。1人当たりには換算しますと、3万4,757円の給付という形になります。

それで、予算でございますけれども、令和4年度の乳幼児医療費の扶助費の予算でございますけれども、補正等々をしております、最終予算額が7,702万4,000円から、先ほどの7,365万円というのが今の実績となっております。

以上でございます。

○大田委員

年代別にというのが出ますか。小学校へ上がる前と、小学生と、中学生と、高校生とというのが。

○温品子ども家庭課長

今、申し上げたのが乳幼児医療制度ですので、ゼロ歳から就学前までが今の制度でございます。

それから、小学校から高校までの子ども医療費につきましては、通院と入院で申し上げさせていただきますけれども、通院は小1から中3、これが年間実人数、利用人数が3,355人。これは速報値でございます。延べ人数が4万4,033人。助成額が8,755万9,000円となっております。

それから一方、入院でございますけれども、こちらの対象が小学校1年生から高校3年生までで、利用実人数が60人、延べ人数が105人、給付合計が1,037万3,000円となっているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

予算は。

○温品子ども家庭課長

失礼いたしました。子ども医療費の予算でございますけれども、補正等々をしております、最終予算額が1億102万2,000円でございます。

以上でございます。

○大田委員

それは入院費も一緒ですか。

○温品子ども家庭課長

入院費、入院と通院、子ども医療費、全てでございます。

○大田委員

小学生と中学生と分けてというのは、教えてもらえませんか。

○温品子ども家庭課長

すみません。今、手元ございません。

○大田委員

2つ合わせても1億7,000万何ぼで、実際に出たのが1億6,000万円から7,000万円の間ということで、結構な費用が出ているんですが、これを今、入院費に対して所得制限

があるというふうに言われたんですが、所得制限なしで、これからずっと持っていこうとしたら、1億7,000万円ずつをずっと出していかななくてはいけないんですが、そのところは所得制限なしで持っていってもらいたいと思うんですが、いかにお考えかを教えてもらいたいんですが。

○温品子ども家庭課長

先ほどからお答え申し上げておりますけれども、中学校3年生までは、今、入院・通院、所得状況によらず無償でございます。今、委員言われたように、高校生の入院について、今、所得制限をつけておりますので、これを撤廃したときの市の財政的な影響額でございますが、これが年間で約200万円。高校生も所得制限によらず、通院も含めて無償とした場合には、プラス約2,800万円で、合わせて約3,000万円の新たな経常的な経費が必要になってくるというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

となると、約2億1,000万円くらいの金額がずっと出ていくということになりますから、なかなか市も苦しいだろうと思うんですが、子供のためには、そのくらい出して、今後とも子供のために通院や入院を見てもらいたいと思うんですが、これは要望としてお願いしたいと思います。終わります。

4 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和5年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：西村経済部次長 ～別紙

質 疑

○田中委員

すいません。そうしたら、9ページの新産業団地の整備事業についてお尋ねしたいと思うんですが、今回、市のほうが、用地交渉等、また排水施設の整備についての委託料ということで上がっているんですが、これ、県が事業に取り組むという部分で、県との案分みたいなものはあるんですか。

○萬治商工振興課長

おはようございます。

排水施設の整備は、市が実施することになっており、このたびの委託料は全て市の負担となります。

以上です。

○田中委員

いわゆる産業団地の開発ということで、市の担当部門を含め開発等にお金がかかるんですけど、そういったものは、将来的に売却したときに全部回収できるものなんですか。

○萬治商工振興課長

分譲時の売却収入は、県の歳入となり、用地補償費、造成工事費等に充てられます。

市は、企業進出による建物建設や設備導入、新たな雇用が発生することに伴い、法人からは固定資産税や法人市民税、雇用された市民からは個人市民税などの税込、また、進出企業による発注、新たな雇用によって市内での消費が発生することなどによる歳入増を見込んでおります。

以上です。

○田中委員

今、売却収入は県の歳入になって、固定資産税とか住民税とか、そういった部分で市の収入につながっていくということ。ちょっと、そういう説明を受けたのでお尋ねしてみますが、それ、何年ぐらいで、経費について回収できるというめどでよろしいですか。

○萬治商工振興課長

進出してくる企業や建設するもの等にもよりますので、税金が幾らであるなどの試算はしておりません。何年で回収できるかは、今の段階ではお答えしかねます。

以上です。

○田中委員

なぜ聞いたかという、例えば、入ってくるというのはイメージで湧くんですけど、例えば、それは50年ぐらいかかるのかとか、10年ぐらいかかるのかで交渉って変わってくると思うんですね。例えば、100年で回収できるんだったら、県の歳入のうちの幾分かは市のほうに、それだけ経費はかかっているんだからくださいよということは、交渉しようかなという気にもなるでしょうし、進出企業は分からないという部分はあるけど、広さとか固定資産税とかで言うと、ベースの部分は計算できると思いますので、ぜひ、ちょっとしていないということなんですけど、そういったところまでちょっと、やっぱり試算して、長期的な視点で取り組んでいただけたらと思いますので、ちょっとそれは提言して終わらせていただきます。

○森戸委員

9ページの小規模治山のところなんですけど、県事業に乗っからなかったとしたら、どのぐらいアップしてましたか、事業費が。そんなところは分かりますか。

○西村経済部次長

県事業に併せて実施しなかった場合に、どれぐらい金額増加するかについて、細かい試算は出していませんが、国道からそれなりに距離がある仮設道を整備するとすると、少なくとも100万円、200万円、そのぐらいは費用が増加すると見込まれます。

以上でございます。

○森戸委員

評価をする意味でお尋ねしているので、よろしいのではないかなと思います。

それと、新産業団地についてお尋ねいたしますが、今から設計ということで詳しくは今からのことだろうと思いますけれども、大体どのぐらいを想定しているんですかね、この排水整備、どのぐらいのお金がかかるのか、それも今からだろうとは思いますが、何か概算がつかんでいればお願いします。

○萬治商工振興課長

細かい設計は今からで、また、この産業団地の宅盤、造成地自体も今、設計をしておりますので、はっきりした金額は、これからになります。

以上です。

○森戸委員

それと、最終的に島田川に排水しますというようなことを言われたんですけども、そこまで言うんなら、どういったルートで入ってくるのか。例えば、虹川辺りに、今からの設計なんでしょうけど、その辺のところはいかがですかね。

○萬治商工振興課長

新しい団地から排水される事業系の排水、処理後の水は、新しい団地から、現在、周防工業団地から島田川まで排出している専用管に接続して排出する予定を立てており、このたびの委託料は今ある管の流量やどの時点をつなぐのがよいかというような調査のほか、新しい団地内の管の設計や新しい団地から周防工業団地の既設の管までつなぐところの設計などを上げております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。現在の周防工業団地の管につなぐということがよく分かりました。

結局のところは、そういったことも含めて、地元に対する説明、そういう排水の部分が説明できるようになったときに、どうされるんですか、説明自体も。きちんとされるんですかね。

○萬治商工振興課長

この団地の計画図ができ上がった時点で、住民説明会を県と一緒に開催し、御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

この排水に関しては、地域の方がとても心配をされておられますので、情報提供をしっかりとお願いいたします。

以上です。

○河村委員

先に小規模治山事業の続きなんですが、工事をやった後の土砂ですよね、どこか持っていく予定があるんですか。どのくらいその土砂が出る予定ですか。

○西村経済部次長

実施設計はこれから行いますので、土砂がどの程度出るかは、その実施設計が完了した後に明らかになりますが、残土については流用できるものは場内で流用して、不要なものは下松の来巻残土処分場に持っていくことになると思います。

以上でございます。

○河村委員

下松の残土処理場というのは、どのくらい入る予定なんですか。無尽蔵に入るんです。

○西村経済部次長

残土処分場の容量は100万 m^3 ぐらいあるようですが、市は、5年間の協定を結んで、その間に残土を捨てることとなります。その容量等がなくなれば、また別のところを検討することになります。

以上でございます。

○河村委員

5年契約で幾ら捨てられるのかというのが当たり前の答えなんで、県は、今の県道拡幅やったりするのに、物すごい今の土砂の搬出が出ていますから、市がどれだけの5年で処理契約をしているのか、それをちょっと教えてください。

○西村経済部次長

公共工事に伴う残土処理場に関する協定書には、公共残土処理場に捨てることのできる残土処理容量が116万4,095 m^3 とされており、その範囲で捨てていくものと思われま

す。

以上でございます。

○河村委員

それは残土処理場の能力の話で、そうじゃなくて、市は県とどういう契約で、5年の

キャパが何ぼあるんかという話を聞いたんで。

○西村経済部次長

まず、契約の話は、県と結んでいるのではなく、残土捨て場場と直接協定を結んでおります。

○河村委員

残土捨て場場というのは民間なんですか。

○西村経済部次長

民間の企業になります。

○河村委員

じゃ、その処理費というのは幾らなんですか。

○西村経済部次長

令和5年4月3日時点で、10トン車、立米当たり1,350円となっております。
以上でございます。

○河村委員

スクラップを乗せたりするのとちょっとわけが違って、残土処理場というのは、はかりとかそんなものなかったと思うんで、一回ちょっと見に行ってみますわ。どういう状況なのか。

できれば、市で持ったほうが、いろんな下水道の残土にしても処理しやすいという問題がありますので、そんなことを検討してもらったらと思います。

それから、新産業団地なんですけど、私も排水が非常に気になるところで、さっき団地の水は専用管で島田川へ流すと、こう言われたんですが、表面水というか、雨水排水をそのまま専用管で島田川へ流しよるかいいね。調整池から虹川へ流しよると思うんだけど。

○萬治商工振興課長

先ほどのお答えは、事業所から出る排水のことで、これをそれぞれの事業所が合併浄化槽で処理して、処理後の水を専用管で流しております。

雨水は、一旦、調整池に流れて、それから虹川に流れております。

以上です。

○河村委員

合併浄化槽でという話ですが、あれは、そのまま下水道を使うということは考えたことなかったんですかね。

○萬治商工振興課長

下水道は、団地周辺までの計画がないと認識しておりますので、今のところ、下水道につなぐ考えは持ち合わせておりません。

以上です。

○河村委員

いや、例えば経済部であろうが、全部市の話やから、市の話の中で、じゃ下水道を、今、大和のほうにも団地があるわけですから、一緒に整備をすることで、別ルート of 排水が可能なのかどうか、幾らかかかったりするのかなとか、そんなことも、ちょっと計画は机の上の計画で十分だと思いますので、今後のいろんな展開を図る上でも御検討いただいております。

それから、私は、まさか地主とか地権者の用地交渉をやるとは思っていなかったんですが、県が主体を持って、要は団地造成にやると、こういう話で、じゃ、市がそれのお手伝いの取付道路とか排水対策をやりましょうというのは理解できんことはないんですが、例えば、東京まで用地交渉へ行くというその話がちょっと理解できんのですが、県との今回の工業団地の整備事業について、覚書みたいなものを交わしちよるん、当然と思うんですよ。その中はどういう分類になっちよるんですか。県は団地を造成する以外のことについては、一切タッチせんということなんですか。

○萬治商工振興課長

県は、団地造成以外にタッチしないことはなく、地元交渉や用地交渉については、市が行うということになっておりますが、交渉も全部市に投げられているわけではなく、地権者と会うときには県の職員と市の職員が一緒に行って交渉を行っております。

以上です。

○河村委員

用地交渉も全部その中に入っていると、今回の団地造成については。とすると、県の残りの部分というのは、造成工事をするぐらいにしか思えんのだけど、メリットがあるんかいね。

○萬治商工振興課長

先ほど申し上げましたように、用地交渉は、市と県が一緒に行っており、用地費用は、全て県が持つことになっております。

それから、造成工事等は県が主体で実施しますが、地元説明会や地権者との交渉、企業誘致の関係は市と連携し実施していくということでございます。

以上です。

○河村委員

だから、それはさっき聞いたから、そうじゃなくて、メリットはどんなものがあるわけ、それをやることで。かえって、うちが最初から全部抱えたほうが動きやすくていいような気がするんだけど。

○萬治商工振興課長

県のメリットは、県として企業を誘致してくるという目標を掲げております。

特に東部地域には、県でもなかなか紹介できるような事業用地がないということもあり、それを準備して、企業を呼んでくることは県にとってもメリットがあるものと思っております。

以上です。

○河村委員

まだ気が早いと、こういうふうに言われるかも分かりませんが、もしも3年、5年計画で、進出企業だって建屋を建てて営業を開始するわけですから、そうすると、見込みといたしますか、そんなあれが、今、県のほうにあるの、現時点で。

○萬治商工振興課長

問合せはあると聞いておりますが、具体的に個別の想定した企業があるということではございません。

以上です。

○河村委員

それじゃ、売り出しのほうのアピールといたしますか、例えば、水が十分使えるとか、うちの団地を造るときには、流通の、ちょうど合間というか、高速からも近いですよというようなアピールをしたんですが、同じような流通関係の団地を造ろうとしているのか。アピールの何から、決まっちゃったら教えてください。

○萬治商工振興課長

現時点では、分譲価格等も決まっておりませんし、造成計画図も決まっておりませんので、先ほど言われたインターが近いといったことはございますけども、それ以上、具体的にというのは今、ございません。

以上です。

○河村委員

お願いしておきますが、こんなものは最初からこの地にできるということで、出てくる企業にも、はなから検討していただけるようなアピールさ、それから、地元については、排水問題で、現状でも水につかたりすることで大変だと。そういった思いを、安心感を上げるためにも、早めに地元対策説明会というのは必要だと思いますので、そういった対応をぜひよろしく願いをいたします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○小林委員

それでは、何点か御質問のほうをさせていただきます。

まず1点目としましては、光市PR用名刺デザイン事業についてお聞きをします。

この本事業は、光のまちとしてのイメージや人の優しさ、温かさといったまちの強みを都市ブランドとして確立していくとともに、光市の認知度を高めるために、光市民や企業の皆さん、そして、光市出身、光市ファンの方々に光市の自慢やPR、まちの魅力の発信に使用できる名刺デザインが、今、光市のホームページ上に準備をされております。この事業について、ここ数年のアクセスの状況、そして、この事業を行う上での課題、こういうものがあればお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

平成30年度に実施した光市PR用名刺デザイン事業は、市民や事業者の方々から応募のあった様々な名刺のデザインを、市民はもちろんのこと、本市出身者など本市を応援したいと考えている全ての方に、光市応援隊の一員としてPRをしていただきたいという思いから、利用規約にのっとって自由に利用していただくことを目的に、市のホームページ内に紹介ページを設け、現在、25の素材をフリーで利用できる画像形式として掲載をしているところです。

お尋ねのホームページへのアクセス状況を過去5年間で申しますと、令和元年度108回、令和2年度532回、令和3年度615回、速報値ですが、令和4年度593回で、本年度は現在のところ719回となっております。その後の活用については追跡をしていくことができないことから、把握していません。

また、本事業を運営する上での課題は、本市を応援していただくツールとしての周知であると考えます。

一方で、光市観光協会が観光PR用ツールの一つとして、象鼻ヶ岬や伊藤公記念公園といった本市の観光名所の写真がデザインされた5種類の観光名刺を販売しておりますので、周知方法等の検討の際には、これらを含めて総合的に検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○小林委員

アクセスの状況については、元年度は初年度というところもありますが、それに徐々

にアクセスの状況というのはある程度増えてきているということで理解をいたしました。課題についても、観光事業とのタイアップというところが非常に課題だということもよく理解ができました。その上で、やはり名刺交換を通じて光市のすばらしさをPRするということは非常に、私は、効率的で効果的な手段だと思っています。

現行のデザインというのは、光市の観光名所の写真あるいはイラストというものが活用されておりますが、こういうものを使って光市のPRを行っていますが、こういうデザインに加えて、例えば、光市のホームページに誘導するようなQRコード、こういうのを掲載することで、より効率的なツールになるというふうに考えておりますが、見解のほうをお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

御提案のありました市ホームページへ誘導するためのQRコードを名刺デザインに加えることは、本市を知っていただくこと、興味を持っていただくことの契機となるとともに、本市とつながるツールとして有効と考えられますので、検討してみたいと考えております。

○小林委員

了解しました。

あと、やはり今後、例えば、新たにデザイン募集をすることを通じて、少し課題の中にもありました、本事業を広く市民に周知することも必要というふうに考えておりますが、こちらについての見解のほうも併せてお示しをください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

新たな名刺用デザインの募集は、現在のところ実施予定はありませんが、プロモーションは行政だけでなく多くの人に協力を頂くことで、広く認知されると考えます。

こうした事業を通じて、本市のプロモーションに一定の効果はあると思いますが、先ほども申し上げましたように、観光協会の事業として観光名刺も作成しておりますので、新たな募集の実施に際しては、本事業の周知はもとより観光も含めて、双方の観点から総合的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○小林委員

理解をいたしました。

一点だけ、少し細かい質問になって大変恐縮なんですけど、例えば、このホームページ上にあるデザインを、例えば、私の名刺の裏面につける場合、先ほど答弁の中で、その後の追跡はできないというところもあったんですけど、例えば、これ、事前にこの名刺の、いわゆるデザインの許可を取る必要、これはあるんですか、ないんですか、これについて教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

ホームページ上に利用規約を載せておりますので、そちらにのっとっていただければ、特にその必要はございません。

○小林委員

承知いたしました。

では、ちょっと少し毛色の違う質問で、中小企業等知名度向上ブランド化補助金の申請が始まりましたが、現時点での申請件数と事業の内訳、これについてお示しをください。

○萬治商工振興課長

現在、2事業者から申請を頂いております。内容は、従業員の募集、採用を周知する費用や、合同就職説明会の参加に要する費用となっております。

以上です。

○小林委員

今の時点で2件ということと、採用の状況というところで、合同説明会に関する旅費ということで、理解ができました。

ここ、1つ質問なんですけど、事業の取組として、例えば採用に関するホームページ、PR動画、パンフレット作成というものが、ホームページ上には書かれているのですが、例えば、職業あっせんしている企業、こういうものに対する登録の料金、これは補助の対象になるのかというところを、併せてお示しをください。

○萬治商工振興課長

就職情報サイトや求人情報誌への登録の料金等についても対象としております。先ほどお答えしました現時点の実績においても、対象経費として申請をされております。

以上です。

○小林委員

承知しました。私からは以上でございます。

○田中委員

ちょっと項目としては4点ほど質問できたらと思うんですけど。

まず1点目が、プレミアム商品券についてお尋ねしたいと思うんですけど。今、申込みが始まっているので、申込状況について、今、現状についてお知らせいただけたらと思います。

○萬治商工振興課長

ひかり応援プレミアム付商品券は、8月25日から受付を開始し、19日時点で、申込件

数が5,520件、人数にすると1万1,542人、セット数は4万854セットとなっています。
以上です。

○田中委員

今、お聞きして、セット数は多いんですけど、人数にしては思ったより少ないなというのがちょっと実感として、今あったんですけど、ちょっと私も、自分になかった視点で、高齢の移動手段を持たない市民からの声でちょっと聞いたんですけど、大和地区の方なんですけど。

結局、これ、引換所が商工会議所にあるということで、遠くて行くのにタクシー代がかかって、プレミアムのメリットがないから申し込まないという声がありました。これ、何か、私、改善できないかなと思うんですけど、ちょっとお考えとして何かお聞きできたらと思います。

○萬治商工振興課長

商品券の引換えは、10月16日から10月31日までの間、光商工会議所または、会場の都合によっては地域づくり支援センターで行う予定となっております。引換会場へ往来が困難な人や都合により期間中の引換えが困難な人のために、11月1日から11月10日まで、市内6か所で、各会場1日だけになりますが、出張引換所を開設する予定となっております。

先ほど、大和の方というお話がありましたが、大和地域は、大和コミュニティセンターで一日、引換所を開設する予定です。

以上です。

○田中委員

それでは、私ちょっとチェックが足りなかったもので、これ、ホームページかなにかに載っていらっしゃるんですか。広報とかでお知らせしているとか。

○萬治商工振興課長

市内数か所で出張引換えを行うという旨は、8月21日の記者発表で言っております。日程調整等は会場の調整がありましたので、その後、市のホームページに場所と日と時間を掲載しております。

今後、当選者にお送りする引換はがきにもその旨は掲載する予定としておりますし、10月25日の市の広報でもお知らせする予定としております。

以上です。

○田中委員

すみません。改めて、10月25日の市の広報でお知らせということなんです。これ、ちなみに締切りっていつまででした、プレミアム商品券の申込締切り。

○萬治商工振興課長

締切りは、今月の25日の消印までになります。
以上です。

○田中委員

今月の25日といったら、9月25日までに締め切って、10月25日にお知らせしてという中で、今、お知らせ方法をお聞きしたときに、記者発表のときはお知らせしているけれど、広報、締めの範囲でお知らせしていない状況で、市のホームページでは紹介しているということで、引換えのときにはお知らせしますよということだったんですが、私が今、届けた課題というのは、買えないからもう応募しないという行動につながらないという課題をお伝えしているんです。

今、お知らせ方法もお聞きしたけど、それでは、申し込むという行動につながらないと思うんですけど、それも含めてちょっと、もう一度お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工振興課長

遠くて買いに来られないという方の対応は、先ほど申し上げたとおりで、行けないので買わないという選択をされる方については、広報は月1回、10月25日しかございませんが、その中でもお伝えする、市のホームページに載せるというような、できる範囲の周知になります。

以上です。

○田中委員

改めてお聞きして、すごい今、残念な状況になっているなというのが分かったんですけど。例えば、できる方法を考えるのであれば、数は限定されるかもしれませんが、今、プッシュ式でお伝えできるLINEアプリ等もやっていますので、LINEでお知らせするとか、何か考えないと、これ本当、困っている人が本当に頂けなくて、そうでもない人たちがたくさん応募して手に入れるというような状況になるのではないかと思うので、いま一度、ちょっと真剣に御検討いただけたらと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、6月に山口県の山口ならではのアウトドアツーリズムを象徴する本県豊かな自然を生かした特別な体験コンテンツの開発に係る補助事業について少しお話をさせていただいたんですけど、この山口ならではの特別な体験創出支援事業補助金に、先日3事業者が決定したということで報道発表もされていたんですが、新聞等を見ると、1事業者が、光市の不動産業、金鋼石というところで約5,900万円、6,000万円ぐらいの補助金を獲得して、今年中に平生町の海底の湧水を利用したサウナをオープン予定、そして、来年3月までに、近くの佐合島、牛島などをつなぐクルージング体験やトレーラーハウス、離島の貸し別荘事業などに取り組むとあったんですが、光市もその事業の中に関わりがあるんですけど、なんかその中でどういったことに取り組むのか、提案書等を私た

ちは見ることができないので、市としてつかんでいればお知らせいただけたらと思います。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

議員御紹介の「山口ならではの特別な体験創出支援事業補助金」は、県が今年度から取り組む新たなアウトドアツーリズムの創出に向けた取組の一環として、特別な体験コンテンツを開発する事業者に対し、その経費の一部を助成しようとするもので、先日、採択された3事業が発表されたところです。

そのうちの1社が光市の不動産業、金鋼石有限会社となっており、記者発表によりますと、本市や平生町を舞台とした海底湧水サウナ、多島美クルージング、トレーラーハウス、離島の貸し別荘など、瀬戸内ブランドを生かした塩をテーマとした取組となっております。

何か情報をつかんでいるかとお尋ねですが、1事業者が県に対して申請した事業であり、市としても、県による記者発表や新聞報道以上の情報は入っていないのが現状です。今後、市としても、事業の進捗に注視してまいります。

以上です。

○田中委員

県には、補助金を取るときに、企画提案書みたいなものを出されていると思うので、その部分は行政同士ということで見せてもらえるのではないかなと思うので、私たちはちょっと見れないんですけど、ぜひ、どういったことに取り組むのか、ちょっとつかんで、牛島の活用という部分も入っていて、光市にとっても大きな影響を与えてくると思いますので、ぜひ、その辺をつかんでいただけたらと思いますので、お願いしておきたいと思います。

次に、あと、里の厨についてお聞きしたいと思うんですけど、今、駐車場にキッチンカーの出店がされているということで聞いているんですが、これ自体はどのような目的の取組で、出店条件とはどのようなになっているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○影土井地産地消担当課長

里の厨駐車場へのキッチンカーの出店は、指定管理者である里の厨事業協同組合において一定のルールを定め、その内容に応じて出店申請を受け、許可を行っております。

具体的には、出店の希望があった場合、まずは申請書を提出いただき、面談と聞き取りを行ったうえで、里の厨に乗り入れて販売をすることが妥当かどうか、組合において審査、決定しているところです。

イベントの際には、キッチンカー目当ての来客もあるなど、里の厨への来客の増加にもつながっているものと考えております。

一方、こうしたキッチンカーの出店に際して用いる食材等は、里の厨で販売している食材、野菜や果物を購入し、調理して販売していただくことで里の厨の売上げや本市の地産地消にもしっかりと貢献頂いているところでございます。

また、こうしたキッチンカーの出店の情報提供も、SNS等を活用して情報発信するなど、こうした情報を基に里の厨へ来店される方も多くいらっしゃると思います。そうした現状から、キッチンカーの出店につきましては、里の厨のにぎわいの創出にも一定の効果を得ているものと考えております。

以上でございます。

○田中委員

ありがとうございます。来客につながるにぎわいづくりだけではなくて、きちんと、やっぱり里の厨の商品を使ってという部分で、里の厨の当初の目的は、地産地消とか農業振興という部分にもつながっている出店者を選んでるんだなというのを聞いて初めて、ちょっと最初の1台目は何なのかなというのはずっと思っていたので、今、新しく出てきた部分についてはそういうものをしているということで。

今の駐車場スペース自体は限られている部分もありますし、逆に、にぎわいと地産地消を進めていくのであれば、そういったテーマを基に、例えば、後ろのほうの駐車場でイベントを開催するというような、一つのテーマを持ったキッチンカーの出店というものもできると思いますし、また、それがツカリベリーズのほうとの連動にもなっていくと思いますので、いい取組だと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

最後に、「光ひまわりプロジェクト」からの発展としてということで、ちょっと一般質問でも触れさせてはいただいたんですが、畑の発信という部分にすごい新しい気づきを今回持たせていただいて、地産地消とか地産都商につながる発信とか、消費につながる取組ができないかということをお伝えはさせていただいたんですけど、ちょっとお尋ねしなかったのが、改めて担当のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○影土井地産地消担当課長

光ひまわりプロジェクトからのさらなる発展ということで御質問を頂いたと思います。

この夏、7月29日には、光ひまわりプロジェクトの一環として、小周防地区の圃場において、ひまわり見学会を開催しました。

改めて当時の様子を振り返りますと、ひまわり畑の中央にゆたかな未来につながる光の道と称した通路を設け、その入り口には大きな扉を設置するなど、参加者がわくわくする楽しいイベントとなるよう工夫を凝らして実施したところです。

そうした中、こうした取組をいかに本市の地産地消につなげていけるか、さらには、本取組にも掲げるSDGsへの貢献など、こうした様々な観点から模索していくことが重要であると認識しております。

本事業を進める中で、圃場の管理者の方から、とても有益なお話を伺うことができましたので、その一端を御紹介させていただきたいと思ひます。

この大輪のひまわりは、夏の終わりとともに枯れ果てるのではなく、次なる役目、新たな役割が待っている。それは、このひまわりを畑の土に戻すことで、肥沃な土壌の肥料となり、このひまわりがまた新たな農作物を生み出す源となる。次は、このひまわり畑でブロッコリーを育てて収穫・販売につなげていきたいといった内容でございました。

こうしたお話は、本事業をこれから発展的に進めていく中で、将来的な道筋を考えていく非常に大きなヒントを与えていただきました。

こうした取組は、SDGsが示す17の目標のうち、15の「陸の豊かさを守ろう」、さらには、12の「つくる責任、つかう責任」にも十分貢献できる事業であると考えておりますことから、引き続き、地域農業者の方々の意見、思いにしっかりと耳を傾けながら、よりよい事業展開が図れるよう、発展性と柔軟性を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

すごい深い答弁が返ってきてびっくりしたんですけど、入り口はブロッコリーと、あの話だって、そのSDGsの取組の中での話があるんですけど、あと、表面的な話になってくるのかもしれないですけど、今回、このプロジェクトに取り組んだ6法人さんがいて、例えば塩田の松井さんとかだったら、トマトを作っているよということで、ひまわりプロジェクトに取り組んだ松井さんがトマトみたいな感じで、トマト農園をバーっと写すだけでも、ただでさえファンついている中で、それを見てから、あの方がこのトマト作っているんだってつながって、その消費活動につながっていくかもしれないし、何かその法人さんたち皆さんをちょっとスポット当てて、何を作っているのかとかなかなか取り上げていただいたらいいなというちょっと僕軽すぎたかもしれないけど、何かそういう意味で深い部分のSDGsの部分と、そういったことに取り組む明るい農家さんというか、法人さんたちもスポットを当てて取り上げていただけたらと思います。よろしく願いしておきます。

以上です。

○中村委員

すみません、1点ほど。シルバー人材センターについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

来月10月から事務費の改定がされるという話がありまして、発注者の負担が増える形になると思うんですけども、10%から15%ということなんですけれども、その話というのは、前々からそういう話というのはあったのか、御存じだったのかお願いします。

○萬治商工振興課長

このたびの改定は、8月24日に開催されたシルバー人材センター理事会で決定をされております。市は、この時点で把握したところでございます。

以上です。

○中村委員

8月24日の理事会ということで分かりました。近隣市町との比較というものは、どういったものがあるかというのは、もしあれば教えていただきたいと思います。

○萬治商工振興課長

周南市のシルバー人材センターは、令和5年4月1日から10%を13%に改定したと聞いております。

下松市のシルバー人材センターは、令和6年4月1日から10%を13%に改定すると聞いております。

以上です。

○中村委員

ありがとうございます。これは、結局、来月からまた別に始まりますインボイス制度というのが始まると思うんですけれども、これの影響というのが大きいんでしょうか。お願いします。

○萬治商工振興課長

インボイス制度の開始は、今後のシルバー人材センターの経営・運営に影響してくるため無関係ではないけれども、今回の改正は、主として物価高騰等によるもので、シルバー人材センター事業の継続的な実施と安定的な事業運営を図るために改定したと聞いております。

以上です。

○中村委員

ありがとうございます。先ほどの数値で言うと、周南市と下松は10から13で、光市が10から15ということなんですけれども、2%ほど光市は多いということで、事務費がこういった感じで改定になれば、それに追加で当然消費税とかも追加負担になって、影響も大きくなると思いますので、今後もしっかり動向を見守っていきたいと思います。ありがとうございます。

以上で終わります。

○森戸委員

関連でちょっと3点ほど質問をいたします。

さっきプレミアム商品券についての質疑があったんですが、大和のコミセンで1日販売をすると、引換えといえますか、するということだったんですが、当初、当初からこういった商品券ですので、基本はその光商工会議所で大和商工会というような形でやるのが普通だと思うんですが、そもそも商工会、大和の商工会は、最初から考えに入っていなかったんですかね。その辺のちょっと確認をしたいんですけど。

○萬治商工振興課長

当初から光商工会議所ということで考えておりました。

以上です。

○森戸委員

それはなぜですか。

○萬治商工振興課長

大和商工会の職員の人数のこともありますし、商工会議所で十分できると考えておりました。

以上です。

○森戸委員

それは、事務的なお話だと思うんですけど、基本はやっぱり券を買いに来られたり、消費される方の視点に立ってというのがまず大前提のような気がするんですけど、その辺はどうなんですかね。

○萬治商工振興課長

買いに来られる方の利便性は、考える必要があると思っており、そのこともあり、出張の引換所を行うことにしております。

以上です。

○森戸委員

でも、この問題は今回のことだけではなくて、今までにもこれあったと思うんですけど、それは反省として生かされていなかったんですか。

○萬治商工振興課長

ここ数年は、全市民に郵送するというものでしたので、プレミアム付商品券を販売するという形をとったのは数年ぶりです。前は抽せん方式ではなく、買いに来た方の先着でしたので、その部分については公平に、早い者勝ちではなく抽せんという形にし、皆さんにチャンスがあるように前回の反省は取り入れてはおりますが、引換場所については現状のような形になっております。

以上です。

○森戸委員

引き換える部分に関しての公平性もしっかり考えていただければというふうに思います。

それと、里の厨のお話が出ましたので、何点か里の厨についてなんですけど、以前にも里の厨について一般質問等で質問したことがございますけれども、今そういったキッチンカーが出店をしてくるというような状況になると、当然、駐車場全体の手狭な問題、これは以前からも指摘をしてきたと思うんですけども、後ろ側のほうも農振地域で、なかなか駐車場にすることができないといった課題もあったと思いますけれども、そう

いった根本的な駐車場問題について、その後、何らかの検討をしていますかね。お客様の駐車場です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

里の厨の質問に入る前に、先ほど私プレミアム商品券について質問いたしましたけれども、もし私に理解不足があるのであれば、ぜひ御指摘をしておいたほうが助かるかなと思いますのでお願いします。

○芳岡経済部長

先ほど来、プレミアム商品券の販売方法についてのお尋ねをいただきました。これまで、商品券を全市民に配布する事業に取り組む以前には、現地で並ばれた方から順に販売する商品券発行を2年か3年、実施した経緯がございます。

そのときも地域づくり支援センターとは別に各地域会場を設け、1日もしくは、2日間設ける形で実施させていただきました。

我々の調査不足があったのかもしれませんが、直接私ども、または商工会議所にそれを理由に買いに行かなかった、買いに行けなかったという声は届いておりませんでした。そういった面で今回も同じように各地域で販売する機会を設けさせていただいたところ です。

ただ、その辺については、会場の確保等もありましたから、十分な周知が事前にできていなかったのも、そういった販売方法があることを御存じないままに、その1か所しか買えないと思われたことにつきましては、その次があるかどうか分かりませんが、今後の課題としておきます。

以上でございます。

○森戸委員

最初のときから何回もプレミアム商品券を発行してきて試行錯誤でやってこられたというのはよく理解をしておりますので、今のような御答弁がありましたので、今後は、声に耳を傾けていただけたらというふうに思います。

先ほどの続きなんですが、里の厨の駐車場ですよね。根本的にあそこ、お店の前の駐車場というのは、今は一方通行になっているといいますか、結構、非常に危ないという側面もありますし、キッチンカー自体をどういうふうに配置をされるのか、ちょっとよく分かりませんが、非常にいいことだと思いますので、とはいえ駐車点に関しては、以前からもそういう声の利用者からも出ておりましたので、その辺の解決を図っていく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○影土井地産地消担当課長

現在、里の厨駐車場は、表側と裏側と複数箇所、駐車場がございます。里の厨からの

月例報告においても、今のところ混雑して危ないといった報告はいただいていないと認識しております。

しかしながら、今後、更なるにぎわいを創出していく中で、そうした混雑等が考えられる場合には考えていく必要もあると思いますが、ただ周りが農用地に囲まれておりますことから、そのあたりもしっかり考慮しながら検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○森戸委員

声が届いていないというか、私いろいろあそこで体験、研修室でいろいろなことをやっていますけど、結構、駐車場の整理をされたりとかしていますので、実際のところは大変だと思いますよ。声が届いていないというのは、言い切られるのはどうかと思いますが、実際に私その声は、直接里の厨の方からも聞きますし、見ていて非常に危ないですし、特に、土日ですかね、土曜日ですかね、午前中は混雑しますから。今、事故が起こっているのかどうか分かりませんが、確かに間違いなく危ないと思いますので、その辺は根本的な課題解決を図っていただけたらと思います。

それと次に、栽培漁業センターの跡地の活用の部分についてお尋ねをいたします。

当初、市がお願いをしてプロポーザルをしたわけなんですけれども、その市自体があそこに求めた機能というのがあったと思いますが、その機能についてはどんなものがあったのか、いま一度お示しいただけたらと思います。

○西村経済部次長

栽培漁業センター跡地の売却に係るプロポーザルで、本市が示した機能は5つございます。地元産海産物販売機能、飲食機能、海産物加工機能、海産物加工品販売機能、交流情報発信機能の5つになります。

以上でございます。

○森戸委員

この機能に関して具現化される、その辺のところは現状どうなんですかね。

○西村経済部次長

水産業振興拠点施設は、栽培漁業センター水槽跡地に光の恵みを感じるにぎわいの場づくりを基本コンセプトとして、本市の水産業の6次産業化と地産地消の拠点となる施設を民設・民営により整備することとし、令和3年にプロポーザルを実施し、選考された民間事業者により事業の展開が進められているところです。

プロポーザルでは、事業者の方から、先ほど御説明した5つの機能を設けることを示されております。

これまでの進捗状況は、令和4年度に海産物加工機能となる工場が建設され、引き続き残された4つの機能の具現化に向けて検討がなされていると思われま

また、提案された機能を充実させ実現させるためには、事業者だけで進捗を図るのではなく、漁業者や他の分野の事業者、団体等、もちろん業者も含めた連携・協力体制の構築が不可欠と考えておりますので、これらを踏まえて市としてもよりよい施設の整備を目指し、必要に応じて協議の場を設けるなどの支援を行っていきたいと考えています。以上でございます。

○森戸委員

この機能の実現に向けては、例えば、いつまでにとか、そういう目標とかというのがあるんですか。

○西村経済部次長

期限は、契約から7年後、つまり、令和10年までに供用開始することが売買契約書に定められております。以上でございます。

○森戸委員

令和10年というと、あと5年になるわけなんですけれども、もしこのプロポーザルによって応札されて了解をされたということだと思いますけれども、これ自体が実現はできなかったとしたら、何らかのものがあるんですかね。

○西村経済部次長

契約後7年後に供用開始するという契約となっておりますので、これが守れなかった場合は、契約書に土地利用条件等の違反に対する措置として違約金を支払わなければならないことや、契約に定める義務を履行しないために損害を与えた場合、それに相当する額を損害賠償しなければならないことなどが記載されております。以上でございます。

○森戸委員

その金額とか、そういう細かいことが分かるものがあればお示しいただけたらと思います、違約金と。

○西村経済部次長

違約金は、売買代金の100分の30に相当する金額を支払うことが明記されております。以上でございます。

○森戸委員

100分の30というと、金額としてはどのぐらいなんですか。

○西村経済部次長

約2,000万円になります。
以上でございます。

○森戸委員

分かりました。今、加工品の機能だけだったんですかね。ですので、これ実際に現状どうなっているのかというのが外からしか分かりませんので、実際に見に行きましたし、地域の方からも一体どういう形になっていくのかという心配の声がありましたので、実際にこのあと5年ですよね。実際に今言われた機能が、本当に実現できるのか。相当、経済部のほうから入って、どうなのかということをやっていないと、なかなか難しいんじゃないんですかね。公有地を補助金を返す、ごめんなさいね、間違っていたら指摘していただけたらと思うんですが、返して、また売ったというような形だったと思いますので、残額、それはなかったんですか、売るとき。

○西村経済部次長

売却に当たっては、不動産鑑定士に算定していただいた売却価格で売却後、所有権移転しております。
以上でございます。

○森戸委員

ごめんなさい。補助金適化法で、適化法なんです。

○西村経済部次長

補助金適化法に関しては、災害で生じたということで、補助金返還等は行っておりません。
以上でございます。

○森戸委員

じゃ私の勘違いです。どちらにしても、プロポーザルでお願いをした形になりますので、その実現に向けて市としては経済部がしっかり入って、それに向けて地域の活性化と光の海の水産振興に大きな期待があった話でございますので、実現に向けてできるようによろしくお願いをいたします。
以上で終わります。

○河村委員

最初に、さっきシルバー人材センターの話が出たんですが、シルバー人材センターの今売上比率で、役所の占める割合ちゅうのは今どのぐらいなんですか。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○萬治商工振興課長

令和3年度の数値で申し上げますが、受託事業のうち公共事業の割合は32.5%となっております。

以上です。

○河村委員

令和3年が32.5ということは、4年度に向けて少し上昇傾向ですよ、たしか。

○萬治商工振興課長

令和4年度のもので手元にございませませんが、元年度の公共事業割合が30.6%、2年度が32.3%、3年度が今言いました32.5%、ほぼ同じですが、少しずつ上がっていることになります。

○河村委員

市のその当直的な仕事を含めて、結構いろんなところが、皆シルバーがみんな入っている状況です。恐らくもう半分ぐらい、そういうふうにだんだんなりよるんじゃないかと思うんですよ。そうすると、じゃ事務費が上がったら直接市の負担になるわけですよ。そういうものは、事前に相談もないんかと。うちもお金出していますよね、それ以外にも。

だから、もうちょっと事前打ち合わせというか、いろんな相談に乗るべきだというふうにも思うんですよ。その辺はどう思うてですか。

○萬治商工振興課長

シルバー人材センターは、シルバーワークプラザを貸しているということもあり、施設のことについてお話することはありますが、経営については、なかなか意見交換をする機会を持っておりませんでしたので、今後は経営の面についても、いろいろ情報や意見の交換をしていきたいと思っております。

以上です。

○河村委員

市がお金を出しよるということは、いろんな面で関わりを持つちゅうことじゃから、もっと積極的にその話をせんと。

以前に言うたことがあるんですが、裏に、川沿いに駐車場がある。昔は、シルバー看板立てちよったんじゃけど、今のけさせたんじゃけど、もうちょっと社会常識が通用するような会社でないと、今後、発展しませんよ。

それから、漁業の話が出たんで、漁協の経営状況ちゅうんじゃなくて、売上げというのをどういうふうに把握しておられるか。

今ニューフィッシャーが7人とかという話がありましたけど、漁協そのものが例えば、光井で言えば戸仲漁協にも施設があるんですね。それは、市の施設なのか漁協の施設な

のか、どういうふうな今、利用形態になっているのか。何かそういう分かったことがあれば教えてください。

○西村経済部次長

戸仲漁港であれば、漁港にある施設について、管理をしているのは光市になります。市が管理者になります。

以上でございます。

○河村委員

荷さばき場と、それから、冷凍庫がありますが、それ全部管理は、じゃ市の管理。

○西村経済部次長

漁港の施設は、市が管理しています。その上に建っている事務所などについては、漁協が管理しているものと認識しています。

以上でございます。

○河村委員

それは分かりましたが、売上げは。

○西村経済部次長

売上げ等に関し、光漁協がどれぐらい売り上げているとかいう情報は持っておりません。

以上でございます。

○河村委員

それでは、昔じゃったら正組合員とか準組合員というような色分けじゃったんですが、今現状では漁業者が何人おって、昔で言う正組合員が今どういう形になっているか分かりませんが、そういうあれは持っています。

○西村経済部次長

正確な資料は持ち合わせていませんが、おおむね30名から40名ぐらいだったと記憶しております。

以上でございます。

○芳岡経済部長

正組合員数で申しますと、このたびの一般質問でも御答弁させていただいておりますが、令和3年で31人でございます。

以上でございます。

○河村委員

ある程度の漁協、市場がありますから、そこでの売上げ等については、できれば把握しておいていただきたいと思えますし、最近は何か徳山のほうにも市場に出されるという話も聞いたりするので、そのあたりのところについてもある程度把握をしておいていただくと助かります。

それと、下松との間に日石の石炭の貯留所があるんですが、あそこが今ずっと光の地先まで船着場を増設しちよるんですが、どういふのであそこへ来たのか。あれは港としての機能をしているのか、あるいはあそこも当然光の漁場ですから、そのあたりの漁業補償とかそんなものについては、どういふ状況なのか分かります。

○西村経済部次長

ただ今御質問いただいた建物に関して、漁業補償が生じているという情報は、漁業者から我々も相談を受けた経緯がございませんので、情報を持っておりません。

以上でございます。

○河村委員

アンテナを張ってほしいというのは、それじゃ昔に下水道をやったり、あそこへレジャーボートの船着場をとというような話があったりするとき、うちでも何か漁業補償をしたような記憶があるんですが、ということは市が代替をしていけば、うちがもらわんにゃいけん、分かりますかね。

そういうことも含めてアンテナをちょっとしっかり張っていただいて、実際には建設部らしいんで、あと建設部でも聞きますけど、海の問題については、ある程度理解をしておいていただいたらと思えます。

それから、林道の維持管理、林道を今植林をするときに、たくさん造って、そのままなんです。当初は、10年やそこら何でもなかったんですが、こないだ近回りしちゃうと思って車で通ろうかと思ったら、とんでもない入れん。もうやぶになっているんです。維持管理については、どういふふうになっちゃるんですかね。造るだけは造ったけれども、あとは知らんのか。その辺のちょっと維持管理について。

○西村経済部次長

林道といっても様々ございますが、市有林を管理するための林道は、市で維持管理しております。

恐らく、荒れ果てた状況になっている林道は、個人が所有する森林を整備、あるいは管理することを目的とした林道ではないかと思われます。これらについてはその森林の所有者が維持管理を進めていくこととなります。

ただ、この維持管理を進めるに当たっても、経済的負担が一定程度必要となりますし、それに加えて国、県、市には、こうした取組を支援する制度がなかったことから、これらがハードルとなって推進されないケースもあったのではないかと感じております。

現状は、作業道の維持管理あるいは被災した場合の機能回復等に活用できるように令

和4年度から森林環境譲与税を活用した森林整備促進事業を市の制度として新たに創設しています。

こうしたことから、もし具体的な場所をお示しいただければ森林所有者も含めて、我々のほうで御相談を受けて、可能な支援を御案内することもできますので、所管に御相談いただければと思います。

以上でございます。

○河村委員

以前は、市のほうで積極的に今植林作業について進めて、しかもたやすくできるため、もちろん出来上がった材木の搬出を含めて林道整備というのをやってきたと思うんです。

だから当然そういうところへ、森林組合にお願いするなり、というのは以前はもうみんなお亡くなりになって、ほとんどその今の森林組合に従事されておる方もいらっしやらない。昔は、市のいろんなのり面についても、草刈りはほとんど森林組合がやりよったんじゃないけど、今はそういう人もおらんようになってから、シルバーにこう変わっていったんでね。

きっちりその手順を追ったら、そういったところについては元どおりの形になれると思うんで、市のほうでも積極的にぜひ対応をしていただけたらと思います。

それから、有害鳥獣についての状況、最近の状況をちょっと教えてもらっていいですか。今は豚熱かなんかでイノシシそのものが極端に減っているというような話も聞いたりするんで、現況をちょっとまとめて言ってください。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

出没状況は、今年度に入って市民から通報があった件数をお答えすると、イノシシが14件、猿が3件、熊が17件、あと小動物が10件となっております。これは昨年度と比べて通報件数で言えば、半分以下になっております。

特にイノシシの減少は今委員おっしゃるとおり豚熱がはやっており、市でも令和4年8月に初めて豚熱の感染が確認されて以降、6件の検査を行い、うち4件が感染しております。

今年度に入り、検査しておりませんが、豚熱と思われるイノシシの死骸も処分していることから感染が拡大しているものと思われます。県内の豚熱の感染状況も東部から西部、県内全域に拡大をしております。ちなみに9月12日現在、県の豚熱の状況は85件となっております。

以上でございます。

○河村委員

令和4年に、何か6件のうち4件が豚熱であったという検査結果を言われたんですが、今の死骸の処理、穴を掘って埋めたりするんだと思うんですが、それはお手伝いをしたりしよってんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

電話があった場合は、市が一般ごみとして恋路に行き処分しております。
以上でございます。

○河村委員

なるほどね。とすると、そういう豚熱を含めイノシシの死骸について、市のほうに通報したら、今、恋路のほうへ処理をしていただけるといような告知はしてあるんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

告知はしておりません。市に連絡いただければ対応します。

○河村委員

あんまり従事される方ちゅうのは、一般にいっぱいおるわけじゃないんで、ぜひ同じような形で処理をしていただくと楽になってええと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

当初のうちでやる有害鳥獣計画というか、というものはじゃ今現状では、そういう今までのようなたくさんおるから、それを撲滅というか、そういうふうにしていかなきゃいけないということはないということであらうんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

イノシシの被害は確かに少なくなってきましたが、被害がないわけではないので、今までどおり事業を進めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

○河村委員

分かりました。

それから、赤線、青線というので、全部が建設のほうで対応しているのかどうかは分かりませんが、経済部の所管のほうで赤線、青線の対応で、要は対応しきれなかった。国から受けて赤線、青線、市のものにしたわけですが、それができなかったところというのが、どの程度あるんですか。

○西村経済部次長

市に権限移譲されたもの以外のものが、どの程度あるかというお話だと思いますが、経済部所管であれば、漁港区域内全てとなりますが、その数は把握しておりません。例えば、この部分を払い下げたりする場合は、県が対応する、窓口になると確認しております。

以上でございます。

○河村委員

例えば、今、漁港区域というふうに言われたんですが、漁港区域で、昔で言う管理道等が最終的には残って、それが赤線になったりということなんだろうと思うんですが、本来ならその管理道そのものが道路なので、払下げとかというんじゃないで、道路として整備をするちゅうのは、赤線、青線は地元管理ということで草刈りを含めて対応せんじゃないですか。ちゃんとした道路に格上げして、そういった維持管理についても市のほうでできんもんですか。

○西村経済部次長

漁港区域内で土地利用計画に乗せられる幅員や規模を有する道路なら検討できるかもしれませんが、皆さんが使われる赤線レベルのものであれば、なかなか市道と同じ扱いは難しいと感じています。

以上でございます。

○河村委員

今その戸仲のところは、たしか国交省が自分の所管だと、こういうふうに言われたと思うんですが、維持管理をせんのじゃったら、その国交省じゃろうが、県じゃろうが、そんなことは関係ないんで、そういう払下げを受けることも大事じゃろうと思うんです。

要は、いろんな名目をつけて、そういうふうになってきたんで、じゃあ何の目的で残っちゃうのか、その赤線として。そういったことはきちっと理解をこちらにもさせてほしいというふうに整理をしていただいたらと思います。

それから、冠の梅の管理なんですが、昔は農産が管理をしようとしたんですが、今はどういう状況になっているんですかね。

昔は、今、イチョウとか、いろんななり物については、全部農産の管理じゃったのいね。それが何か前に聞いたときには、いやこれは観光の所管とか、何かいろんなことを言うてじゃから、そんなものは全て農産が今までどおりなのか、それともいろんな事情に併せてその所管が変わっていくのか。あるいは、当初からつくったその建設のほうで今までなっていくのかという、その整理どういうふうになっているのか。

○西村経済部次長

基本的に木のなり物は、その土地の所有者がその権利を有するという考え方が基本原則だと思います。

また、対象となる木のあるところが市の土地であれば底地を管理しているところが所管になると思いますし、また、別の目的で何かそれを利用するということが市の中で決まっていれば、そこが所管という考え方もあるかもしれませんが、基本は底地の所有者が管理することになると思います。

以上でございます。

○河村委員

だとすると、例えばイチョウは、じゃ国じゃから、そうすると国交省が、そのギンナの権利を持ちよるということになるわけですが、今までそんなことは聞いたこともない。ただ、あそこに昔は看板で、市のほうへ届けてくださいよというような看板も立っていましたから、もしもそれがないとするならば、一回きちんと整理をせにゃいけん。

前にツバキの話をしたと思うんですが、ツバキの種というか油になるんですけど、そういうのもじゃあどこが所管なのか、いや市道にある分については建設が担当するんだと。それじゃあ建設には、そのなった収穫したものを、そういう処分をするノウハウもない。そういうところから農産が管理をするというふうになっちゃったと思うんです。で、今、冠にはいろんななり物が植えてありますので、そのなり物について、誰がどういう所管で処理をするのかということも整理をしておいてほしいと思います。

疑問に思ったことは、自分らで積極的に関わって整理をしていくことが大事なんで、そういうふうに仕事として取り組んでいただけたらと思います。

それから最後に、防波堤の侵入について。

侵入というのは、例えば危険じゃから中に入っちゃいけませんよとかいろんな制約があったりするんですけど、その制約というのは何を基準に作っておられるのか。通常の突堤であれば、そんなに危険ではない。ただ、魚釣りやりよって水難事故に遭わんとも限らんから、だから入っちゃいけませんとこういうふうに言われておるのか、その辺の管理方法も含めてちょっとお話を。

○西村経済部次長

光漁港内に柵などで完全に入れなくしているとか、していないとか、そういうお話だと思います。

光漁港内の施設のうち、金網で厳重に柵がされている箇所が2つございます。1つが山口県漁港光支店の南西方向に位置する八幡漁港の八幡西防波堤。もう1つは戸仲漁港の東側に位置する光漁港海岸保全施設整備事業で設置した戸仲の突堤となります。これらの施設は、漁船や定期船などの航路に近接しているため、当該箇所で釣りなどを行った場合、漁船等の航行に支障を来すおそれがあることや、万が一落下した場合に船舶との接触事故など危険が予測されること、それに加えて漁業者から柵などを設置して当該施設へ関係者以外の者の立入りを禁止するよう要望があったことなどから、当該箇所に金網を設置して入れないようにしているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

金網を設置しているところは2か所で、じゃあそれ以外のところについては自由に入りができるという解釈でいいんですね。

○西村経済部次長

基本的に漁港施設は、漁港漁場整備法第39条2項によって、著しい損害を漁港施設に与えるもの以外は広く活用を促さなければならないこととされているのですが、最近、

漁港施設内への立入りに関して、漁業に影響を与えるような状況が見られており、八幡漁港、戸仲漁港、西ノ浜漁港、この3つ全てにおいて、当面の間、関係者以外の者の立入りを禁止する看板を設置して一時的に入れないようにしております。

多くの釣り人はモラルを持って釣りをしていますが、一部のマナーの悪い釣り人によるごみの放置や駐車、漁船へのいたずらなどが頻発して改善の兆しがなく、むしろ悪化し、明らかに漁業活動を阻害している状況が見られることなどから、やむを得ず漁港管理者である市は漁港の立入制限を行っているものでございます。

一方で、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画では、漁村の活力低下に対し、地域の協力を得ながら地域資源と漁港を活用し、水産業を補完する新たな産業を育成し、所得と雇用機会を確保するため、海業等の振興が重点課題として位置づけられ、漁港を釣りに活用することもこれらの1つとされていることなど、漁業に支障がない範囲において漁港を広く様々な用途へ活用していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、市として今一度ルールの整理を行い、現行制度に則った漁港の土地利用、漁業活動の損害を防ぐためのルールづくりについて検討を進めていくつもりであり、未来永劫、この漁港で釣りをさせないと考えているものではございませんので、ルールづくりが完了し漁業者の承諾が得られた段階で、また釣りが行えるように、今後も漁業者と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

理解していただければそれでいいんですが、要は原発の補償金をもらって以降、私らも漁業に対する目が行かなかったというのもあるんですよ。で、やっぱり今、漁業者そのものが内に閉じこもったような状況になっている中で、最近は今の漁業権を全部、潮の満潮のところまで求めるような漁業権を主張されても、やっぱりちょっとおかしいと思ったりするんで、特に戸仲の東側のところの防波堤については、航路とは全く無関係、あそこの位置が。漁業の出入りに全く支障のないところですから、そんなことも含めて、今言われたルールづくりをしっかりとやっていただいて、その中で、レジャーボートの整理も含めてやっていただく中で、漁業者とその地域との交流面というのもぜひ作っていただいて、お互いの意見がある程度主張ができるような場所づくりというのをお願いしたいと思います。

以上です。

○大田委員

先ほどの補正予算で聞いてもよかったんですが、室積19号線の土砂災害、専決処分も高いお金でされておったんですが、現在の状況とか、これまでのどのような経緯で交通規制をされているのかとかいうのがいろいろあると思うんで、そこのところを教えてもらいたいと思うんですが。

○西村経済部次長

恐らく農道室積線の御質問だと思いますので、農道室積線の被災時の状況及びどのような経緯で交通規制を行ったのかについてお答えします。

まず、被災時の状況は、7月7日からの梅雨前線豪雨により農道室積線の道路のり面が延長約17m、高さ14m崩壊したものです。

被災原因は、豪雨に伴い、のり面内部から湧水が生じたことにより土砂が吸い出され、その影響で崩壊したものと推察しております。

先ほども申し上げましたとおり、当該のり面は延長17m、高さ14mにわたって崩壊していることなど、安易にこれらの土砂を取り除くことで崩壊したのり面全体の安定が損なわれ、再度崩壊するおそれがありましたので、応急復旧としての土砂撤去等を行わず、最終的な復旧工事が完了するなど、通行者への安全が確保されるまでは当該農道を全面通行止めにする事としております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに全面通行止めになってから、安全の確保のためということですが、これはいろんな工法があると思うんです。17mの14mもやれば、下から水が出てきている。ただ、どのような方法で工事を進めようとしているのか、ちょっと教えてもらってもいいですか。

○西村経済部次長

復旧工法は、7月の専決処分で予算を確保した測量設計業務の中でボーリング調査や測量調査などを実施しながら、現地のデータを把握して、それを基に復旧工法などの検討を進めていくこととなります。

これらの実施に当たっては、令和2年度から開始された国の取組の1つとなる災害トリアージ制度を活用して進めることとし、農林水産省職員と8月25日に現地協議を実施しております。

災害トリアージとは、農林水産省職員が被災した市町村を訪問し、市町村の要請に対して支援・協力を適時適切に行うことを目的として創設された制度であり、今後、工事を受ける上で必要となる手続などについて手戻りが生じないように、検討段階において被災した農業施設の復旧工法等に関する技術的な助言・指導を受けるものです。

現状はこうした国からの助言・指導を踏まえながら、実施設計図面や国庫補助事業申請に必要な資料の作成を進めているところです。復旧工法に関してはまだ確定はしておりませんが、ある程度の候補が国のほうから提案されておりますので、その中から選定して進めていくこととなります。

以上でございます。

○大田委員

以前、かんぼ側の入り口のところでのり面が崩落してから2年近く交通止めになって、

今度はその奥が崩落したということで、国と一緒にしてからり面工事を進めていこうとされているんですが、工法としては以前やられた工法の方式でやられるのか、それとも、大ざっぱでいいんですが、また新しい工法でやられるのか、どういう工法でやられるのかというのが分かったら教えてほしいんですが。

○西村経済部次長

まだ、工法自体を確定できていないので、変更になるかもしれませんが、今回、被災した施設の両サイドにはふとんかご、要は地下水位が上昇したら水が出やすいようなそういう工法となっておりますので、同一の工法で検討し、あとは上部のり面が擦りつかなければのり枠とするなど、そうした検討を今から進めていくことになると思います。以上でございます。

○大田委員

それで、以前は約2年ぐらい通行止めやっていたんですけど、今回はどのぐらいのスケジュール予定をされているのか教えてもらいたいんですが。

○西村経済部次長

今、分かっているところでは、今後、10月の下旬に予定されている公共災害の国庫補助申請に係る災害査定を受検し、採択されると国庫補助事業と認められます。その後、入札等の手続を進め、年内に工事契約を締結する予定としています。その後について、工事の規模とか、工法などが決定する12月頃にスタートし、必要な工期内での完了を目指し、適切な管理を行いながら進めていくこととなります。

以上でございます。

○大田委員

そうしたら、今12月スタートだと。まだ、完了は見えていないという感じでよろしいですか。

○西村経済部次長

完了工期は、この時点でお答えすることはできませんが、できるだけ早く復旧できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

この項は終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

先ほど、ひまわり光プランですか、あれやりよったんですが、ひまわりのことは活用として言っておられなかったようにお聞きしたんですが、ひまわりの種ですか、あれの再活用というのは考えておられるんですか、どうなんですか。

○影土井地産地消担当課長

ひまわりの種については、農業者の方といろいろな課題等を整理する中で、来年に向けてまく用ぐらいの種は取れたとのお話をお聞きしているところもありますが、全ての圃場で順調に生育しているものでもないことから、この辺りも含め、改めて課題を整理しながら、いろいろと検証していきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

ひまわりの種を今検討すると言っていたんですが、ぜひともひまわりの種、ひまわり油、あれは相当高級なものですから、ぜひとも活用できるような方向で、せっかくひまわりのあれを植えるのであったら、それまで考えてからいってもらいたいと思いますからよろしくお願いします。

次に移ります。

今回、4年ぶりに花火大会をやられて、随分な人間が来られたように、大盛況だったように思ったんですが、たしか5万5,000人ぐらいの来場者があったようにお聞きしたんですが、確かな数字をまず教えてもらいたいんですが。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

花火大会の来場者は、5万5,000人です。

以上です。

○大田委員

5万5,000人も、それほど観光客が来られたんだったら、経済効果も随分出たのだと思います。光市は常に費用対効果とあって、常に言われております。この花火大会も大変な経済効果があったんだろうと思っておりますので、そのところどのくらい経済効果が出たかどうか教えてもらいたいんですが。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

花火大会は、7月29日に虹ヶ浜海岸において盛大に開催されたところです。4年ぶりということもあって開催前から注目を集め、観光協会が立ち上げた特設サイトには10万件に近いアクセスがあったと聞いております。

お尋ねの経済効果については、5万5,000人の方が花火を楽しまれる中で飲食をしたり、お土産を買われたりといった一定の地域経済への波及効果はあったと考えられますが、現状金額として算出はしておりません。

以上です。

○大田委員

今後も花火大会を続けるとしたら、経済効果がどのぐらいあったかとかいうのを今後も持ち合わせられないということですか。それとも、今後は経済効果、費用対効果をどのぐらいあるかというのを計算されるということですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

現在のところ、経済効果について計算をしていく予定はございません。
以上です。

○大田委員

いつも光市は費用対効果、費用対効果、経済効果といつも言っておられるんです。約1,000万円近い、市からの補助金というか交付金とかで出されているので、それに対する経済効果、費用対効果、当然出されるべきだと思うんですが、今の答弁ではそのような計算はしないというふうに、光市の風物詩だというふうに言っておられるんですが、そここのところがちょっと今まで光市が言っておられたのと、この花火大会に対してはいろいろ矛盾が生じていると思うんですが、そここのところはどういうふうに考えておられるか教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

経済効果は、多くの方に来ていただくことが一番重要な要素と考えており、花火大会は、そうした意味ではお金を落としていただく大きなイベントと考えております。
計算をすることについては、現在のところ、予定はございません。

○大田委員

今後はぜひとも、5万5,000人が来られるんですから、どのぐらいの費用対効果、経済効果があるかというのはぜひ計算してもらいたいと思いますから、よろしく願いします。

また、観光客も花火大会に5万5,000人も来られて、今度は花火大会が終了して観光客が帰られるわけですね。そうすると、交通手段としてJRの列車とか、バスとか、タクシーとか、自家用車とかで帰られると思うんですが、ほとんどの人が公共交通を利用して帰られるんですが、それに増便も出されたみたいですが、完全に乗り切れていないというんで日にちをまたいで家に帰られるという話を随分お聞きしたんですが、そのような帰りの交通手段等は、市としてはどのように考えておられるかお教え願いたいんですが。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

花火大会当日は、花火の終了に合わせて、山陽本線上りが2本、下りが3本、JRバス上りが2本、ぐるりんバス2本の臨時便を出していただき、花火大会終了後の混雑の

緩和に努めたところでは。

臨時便は、通常運行や貨物輸送などの合間を縫って可能な限りの運行をしていただいております。交通手段に関する苦情は寄せられておりませんが、今後も継続して実施したいと考えております。

通常運行も含めて、多くの方が公共交通機関を御利用されたと思っておりますが、花火の余韻を楽しんだり、友人との会話を楽しんだりすることで、最終便に間に合わなかった方もおられるのかもしれませんが。主催者としては、可能な限りの対応をしておりますので、そういう方々については自己の判断で思い思いに過ごされて帰られたと考えております。

以上です。

○大田委員

自己の判断で帰られたとかいう今答弁があったんですが、そういうような対策をするために、花火大会が終わってまず検証とか、そういう会議なんかを持たれたことがありますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

花火大会が開催された後、8月29日には観光協会が主催して反省会を開いております。以上です。

○大田委員

そのとき、どういう意見が出ましたか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

反省会で出された意見は、警察や警備会社から、光駅前交番とセブンイレブンとの間など、光駅前ロータリー周辺の交通規制は要検討。大会本部と警備本部が分かりづらい。光駅での切符売場の増設が必要。ゴミ箱を適所に配置することにより、ごみの不法投棄と飛散を防ぐことができた。こういった意見が出されたということは確認しております。

○大田委員

国道を横断する、あそこの横断方法については意見が出されませんでしたか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○久山観光・シティプロモーション推進課長

光駅前交番や、セブンイレブンの辺りから会場まで混雑したことから、交通整理については、検討が必要という話が出ております。

○大田委員

今後も花火大会をされるとなると、帰りの交通便とか、その国道の横断とか、ああいうのは大変重要な課題になると思いますから、今後ともよく打合せなんかされてからスムーズに行われるように今後お願いしたいと思いますから、よろしくお願ひいたします。

それと、令和5年7月に「光に住んで、働こうやー！」という支援事業の創設について、事業者の事業継続や持続的な本市経済の発展、従業員の確保を促進するため、人手不足に直面する中小企業における人材の確保、育成、定着に資する取組を、3つの補助事業で包括的に支援するといわれて、1つ、中小企業等知名度向上・ブランド化補助金、2、インターシップ促進補助金、3、中小企業等の人財定着・定住支援補助金等と出されました。人材定着のために結構な補助金が出されたと思うんですが、当該事業の効果についてどのように考えておられるのか、まずはお聞きしたいと思います。

○萬治商工振興課長

3つ補助金ございますので、1つずつ申し上げたいと思います。

まず1つ目、中小企業等知名度向上・ブランド化補助金は、先ほど委員にもご説明しましたが、就職・転職・マッチングサイトへの掲載料や合同企業説明会等の参加、就職希望者に対し会社PRを行う経費などに対して補助するもので、人材確保の第一歩としては、まず求職者に企業名を知ってもらうことが重要ですので、企業名を知ってもらう事業効果を見込んでおります。

2つ目、インターシップ促進補助金は、インターシップの学生を受け入れた事業者に補助するもので、学生の市内就職の選択肢を広げるとともに、人材不足に直面する事業者が学生に自社をPRする機会づくりを後押しし、将来的な地元就職の促進や離職の防止等につながる効果を見込んでおります。

3つ目、中小企業等人財定着・定住支援補助金は、従業員の育成や定着につながる研修等の受講経費、社員寮の借り上げに要する経費に対して補助するもので、デジタル人材など時代の潮流に即した従業員の育成や本市への定住促進につながる効果を見込んでおります。

いずれにしましても7月から開始したものですから、これから実績もまだまだ上がってくると思いますので、こういった効果については十分検証を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

光市に移住・定住、働き口の確保というのは、まず第一に考えるべきだと私も思っております。その上、そこに定住するとなると、消費のする場所なんかが大変重要な課題になると思うんです。民間の活力でやるべきだということも一つのあれでしょうが、そこに消費をする場所、商業振興という観点の下に、当該事業が今後の消費にどのように貢献するかということ、私は消費がそこになれば、何ぼ住めるところがあってもよそに行ってそこに住むであろうと思うんです。それから、定住促進になかなかなりにくい

と思うんです。だから、光市としてもそこに消費する場所、消費するいろんなものをいかにして光市に持ってくるかも大事な定住・定着の条件の1つだろうと思うんですが、光市としてはどういうふうにご考慮されているかお聞きしたいと思うんですが。

○萬治商工振興課長

まず、この事業についてお答えします。本事業は、市内事業所の人材育成、人材確保、事業所への定着を主眼に置いたものとなっておりますが、消費という観点から見ますと、本事業により従業員が確保され、事業所の事業継続がなされた場合に、事業者による取引や従業員による経済活動によって消費に貢献できるのではないかと考えております。

また、中小企業等人財定着・定住支援補助金は、社員寮等の借りに係る費用を補助することで、まず従業員に本市に住んでもらうというものもあり、そのまま定住につながれば、市内の消費にもつながるのではないかと思います。

それから、商業振興のことで言いますと、買物する場があるということは、人が暮らしていく上で重要な要素の1つであると考えております。

また、逆に人が多く住むことによって商業施設が進出してくるという面もありますので、企業誘致等により働く場を増やし人口を増やす。また、創業支援等によって商店や飲食店等の創業支援をするなど、両面でできる支援をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○大田委員

確かにそうでしょうが、まず就職すること、それに伴ってそこで働き、働き口があるからそこに住むと。それは分かるんですが、ただ住んでみて、ほんなら奥さんや子供たちが買物に行く、遊びに行く場所が消費する場所がなければ、いや、ここよりも極端なことを言ったら今、光市に住むよりも下松のほうが消費する場所があるという、買物も見やすいというので下松に住もうという、今現在はそういう状況になっていると思うんです。それをいかにして光市に引き止めるかという政策をしていってほしいと思うんですが、経済部としてはどういうふうにご考えるかということですよ。

○萬治商工振興課長

直接的な消費拡大事業としては、ここ数年、商品券発行事業を実施しており、今年度ひかり応援プレミアム付商品券発行事業を実施中です。現在、申し込みを受け付けている最中ではございますが、この事業により総額2億4,500万円が市内で消費されることとなります。商品券発行事業は一時的な消費喚起事業ですが、この機会を通じて市内に新たなお店を発見するなど、今後の市内消費につながることを期待しております。

また、市だけでなく、この9月から浅江商店会のお客様感謝祭や室積商店会お買い物キャンペーン、光料飲組合の飲食業応援キャンペーンなど、それぞれの団体が独自に取り組まれている消費喚起イベントもあります。

昨年度は、ひかり消費喚起補助金として各団体の取組に市が補助する事業を実施しましたが、市からの補助がなくてもこういった事業団体がそれぞれ工夫され、地元での消

費を拡大させる事業を展開されることは非常に重要なことだと思っております。行政と経済関係団体が双方で取り組み、また連携しながら、様々な角度からできる取組をしてまいることが重要だと思っております。

以上です。

○大田委員

そういうふうに、浅江商店会やら室積商店会やらいろいろ、料飲組合などいろいろとイベントをやられるというのはありがたいことでございます。でも、実際に各地区において、個人商店なんか撤退してシャッター通りになったとかいう話もお聞きします。そういうことがないように市としては、各商店街がそういうふうなイベントを開くにしても、市として全体として、いかにして消費効果を出すようなまちづくりとかいうのをそろそろ考えていくべきじゃないかと私は思っているんです。それによって、そこに就職する中小企業の「光に住んで、働こうやー！」というこのキャッチコピーも生きてくるんだろうと私は思っているんです。そこを市としてはどういうふうに考えるかというのをお聞きしているだけで、各商店街がイベントをやるというのではなくて、市としてどういうふうに考えているかと。高校生なんか「光には遊ぶところがない」とか、「買物するところがない」とかいう意見も出ておるわけです。それで、そういうのを市としてはどういうふうに考えるかという、市の方針はどうするかというのをちょっとお聞きしたいと思ってお聞きしているんですが、いかがですか。

○萬治商工振興課長

消費する場所については、先ほど言いましたように、ここ数年は商品券を発行して直接潤うようなことをし、商店自体が活性化することを狙っております。消費拡大は事業を実際に展開しておりますので、今後もそのときの情勢によって考えていきたいと思っております。

また、直接そういった商品券を発行するなど以外に、事業所設置奨励金で雇用の場として企業を誘致したり、創業支援で新しくお店を作る方の支援は行っていきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

そういうふうに消費拡大において、そこでまたお金が光市に落ちると、そしたら光市の税制も優遇になるというようなまた効果も出てくると思うのです。ぜひとも今後、光市としていかに消費拡大をどういうふうにしていくかと、そういうようなプレミアム商品券なんか一時的に出されてもそこでも降りるんですが、全体として今後の光市の未来を考えるとしたら、そういうような消費拡大なんか非常に重要な課題と思うので、光市としてどういうふうな考えをしていくかというのを、今後ともしっかりと検証、検討、実行してもらおうようお願いして終わります。

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和5年度光市一般会計補正予算（第7号）〔所管分〕

説 明：山口道路河川課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○小林委員

それでは、何点か御質問のほうをさせていただきます。

まず、1つ目としましては、LINE通報アプリについてお聞きをします。

現在、LINE通報アプリを活用し、市民から道路に関する情報が寄せられています
が、現時点におけるこの通報の状況というところをお示しをください。

○山口道路河川課長

LINE通報アプリの通報状況につきましては、光市LINE公式アカウントの開始
されました昨年10月から本年8月末時点での通報状況について申し上げますと、道路陥
没やポットホールなど、道路舗装の異常に関する通報が32件、側溝蓋の破損や土砂等
による閉塞など、道路側溝に関する通報が6件、道路の通行に支障となる木や竹の伐採に
関する通報が3件、その他、歩車道境界ブロックやガードパイプなど、道路附属施設の
破損に関する通報が3件で、道路に関する通報状況は合計で44件となっております。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく理解ができました。その上で、現行のLINE通報アプリというも
のは、市民からの通報を受けるのみの仕様というふうになっていますけど、例えば市民
との相互理解等をより深めるためにも、通報に対するフィードバック機能、こういうこ
とも持つことも必要というふうに考えていますけど、これについての見解をお示しをく
ださい。

○山口道路河川課長

まず、LINE通報アプリについてでございますが、本機能は、危険箇所の迅速な解

消や損傷箇所の効率的な補修に活用することを目的としておりまして、通報された写真による現地の状況や、位置情報がアプリを利用して確認できることから、非常に便利な機能となっております。

通報者へのフィードバック機能についての御質問をいただきましたが、アプリを導入するに当たって、幅広い世代の方々から気軽に通報していただけるよう、通報者の個人情報収集しないこととしており、対応結果につきましても、ご連絡いただいた方への個別連絡は行わない旨の注意事項もホームページ等で周知させていただいているところでございます。このため、急を要する場合の対応や、対応の進捗状況を確認したい場合などにつきましては、従来どおり、電話か窓口で御相談いただきたいと考えておりますが、このような御要望があることにつきましては、アプリの導入及び保守管理を行っている部署や、道路以外の施設を管理するほかの関連部署へ情報を共有してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

状況はよく理解できました。このLINE通報アプリというものは、道路だけではなく、もっと様々なものにも関連してくるということで、市の全体として考える必要があるというふうに思っています。その上で、やはり先ほどコメントがございましたとおり、個人の特定ができないとか、そういうところもすごく大事だと思うんですが、今、せっかく通報したけど、なかなかそのフィードバックとか対応状況をよく理解できないというお声をいただきましたので、ぜひこれについては市全体のことにはなると思いますが、御検討いただけたらというふうに思います。

では、次の質問に入らせていただきますが、原材料支給制度についてお聞きしたいと思えます。

本制度につきましては、法定外公共物の維持管理に際して、必要な原材料を市が支給できる制度です。1つの自治会及び災害に対して、単年度10万円を限度額として資材が提供されています。ここ数年の原材料支給に関する相談の実績、あるいは資材が提供された件数、さらには具体的な事例、これについてお示しをください。

○山口道路河川課長

原材料支給制度に関するお尋ねでございますが、本制度は、原則的に赤線や青線などを地元が維持管理する上で必要な資材を、1つの自治会で年間10万円分を限度に支給するものでございます。

近年の傾向としましては、過去に申請実績のある自治会の方からの申請が多い状況ですので、相談された案件につきましては、おおむね支給を実施してきているところでございます。

そのような中、ここ数年での資材を提供した件数としましては、令和2年度に53件、令和3年度に55件、令和4年度に48件、令和5年度は8月末時点で申しますと22件となっております。

具体的な事例で実績が多いものとしましては、赤線の維持管理に関する地元の道造りに併せて、簡易アスファルト合材や簡易コンクリート、砕石、土のうなどを支給し、赤線の舗装や路肩の修繕をされているケースでございます。

また、事前に御相談をいただけましたら、支給ができるかどうかの判断や、補修に適した資材の御提案ができる場合もございますので、お気軽に御相談をいただけたらと存じます。

以上でございます。

○小林委員

状況はよく理解ができました。やはり、私も今議員になって、特に赤線に関する問合せが多く、よく私のところに来ています。その上で、私の中でも原材料支給制度はございますよというところを説明して、やはり道路河川課のほうに御相談してほしいということも既にお伝えしております。その中で、この自治会の中でも実際にノウハウを持っていなくて、市の職員と一緒に帯同してくれて、いわゆる少しの支援をしていただける、技術支援というところ、そういうところもしていただけるということも聞いておりますので、引き続き、やっぱりこれぐらいの件数はございますので、きめ細やかな御対応のほうをよろしくお願いしておきます。

以上です。

○河村委員

大和地域については、草刈り代というような格好で別途支給があったと思うんですが、最近では各自治会でそろそろ赤線、青線の維持管理ができないと、こういう話が多々聞こえてくるんですが、これの見直しについて検討はされていますか。

○山口道路河川課長

ただいま、赤線の草刈り等の維持管理についてのお尋ねをいただきましたけれども、赤線の草刈りに関しましては、市内の道路には、市道や農道、認定外道路、赤線など様々な道路がございます。これらの各道路は相当数の延長がございますので、この全ての維持管理を市で行うことは、現実的には難しい状況でございます。交通量の多い市道や農道を除く認定外道路、ただいま申されました赤線等の維持管理につきましては、現状におきましては、道路を利用される地元関係者の皆様に、御無理のない程度に御自身が通行の支障となる範囲を維持管理していただくことをお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○河村委員

要は、そういった状況の中で、赤線、青線、あるいは認定外道路について、維持管理をすることが難しくなっているという地域の声をどう受け止めています。

○山口道路河川課長

地域の皆様が高齢になられている状況の中で、草刈り等の維持管理が難しくなっていることに関しましては、近年の気温も高いような状況もございますが、現状としましては、ただいま申しましたように、無理のない程度に御自身の通行の支障となる範囲を実施が可能な範囲で維持管理していただくことが、現状ではそのような対応にならざるを得ないと考えております。

○河村委員

恐らく、地域の最後の悲痛な叫びだと思われる、私には。そうは言いながら、今、旧大和の地域には、そういった草刈り代というものを自治会に出していると。それは出しちよるけれども、実際には草刈りができん状態がもう目の前に来ている。そうすると、この見直しをかけていかなければいけないというふうに思うわけですが、その維持管理費の問題になるんで、それはどういうふうに確認をしていくんですか。現況で草刈りができなくなったと、草刈りをしていないからあげませんよと、こういう話になるのか。自治会のほうへ出しちよるお金だから、できるできんはかかわらず継続して出していくのか。そのあたりはどうです。

○山口道路河川課長

旧大和地域での草刈りに対する補助金の在り方についてのお尋ねだと思いますけれども、現状におきましては、まだ地元の皆様のほうで草刈りをさせていただいている状況でございます。今後、そういった高齢化がさらに進んだ場合での草刈りができるかどうかということへの対応につきましては、今後十分に検討が必要であろうかと思っております。

以上でございます。

○河村委員

では、現状では、例えば草刈りがなされなくても、そのまま支給状況は継続するという答えでいいんですね。

○酒向建設部長

草刈りについてのお尋ねでございますけれども、今現在、大和地域につきましては、草刈りをするという前提に基づきまして、自治会に委託料を支払っております。この委託料につきましては、草刈りが実施されないという場合でございますけれども、この場合につきましては、委託料でございますことから、その支給というのは減額になるかと考えております。草刈りの今後につきましては、やはり高齢化というのを十分理解しております。このあたりは、今後研究していかなければならない重要な課題と考えておりますので、今後とも引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

委託料だから、実施されない場合には返していただくということでいいですね。分かりました。

それから、市道川園線についてちょっとお尋ねをいたします。

県のほうへお願いをしてやっている街路の部分と、何で市のほうが、県にお願いをしてやっていく以上は、市の部分というのは先行してでもやらなければいけない状況なのに、そこに手がつかないというのは、何か問題点があるんですか。

○山口道路河川課長

市道川園線につきまして、市が行う路線となる、光市立光総合病院前から西河内地区を經由し、木園地区に至る市道川園線の未整備区間についてでございますけれども、現時点におきましては、事業計画は持ち合わせておりませんが、都市計画マスタープランでお示ししている方向性などを踏まえ、まずは県により進められております都市計画道路川園線街路整備事業の進捗を踏まえつつ、限られた財源の中で、選択と集中の観点から今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

○河村委員

自分の敷地についての一切手つかずの状態、病院は駐車場整備の中である程度加工しましたので、そういうものは二重投資になるふうに外部から見ると見えるわけですが、県にはきちんと、はいお願いねと言いながら、自分のところの部分については全く手つかずというのが理解ができないんですが、その問題点は何なの。

○山口道路河川課長

当地区におきましては、これまで道路整備を進めてきており、このたび県において都市計画道路川園線や船戸三太線の整備が進められていることまで踏まえますと、これによって当地区の交通事情は大きく改善される見込みと考えております。

川園線の市道部分の整備を先行して実施すべきとの御意見でございますが、本線に限らず、市内の道路整備につきましては、限られた財源の中で選択と集中の観点から取組を進めているところでございますので、まずは県道整備による効果などを確認の上、今後の取組について検討してまいりたいと考えております。

○河村委員

病院ができて、例えば周防、三井あるいは丸山方面から直接病院まで搬入できるということになると、どのぐらいの要は時間短縮、目に見える効果、あるいは安全性、今の市内でいったら一番の優先道路というふうに私には見えるんですが、建設部の中でのそういった整備順番を見ても高くないと、そういうことなんですね。

○酒向建設部長

川園線についてのお尋ねでございますが、先ほど課長が御答弁申し上げましたとおり、

県が実施しております都市計画道路川園線でございますが、まずはこちらを先行してやっていたらこうというふうに考えております。その後、状況を勘案しまして、病院までの、川園線までの区間につきまして検討していくことになろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

本来なら、病院ができたときには、救急車等の搬入があるわけですから、当然できていないといけない道路というふうに周りから見てもみんなが思うわけですね。何で遠回りをせんにゃいけないのか。しかも、県にはお願いしちゃって、自分のところは一銭も金出さんのかというような捉まえ方をされるような状況が果たしてええのかのど。だから、どこに問題点があるのか、要するに、そうじゃない、はなからやる気がないんですと言うなら、それはそれでしょうがないわけ。だけど、財政に問題があるのか、どこにその用地が買えないのか、何かそういう、絞って言ってくれんと、応援のしようもない。病院ができた以上は、もうあそこへいろんな交通網を集約できるような、しかも出入口が1本、2本というんじゃ都合が悪いんです。そういった対策は考えられないんですか。

○酒向建設部長

繰り返すにはなりますけども、まずは県が実施しております都市計画道路川園線、これにつきましては、市としても、県営事業負担金といたしまして負担はしておりますので、まずは県事業を着実に進めていただくということを考えております。

以上でございます。

○河村委員

論点整理というか、自分のところの状況整理をしていただいて、何が問題点なのかよく整理をしていただいて、また今度聞きますからしっかり答えていただきたいと思っております。

そういう話なら、ちょっともう一本踏み込んで話をします。

栄下道路の拡幅工事を提案をして、まだ全線開通ではありませんが、止まっていますよね。光市では、新しい路線を造ったりするときには、地元要望に併せて、地権者の了解をもらったもので申請をしておったと思うんですが、この栄下道路というのは、そういったことはできていなかったんですか。

○山口道路河川課長

栄下線への道路整備をする際の地権者への同意あるいは確認についてのお尋ねだと思いますけれども、こちらの事業につきましては、前期区間150mが完了しております。残りの150m区間が未整備区域となっている状況でございますが、前期に行いました150m区間については、地権者の同意が得られた上で事業が実施されたものと認識しております。残りの150m区間につきましては、地権者の同意がまだ得られていなかったため、

事業が進んでいないものとなっております。

以上でございます。

○河村委員

当初から、狭わいなところで地権者の同意をもらえるかというのは当然の話で、通常、地元要望でそういったことをやる時には、地権者の同意を得ることが前提条件じゃったじゃないですか。それは、今後についても市がやりたいと思ったところだけ拡幅計画をつくるということなんですか。

○山口道路河川課長

道路整備につきましては、様々な手法が取られております。いわゆる地区道路などにつきましては、そういった地元の同意を得た上で進めるという手法も取られていたと認識しておりますが、こちらの栄下線につきましては、当時全線の同意ではなく、部分的な整備での同意を得た上で事業が進められたものと認識しております。

○河村委員

例えば、市が経済効果があまりにも大きいと、だからこの道路は必要なんですよというやり方は、当然あるんです。でも、ここ何十年見たって、そんなところは今ない。だから、前提条件としたら、地権者の同意をもらってくださいよというのが普通の今道路の拡幅整備のやり方のはずです。それでも自分らで事業認定して、その挑戦しよるわけだから、そうすると、ある程度自分らで腹積もりというか、見込み、計画どおりにできるという見込みがなかったら、作業できんのやないですか。そう思いません。それはあなたがやったわけじゃない、前任者が、あるいはその前の人が今までやってきたのかも分からんけど、できなかったときの問題点の整理と、ではどこへどういうふうにして最後を収めようかというのを一緒に併せて計画を進めていかないと、昔じゃったら、道路予算がいっぱいあるときには何ぼでもどんどん進められるけれども、今は道路予算もあんまりないんじゃから、確実に100%できるところを絞ってやっていくというのが普通でしょう。あなたを責めてもしょうがないから、今後についてはそういうことと、整理の仕方というのをしっかり覚えてください。

それから、東荷のところの土捨場、立野と東荷の間の土捨場、前の大和の建設業組合じゃったか、協会所有で、ずっと土砂の埋立てをしてきたところなんですけど、一応埋立てが完了して、これから換地というか、元に戻すという作業に今入りよるわけですが、状況的に換地方法、元に戻す方法、今さらで、昔の例えば境界線がどこそこあって、こういうふうにするというのは、恐らく不可能に近い状況なんで、その換地方法というのはどういうふうにして今からやろうとしよるのか。お答え願えますか。

○秋友監理課長

東荷の残土処理場についてのお尋ねをいただきました。

大和町建設業協同組合が進める東荷残土処理場については、平成30年7月に搬入は完

了しております。大和町建設業協同組合が以前の土地所有者に返還するのみとなっております。

事業地の大半の土地については、大和町建設業協会名義となっておりますが、一部個人名義の土地が存在することから、事業地を合筆することが不可能な状態になっており、このことから処理に時間を要していると確認しております。

返還に対してですが、こちらについては一度、大和町建設業協同組合さんが全て合筆した後、道路になる減歩分を除いた土地を分筆し、前土地所有者にお返しすると確認はさせていただきます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。どうも協会と言ったり、組合と言ったり、ちょっとそれ、つかまえどころがない、その話の中で。市も最終的には土捨場として活用してきたわけじゃないですか。最後、合筆をして換地をしていくということになるんですけども、通常であれば圃場整備、あるいは区画整理のようなやり方で、まとめて誰かがお手伝いをしてあげないと換地が難しいような気がするんですが、相手方というのは、まだ協会の人というのはおってんですか、存在しちよってんですか。

○秋友監理課長

先ほどの回答の中で、平成30年7月とご説明いたしましたが、平成30年11月の誤りでございます。また、組合、協会と聞きづらい点があり、大和町建設業協同組合に訂正させていただきます。大変申し訳ございません。残土処理場内の土地の所有者について、一部個人名義が残っておるというお話をさせていただきましたが、3筆あり、全て現時点では被相続人さんとの交渉という形になっております。

以上です。

○河村委員

だから、最終手段として、相手がはっきりしておるんなら、もう一回、圃場整備とか、あるいは区画整理とか、そういった手法を使って換地清算ができないかというお話をさせていただきましたんですが、いかがですか。

○秋友監理課長

こちらの土地の換地処分については、現状の残土処理場を進める上で圃場整備、区画整理の許可を取っていないことから、全てを合筆し、分筆する対応を大和町建設業協同組合が考えられておると認識しております。

○河村委員

大和町建設業協同組合さんというのは、今何社ぐらいで、代表者はどなたなんですか。

○秋友監理課長

大和町建設業協同組合さんについて、今の組合員さんについては2団体ということになります。代表者については、末延建設さんが代表者ということで確認をしております。

○河村委員

分かりました。それから、さっき経済部でもちょっと聞いたんですが、下松との境の地先、日石さんのところの要は船着場というか、物揚げ場というか、そういったものが光市の地先に伸びてきているんですが、それについてちょっと教えてください。

○秋友監理課長

ただいま、徳山下松港の拠点整備ということで御質問いただきました。

港湾計画での拠点整備については、国際バルク戦略港湾として、平成26年3月に県が策定した徳山下松港港湾計画にて、県から記者発表が行われたところで多くの報道があったものと記憶しております。

現在、この計画については、県のホームページにも記載されておりますので、その上から、県からの報道が行われ、市からの報道はさせていただいていないという状況になります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

先ほど、河村委員さんからお話がありました徳山下松港港湾計画に沿った栈橋、荷下ろし場ですが、そちらにつきまして、現在栈橋については国が整備を進め、港は県が進めております。その上で、範囲ということになれば、まだ建設途中であることから、範囲については定まっていないということで確認を取っております。

以上になります。

○河村委員

栈橋ができれば、そうではなくて、例えば税金の類いのものが入ってくるということでもいいですか。

○秋友監理課長

この件について、山口県市町課に確認させていただいたところですが、この判断については、国、総務省で判断し、一覧表を県に送付してくることから、県市町課から、現時点で交付金等について、回答は控えさせていただくとのことです。

○河村委員

分かりました。そういった通知が来れば、速やかに議会のほうへ報告をしていただくようお願いをしておきます。

それから、赤線、青線についてお尋ねをします。

この間の話で、赤線、青線が市のほうへ払下げにならなかったという話があって、どのくらいの払下げにならなかったところがあるのか、それをちょっとお示しいただけますか。

○秋友監理課長

ただいま、赤線、青線の譲与ということで御質問をいただきました。

平成12年に施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により、機能を有している法定外公共物は、国から市町村に無償で譲与されるということになっております。このことから、光市が国に申請を上げ、譲与をいただいているところですが、その中には譲与適用外ということで4つございます。うちの3個は全て既に払下げをしているもので、払下げを受けた方が登記処理をされていないものと、一つは浅江中学校の赤線になっております。

以上です。

○河村委員

浅江中学校のところは、何で払下げにならなかったのでしょうか。

○秋友監理課長

浅江中学校の赤線の払下げ、こちらでいう譲与になりますが、その当時、赤線ということで申請はさせていただきましたが、国から旧海軍工廠の土地を購入しており、浅江中学校を昭和30年頃に造られたというのを確認しております。そちらの譲与に行き違いがあったものと考えております。光市は、全てを購入していると考えておりましたが、国のほうでは、払下げは赤線を含んでいないという行き違いがあり、この時点で、機能を有していない法定外公共物、いわゆる譲与適用外となったことから、このような形になったものと考えております。

○河村委員

改めて見直して、そういったところはほかにはもうないという解釈でいいですか。それとも、まだほかに出てくるようなことがあるんですか。

○秋友監理課長

形的には、今、赤線の譲与漏れはないものと考えております。

○河村委員

分かりました。と言いながら、漏れちよるようなケースがあるんで、常日頃からそういうことが起こらないように、よくいろんな書類を頂きながらそういったチェックを、遡ってほかのところはないかなというようなチェック体制というのをしっかりつけていただけたらと思います。

それから、市道岩狩線、元の小屋を撤去されて、今草ぼうぼうじゃいと、何で撤去したかなと思うぐらい。子供らの通学路にもなるようなところなんですけど、何であれの草刈りとか維持管理がでんかのじゃろうか。どうぞ。

○山口道路河川課長

ただいま、岩狩線と県道との交差点部の市有地の草についての御質問であろうかと思いますが、こちらの土地につきましては、これまで宅地として利用してきた経緯もありますことから、現状では政策企画部財政課の管理とはなっておりますが、令和5年度におきましては、職員のほうで草刈りを実施してまいったところでございます。

以上でございます。

○河村委員

草刈りを実施したというのは、1回やったという意味ですか。今、草が伸びちよる状況は、何とも思わない。

○山口道路河川課長

ただいまの御質問につきましては、現地を確認した上で草が繁茂している状況であったことから、1回ではございますが、直近で刈っております。

○河村委員

僕は、先週もあそこを通過して確認をしちよるから、そのままよ。今、家があったところのずっと奥に向かって30mか40mかな、ずっとそのままの状況が残っていますから、あそこ一帯を何できれいにしようというふうにならんのか、地域の環境整備からいっても必ずやらなきゃというふうに思えるんですけど、しかも市の土地じゃから、家を解体した限りにおいては、周辺も含めてきれいにするというのは、もう当たり前というふうには私は受け止めておるんですけど、そのあたりについてはしっかり対応してください。

最後、土地開発基金から行政財産に今回移管はされていると思うんですけど、どのあたりで何件ぐらいあったかちょっとお示しいただけますか。

○秋友監理課長

ただいま、光市土地開発基金から建設部に所管換えされた土地についてお尋ねをいただきました。

光市土地開発基金から建設部に所管換えとされた土地については、30筆ございます。このうち、道路整備を進めるために先行取得をした土地、これが16筆、これは建設部の行政財産になると考えております。残りの道路整備で14筆になりますが、道路整備を円滑に進めるため代替地として先行取得した土地が14筆になります。

以上です。

○河村委員

要は、道路を造るときに周辺を含めて残地が出たというところが、それを行政財産で抱えるかね。恐らく残地ということは形状が一定でない。じゃあそこに家が建つのかと言うたらそうでもない。そうすると、その地先の人に購入していただくとか、そういうことに持っていかにかいけんののですが、行政財産のまま売ろうとしよるんですか。普通財産でええんじゃないですか。

それから代替地については、行政財産で持たにかいけんのですか、この代替地を。ちょっと両方とも答えてください。

○秋友監理課長

再度の御質問をいただきました。先ほど先行取得した16筆の土地につきましては、道路整備を進める上で必要になる土地を先行的に取得した土地で、基金を用いて先行的に取得した土地になります。

次に、代替地として先行取得した14筆は、道路整備を円滑に進めるため、家屋補償等に伴ってその土地を斡旋する土地になります。14筆ということでお伝えさせていただきましたが、件数については11件になります。

以上でございます。

○河村委員

今ある道路計画の中で、それが皆該当しちよるという話でええんですか。

○秋友監理課長

こちらの14筆についてのご質問と考えますが、こちらの14筆については、代替地として御紹介させていただく内で残った土地になります。この残った土地14筆を行政財産として保有しなくてはならないかとの御質問ですが、こちらは建設部で土地開発基金を使用し土地を購入させていただいていることから、建設部に所管替えされた土地になります。

以上となります。

○河村委員

とすると、当初は土地開発基金で購入しても、もう目的がなくなったとするならば、それは普通財産替えにするんじゃないの。

○秋友監理課長

購入した14筆になりますが、こちらは円滑な事業を推進するための建設部で購入したことから、建設部に一旦行政財産として移管され、今、この行政財産を再度、普通財産に所管換を行い、普通財産として処理をしていただくこととしております。

○河村委員

はい、分かりました。事務処理はしっかりしていただいて、いつまでも行政財産で持

っちよったら、処分しようという財政のほうの手段になりませんから、市としてはこういうふうなやり方を取っているというのは当然分かっているはずなので、要らない土地については、もう普通財産に落としていくというふうにしっかり対応していただいたらと思います。終わります。

○大田委員

今、建設工事においても土木工事においても、残土というものが出てくるんですが、残土はどこに運搬されているんでしょうか。

○沖本建築担当次長

建築工事につきましては私どもの所管になりますので、建築工事に関しましてはということでお答え申し上げたいと思います。

建築工事に関しましては、残土が大量に発生するといった想定があまりございませんので、場内に敷きならすなど現場内での流用を基本としております。

しかしながら、処理し切れない残土が発生する場合もございます。こういった場合は、任意処分または指定処分として、民間の残土処分場や公共の残土処分場などで処分しております。

以上でございます。

○山口道路河川課長

土木工事につきましては、私のほうから御説明させていただきます。

土木工事で発生する建設発生土につきましては、公共残土処分場へ搬出し処分することとしており、工事発注時点から処分地を指定して発注することとしております。

以上でございます。

○大田委員

ということは、光市内にその処分場があると解釈してよろしいんですかね。

○山口道路河川課長

光市内においては公共残土処理場が、現時点において確認されておられませんので、近隣市の下松市にございます公共残土処理場のほうで処分をしております。

以上でございます。

○沖本建築担当次長

建築工事におきましては、先ほど任意処分とすることもありますということで申し上げましたが、過去には下松の公共残土処理場であったり、田布施、柳井等の民間の市外の処理場へ搬入したことがございます。

以上でございます。

○大田委員

残土なんかは、立米当たりどのぐらいで処分費は出ているんでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

残土処理の単価についてのお尋ねでございますが、令和5年4月時点で1 m³当たり1,350円となっております。

以上でございます。

○大田委員

公共残土捨て場じゃから大体どこでも同じであろうと思ったんですが、確かめるためにお聞きさせていただいたんですが。

それから次に移りたいと思うんですが、建築工事においては解体工事というのが今も出ておるんですが、その解体工事の廃材処分というのは、処分場は決まっているのでしょうか、どうでしょうか。

○沖本建築担当次長

解体工事の処分場につきましては、リサイクル法の対象となります、コンクリートであるとか、木材であるとか、そういったものにつきましては、契約をする前に業者に聞き取りを行い、廃材の適正な処分場であれば、それを契約事項として、契約発注をしております。

以上でございます。

○大田委員

じゃけん、それは、要するに解体品目についていろいろな場所に持っていくと。それからマニフェストだから、何をどのぐらい持ってきたというのは全部書類上で上げてくると思うんですが、それも当然やっておられるということで、市のほうには上がってきているということによろしゅうございますか。

○沖本建築担当次長

解体工事を行う前に、全ての廃材について、想定される廃材の量を一覧表で提出させ、工事が終わった後に、マニフェスト等と一緒に、実際に処分した量を記載した一覧表を提出させており、その表と前後を比較して確実に処分ができているということを確認しております。

○大田委員

そういうふうに市のほうは、解体工事においても残土処分場も全部把握しているという解釈をしておりますので、ぜひ今後もそれを続けていってほしいと思っております。

す。

また、解体工事に関しまして、私は以前、振動計はどうかということもお聞きしているんですが、その後の振動計というのはどのようになったのでしょうか。

○沖本建築担当次長

大きな振動が予測される工事で、なおかつ住宅が近接しておる場合で、家屋等に影響があるというふうに想定される場合につきましては、現在は振動計を設置するようにしております。

○大田委員

その振動計を設置された場合には、基準値というのはある程度設定されておるのですが、それを超える物件というのが、解体工事における振動数値ですか、その基準値を超える物件というのはあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○沖本建築担当次長

昨年度末ぐらいから振動計を設置するようにしましたので、まだ3件程度の物件しかありませんが、3件とも基準値未満でございました。

以上でございます。

○大田委員

それは振動計を設置されたということにおいては、その振動計は解体工事1件につき1個設置なんでしょうか。それとも住宅地が二、三軒ありゃ、その二、三軒に設置するということなんでしょうか。

○沖本建築担当次長

解体工事1件につき1測定ということで行っております。

以上でございます。

○大田委員

もしその基準値を超えたような振動が出た場合は、どうなさるか。何か対策を立てておられますか。

○沖本建築担当次長

こういった振動計を設置する工事で、騒音・振動いずれか基準値を超えた場合は、作業を中断し、監督・職員と協議の上、作業従事者を指導することとしております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうに仕様書に載っているということは、マニュアル化されているというこ

とじゃろうと思うんですが、ぜひ今後ともそれをずっと解体工事、または、くい打ち工事なんかでも、当然振動計が要るところがあると思いますので、ぜひともよろしく願いしたいと思います。

で、道路工事において、昨今の大雨なんかで水が流れたら、道路の表面上、表層が亀の甲状になっている道路がたくさんあるんです。その亀の甲状になってから、それがピンホールといいますか、道路に穴ができておる場所がたくさんあるんですが、そういう場合は把握しておられますか。

○山口道路河川課長

ただいま道路の表面上の亀の甲状となった一部の破損に対する御質問でございますけれども、こちらにつきましては、道路パトロールを行っており、職員による日常的な道路パトロールに加え、市内全路線を対象とした定期的な巡回パトロールを実施し、異状箇所の早期発見と対応に努めているところでございます。

近年の取組としましては、道路河川課以外の庁内職員にも道路施設異状発見時の通報をお願いしているところでございまして、より多くの目で現地を確認することで、日々の変化や小さな損傷の発見につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

今、パトロールやら市民の目で発見に努めたいと言っておられるんですが、特にひどいところなんかというと、大和スポーツ公園から東荷に抜ける農道があるんです。あれたしか市が管理じゃったと思うんですが、あそこなんか結構ポットホールの穴が空いてたり、もう白線が全然、中央線・路肩線も見えないんです。そのような場合は即座に市が管理するところだから直していただけたらと思うんですが、そのような対応はどういうふうにされるんでしょうか。

○山口道路河川課長

大和スポーツ公園付近の農道についての補修や、白線についてのお尋ねでございますけれども、そういった道路のポットホールや、損傷につきましては、発見次第、速やかに道路河川課のほうで補修をしてまいります。

白線につきましては、他部署のほうで担当しておりますことから、そういった状況がございましたら、現地のほうを確認し、随時対応のほうを検討するようになるかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうで大和スポーツ公園から東荷に抜ける道なんかはもう中央線、路肩線全然ないんです。じゃけ、雨が降って夕方なんかちゅうのは全然見えないんです。おまけに路肩線より内側に草が茂ってきているから、道路の中央線が見えないから真ん中にど

うしても寄るようになるんです。そうなるとどうしても対向車線としての衝突事件というか、あれなんか起きやすいんです。そやけどどうしてもああいうところは交通量も結構ありますから、速やかにと言われてるんです。本当に速やかにポットホールなんか、白線なんかも直して行ってほしいと思うんですが、そののところよろしくお願ひしたいと思ひますが。大丈夫ですね。

○山口道路河川課長

速やかな対応に努めてまいります。

○大田委員

ほかにも道路やいろいろな狭い道で草やら生えているんですが、そのようなところも市道なんかがありますから、結構速やかにそねえなところも直していってもろうて、パトロールしておられると言っておられるから、ぜひともパトロールしてから速やかに対応してください。お願ひします。終わります。

○笹井委員

市道の植樹ますについてお尋ねします。なお、所管がちょっと都市政策とかぶる部分もあるかと思ひますが、まずは建設部のほうが先ですので、こちらでお尋ねします。

市道で、植樹が生えておるますの管理というのはどこになるのか。そして植樹を撤去した後のますだけの市道の管理というのは、それぞれどこの部局の管理になるのでしょうか。

○山口道路河川課長

植樹ますに関するお尋ねでございますが、街路樹が植栽されている状態の植樹ますにつきましては、所管が都市政策課のほうで維持管理をしております。

植樹等が完全になくなった植樹ますにつきましては、道路河川課のほうで対応してまいります。

○笹井委員

分かりました。では、道路河川のほうに絞って聞きますが、今、もう植樹が全くない植樹ますについてはこちらの所管だということです。これについての、どうしても草が繁茂しますが、その清掃というのはこちらの課のほうで年に何回かやっておられるのでしょうか。

○酒向建設部長

植樹ますの管理ということでございますけども、今現在建設部のほうでは草刈り等は実施しておりません。

以上でございます。

○笹井委員

ということで、私も市内を見ますと植樹ますで、植樹があるところは都市のほうでやっておられますから、ある程度年2回ぐらいは手が入っているのかなと思いますけど、ないところは本当まずになって、これがどんどん雑草が生えて雑草まずになっておるわけです。この雑草まずについて、近隣の方が雑草を抜かれたりする分には特に問題はないんでしょうか。

○酒向建設部長

有効的活用される分には、支障はないと考えております。
以上でございます。

○笹井委員

手で抜く場合は、私どもも地域として植樹ます、植樹があろうがなかろうが地域行事として年2回ぐらいはやったりはしておるんですが、最後の質問なんですけど、地域でやるときに除草剤をまいていいんでしょうか、悪いんでしょうか。

○酒向建設部長

基本的には除草剤の適用というのは避けていただきたいと考えております。
以上でございます。

○笹井委員

ここから先は意見ですけれども、やっぱり植樹の管理が、植樹としてあるところは年2回行政のほうでやっておられるけど、ないところがすごく管理が明確でない。今まで地域の人できちんと抜かれたり、あるいは恐らくエリアによっては、地域の人が除草剤をまいておられるからきれいになっていたと見受けられるところもあるんです。

ところが、除草マスがないマスが雑草でピラミッドのようになっているというところが随分あちこちに出てきております。ここはちょっと私、行政がきちんと明確にしてこなかったツケが回ってきているのかなと思います。

そういう植樹がなくなっただけはきちんと、もう植樹ますじゃないんだから撤去して塞いだり、きちんと歩道に戻すべきではないかと思うんですが、そういう取組はなされないのでしょうか。

○酒向建設部長

植樹ますの撤去につきましては、社会情勢の変化等もありまして市民ニーズというのでもかなり変わってきているところがございます。そういうことも含めまして、都市政策部とも協議をしながら、適正な管理について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

今年の当初予算にもある程度歩道を補修する予算も上がっておったと思います。市内の一部ですけれども。私はもう昔のように、もう本当緑化緑化とかアメニティーという時代じゃなくて、やっぱり要るところは要るけど、要らないところはきちんと手がかからないように整備すべきだし、その責任がやっぱり行政のほうにあるのかなど。いつまでも地域の人に任されても、任されていい部分と任されて困る部分が出てきていると思いますので、またいろいろ提言していきたいと思います。終わります。

6 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①認定第4号 令和4年度光市下水道事業決算について

説 明：邊見下水道課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

少し質問をさせていただきます。令和4年度の光市下水道事業決算書の11ページのところの、令和4年度光市下水道事業報告書のハの建設改良事業等の状況についてお聞きをしたいと思います。建設改良事業について、処理区域面積の拡大と普及率の向上を図るため、室積地区を中心に管渠整備工事を実施した結果、本年度末現在で管渠延長を約253km、処理区域面積は988haとありました。

これホームページを見ますと、光市における下水道事業計画として、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とする、社会資本総合整備計画が掲載されておりまして、この計画には、下水道の整備計画の成果目標として、下水道処理区域面積を981haから984haに増加させるとございます。これを踏まえて、計画を前倒しして達成したとの認識でよいかというところと、令和5年度末時点での処理区域面積の見込み、これについて併せてお示しくください。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

こんにちは。全てを前倒しで整備していきましてとお伝えしたいところなんですけど、最初に成果目標数値についてお伝えしておきたいと思います。社会資本総合整備計画でお示ししている成果目標数値につきましては、民間の開発行為の中で行われた下水道整備を含まない、本市施工分のみを成果目標数値として設定しており、一方、決算でお示した処理区域面積は、民間の開発行為で増加した面積も含むことから、両者の数値には若干の差異があります。このことを踏まえまして、市の事業としては、おおむね現行の社会資本総合整備計画どおりに進められております。

強いて前倒しした箇所といえば、本管布設済み箇所の地先で行われる民間の建築行為に合わせ、本管布設を行った箇所などがあります。先ほどの見込みなんですけど、令和5年度末時点の見込みは、989haです。

以上です。

○小林委員

すみません。私の認識不足のところもあって、そういうふうによく理解ができました。あと加えて、先ほどの同じ箇所の後段ですが、下水道施設の老朽化対策として、マンホール蓋の更新工事や虹ヶ丘団地の管渠改築工事を計画的に実施するとございますが、これも下水道の整備計画の成果目標として、長寿命化計画に基づく管渠の改築達成率を70.9%から82.9%に増加させるというふうにございますが、現時点における進捗状況並びにこれまでの取組状況について、併せてお示しをください。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

令和2年度に岩狩2丁目において、長寿命化計画に基づく改築事業を行っており、これらにより長寿命化計画に基づく管渠の改築達成率は目標値の82.9%となっております。以上です。

○小林委員

理解しました。ありがとうございます。私からは以上です。

○河村委員

不用額がちょっと大きいのですが、説明がなかったような気がするのですが、不用額についての説明をしてください。

○邊見下水道課長

不用額は実際の決算書における予算額と実際の支出額の差のことを言います。主に4条決算のほうの話かと思うのですが、3条も含めての。

下水道事業におきましては、基本的に全ての費用を最終的には使用料で賄うこととしておりまして、また、公費負担すべきものは市から繰入金等をいただいて、事業を行うというような会計となっております。こうしたことから、効率的な経営ということで、なるべく費用は最小にするということがまず原則になります。そうしたことから、維持管理費を抑えているというのが3条決算となります。

さらに、4条におきましても同様に、なるべく安価に施設整備を進めることによって、最終的に3条決算における減価償却費が減少することとなりますことから、なるべく安価に実施するというところで会計を組み立てておりまして、それと、単一会計で資金収支を確保していく必要がありますことから、一定の予算額を確保し、結果として多額の不用額が生じているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

不用額が多いことと、最小の予算で最大の効果を上げるというのは当たり前の話だよ。何で不用額がこんなにあるのかという話を答えてほしいんです。全部でも8億円ぐ

らいしかないのに、決算でいけば1億2,000万円からの不用額が出るという。仕事をしなかったから不用額が出てきたのか、仕事はしたけれども、自分らの努力でこの先残ったんですよねという話をするの。そこを説明してほしい。

○邊見下水道課長

8億円というところは分かりませんでした。企業会計ですので、決算主義で基本的には会計を考えておりました。予算額を使い切るために予算を組んでいるというものはございません。

以上でございます。

○河村委員

予算を使い切るために組んでいるというのではないというのは当たり前なんですけど、仕事をするから予算が組んであるんじゃないかね。その予算が余ったということはどういうことなのかというのは答えられんのか。この残った、不用額になったお金は何なのか。

○邊見下水道課長

先ほども申し上げましたが、下水道事業会計単独で資金収支を確保していく必要から、一定の余裕を持って予算確保をしております。それが十分であるかどうかについては、対前年度比較の中でお示しをしております。

先ほど説明の中で申し上げましたように、維持管理経費につきましては前年度並みの費用としておりました。1管渠費から3普及指導費までの下水道維持管理費用につきましては、対前年度比プラス148万2,000円、前年度と同額並みの約28%の維持管理を行っております。ほかの費用についても、年度ごとに発生する突発的な要因がございますが、おおむね安定した維持管理を行っております。

次に、資本的収支についてですが、資本的収支につきましては、一部、人員体制の不足から実施できなかった工事がございましたが、それについては、令和5年度に予算を組み替えて実施いたしております。

以上でございます。

○河村委員

今、2ページの建設改良費の1億1,400万円の不用額が出たけれども、これは繰越明許か何かかけて、5年度に工事をしよるとこういう話なの。

○邊見下水道課長

今申し上げたものにつきましては、平成5年度予算に組み替えて実施をしているという部分でございます。補助の第2工区の室積中央町、それから単独第1工区の室積松原、それから管渠改築の補助第2工区宝町、これは令和5年予算に再計上させてもらって実施を進めているところでございます。

○河村委員

言わんとすることは分からんことはないんですけど、この決算の中でいくと、今、不用額になった部分は事業実施ができなかった、あるいは途中だったんで繰り越したところという解釈でいいんですか。

○邊見下水道課長

繰越手続は取っておりませんが、予算に再計上して、令和4年度分については不執行としたものでございます。

○河村委員

予算を不執行というのは、うまく歳入と合わなかったから不執行になったと。何で不執行になったのか。

○邊見下水道課長

事業を実施ができなかったのは、年度間の事業調整で執行できなかったために執行しなかったんですけれども、その予算確保につきましては、今申し上げた事業は基本的に国庫補助金または起債によって財源を確保する事業でありますことから、そうしたものの収入が入っていないということになるかと思えます。

○河村委員

経済というのはぐるぐる回っていくものなので、予算立てしたものをしっかり年度内に執行するというのも一つ大事なことだと思うんですが、そういう考えはない。

○邊見下水道課長

議員のお考えのとおりやっておりますが、諸々の事情があり、執行できなかった事例が生じているところでございます。

○河村委員

はい、分かりました。今後については予算立てした限りにおいては、期限内にきちっと執行ができるように努力をしていただけたらと思います。

それから、不納欠損のところ43万1,910円、これの内訳はどこか計上しているところがあるのでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○邊見下水道課長

監査意見書のほうになりますが、そちらには109ページに収納状況を掲載しております。

○河村委員

監査意見書の中にありました。29年以前のものについて、今回、不納欠損を43万1,910円とこういう話なんです、それ以外の古い未収金についてはどういう扱いになっているのでしょうか。

○邊見下水道課長

それ以前の古いものにつきましては、基本的には誓約分納等によって、分割で御納付いただけるというふうなお約束ができて残っているという状況でございます。

○河村委員

分納のお約束ができていたというのが、金額的にはどのくらいあるんですか。

○邊見下水道課長

ちょっと正確な数字ではないんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○邊見下水道課長

すみません。先ほどの監査報告書の109ページの、29年以前の一番右の翌年度繰越、1,172万370円というものは、誓約分納のために残っているものでございます。

○河村委員

だから、その中に要は分納の約束をした分がどのくらいあるんですか。

○邊見下水道課長

順調に入っているものばかりではありませんが、お約束しているから残っているというふうに認識をしております。

○河村委員

この1,623件、1,472万円については、一応分納の約束があるから残っていると、こういう解釈でいいんですね。

○邊見下水道課長

そのとおりでございます。

○河村委員

料金を水道のほうにお願いするようになってからというのは、極端に減っております。それ以前のものについて恐らく残っているんだろうと思います。分納のお約束ができて

いるということは、それはありがたいことではありますが、きちっと何らかの方法を取って、中にはクレジットのようなやり方とか、いろんな方法等も考えながら収納に努めていただけたらと思います。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

②議案第51号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第46号 令和5年度光市一般会計補正予算（第7号）〔都市政策部所管分〕

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑：

○田中委員

項目として2点お聞きできたらと思うんですけど、まず9ページの公園緑地の維持管理事業の街路樹緑地帯管理事業についてなんですけど、伐採予定というお話であったんですが、どのような伐採になるのか、高さとか根っこを除根するのかどうかとか、この辺についてお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課技術担当課長

街路樹緑地帯管理委託料の、どのような伐採になるかということでございます。点検の結果、倒木の恐れがある街路樹118本について、伐採処分を行う予定でございます。伐採につきましては安全を確保するもので、根元付近で伐採することとしておりますが、歩行者や自転車の安全を考慮して、あえて一定程度の高さを残すことも検討しているところでございます。根っこにつきましては、除根までは今回の伐採では行いません。

以上でございます。

○田中委員

根元付近で切ってということなんですけど、今、街路樹で切った現場を見ても、高さが残っているやつがあったり、根元といえども、もうちょっと高さがあつたらベンチにできるのになとか、そういうところがあるんですが、何か基準みたいなものがあるんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

特に基準というのはございませんが、基本的には根元付近で切るんですけれども、夜間とか歩行者がつまづいたりという危険性もございますので、ある程度の一定の高さで残して、目印をつけて分かりやすいようにするという事も考えております。

以上でございます。

○田中委員

何となくイメージしている、歩道沿いにあるので、高さを残しておいて、カラーテープみたいなのを巻いておいて、突っ込まないようにしているんだなという部分は理解する部分は今お聞きしてあるんです。根元付近で切ってという部分は、根元部分だとつまづきやすくなって危ないというのもあって、希望的には座れる高さぐらいになってやると今後の潤いにもなるのかなという部分があるので、お伝えするだけ伝えて。

あと、先行議員で、違う建設部ではあったんですが、街路ますとかの管理の部分もお話ありましたので、またその後についても適正に管理をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、13ページの、先ほど、現年度の都市施設災害復旧費で、市単独事業災害復旧工事で大蔵池ということでお話があったので、詳細について説明をいただけたらと思います。

○山本都市政策課技術担当課長

現年度都市施設災害復旧費の市単独事業の、災害復旧工事の内容についてでございます。まず、災害復旧費1,500万円のうち大蔵池公園の階段の復旧にかかる費用が1,450万円。冠山総合公園内のフェンスの復旧にかかる工事が50万円でございます。

大蔵池公園の災害復旧工事につきましては、光ヶ丘にある大蔵池公園の駐車場から大蔵池に行く途中の階段及びのり面の復旧となるものでございます。豪雨により、公園のり面の雨水排水や小段の排水などが、階段と小段部分に集中し、小段の底部分に雨水が流れ込み、洗堀され、土砂が流れ出したものでございます。階段底面と小段下の土砂が流出し、小段下が一部空洞になっており、不安定となっていることから、崩落の恐れがあるので、現在通行止めとしているものでございます。

復旧工法につきましては、小段下が一部空洞になっており、既存のコンクリート階段も一部不安定となっているため、階段全てを撤去し、新たな階段は景観に配慮し、維持管理を考えて、規模の少し小さい擬木階段を設置する予定としております。

以上でございます。

○田中委員

大蔵池のほうが1,450万円ということで、内容を聞かせていただいても大きい工事なんだなということで理解をしました。私も現場を見たんですが、今までの中で水辺という部分はあるし、イノシシにすごい掘り返されているというのもあるので、復旧工事を行う中で、今後イノシシの被害を受けないようにも何か対策をしていただけたらと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

○河村委員

今の災害復旧の大蔵池公園のところなんですが、土砂の流出という話をされましたが、流出した土砂はどこに行ったんでしょうか。

○山本都市政策課技術担当課長

大蔵池公園ののり面から流出した土砂は、一旦、園路部分に堆積をしておりました。以上でございます。

○河村委員

そうすると、この災害復旧をするに当たって、その土砂はどうするんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

園路に堆積した土砂につきましては、園路が今利用できない状況になっておりますので、緊急で土砂の撤去を行っております。

以上でございます。

○河村委員

土砂の撤去はどこへ持っていったの。

○山本都市政策課技術担当課長

請負業者の確保している土捨て場に持っていっています。

以上でございます。

○河村委員

残土処理というのではなくて、また今度その土砂は再利用しようと、こういう話なんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

現在のところ、再利用というのは考えておりません。

以上でございます。

○河村委員

そうすると、それは残土処分になるんじゃないんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

残土処分という形になります。

○河村委員

その残土処分の量はどの程度あったんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

残土の量は4 m³でございます。

以上でございます。

○河村委員

流末というか、大蔵池からずっと木園水路を通過して、今、花園水門のほうまで出ていくので、その辺りのところがとても心配なので、木園水路を含めて点検をしっかりとさせていただくようお願いをしておきます。

それから、冠山総合公園のフェンスが50万円入っているというんですが、冠山総合公園の園路ののり面が崩れたという話は聞きましたが、そのフェンスというのはどこの話ですか。

○山本都市政策課技術担当課長

冠山総合公園のフェンスの場所につきましては、キャンプ場の北側ののり面の柵でございます。

以上でございます。

○河村委員

そこに災害があったという話は聞いていませんけど、そこも災害があったの。

○山本都市政策課技術担当課長

梅雨時期の豪雨により樹木が倒木しまして、それでフェンスが一部倒壊した箇所がございます。

以上でございます。

○河村委員

そこは直さなくてもいいんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

そこも今回直す予定で、計上しております。

以上でございます。

○河村委員

いや、さっきの説明は、冠の梅園のところの園路ののり面を修復するお金が600万円いるという話を聞いたんですけど、そうじゃなくて、今キャンプ場の北側のフェンスがある、そこののり面も崩れたんで、そこの工事と一緒にやりますという話に聞こえるんだけど、そうすると金額がどういうふうに分担されるのか。

○松並都市政策部長

災害復旧事業、冠山総合公園の関係で、13ページになりますが、まず、国庫補助事業の600万円。こちらが梅の里付近の園路ののり面が崩れたことによる復旧工事でございます。それに対しまして、市単独事業の1,500万円のうち50万円、こちらがキャンプ場北側の倒木によりフェンスが壊れたところ、こちらを復旧しようとするものでございます。

以上でございます。

○河村委員

フェンスが50万円じゃなくて、復旧費用とフェンスと合わせて50万円の市単独工事があるという解釈でええんですね。

○山本都市政策課技術担当課長

委員仰せのとおりでございます。

○河村委員

はい、分かりました。

それから、街路樹のほうの118本というお話だったんですが、今回バスの運行が止まったりすることで、自転車通学をしたりするケースも多いんだと思うんです。今、まだ、虹森線のほうはそこまで山からの木とかツルが出ておりませんが、それでも一部そういった区間もある。もしも、街路樹を処分するというのであれば、きれいに自転車用通学路として整備するということはないんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

伐採後の植樹ますにつきましては、道路管理者と関係所管と協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

できれば両方ありますので、片面だけでもしっかり通学路ができるような体制にしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから当初何かスポーツ公園の桜をどうのこうのという、この金額とは全く関係ない話ですか。全く関係ない。（発言する者あり）はい、分かりました。

そうすると、市営バスの運行事業で120万円の修理なんですけど、板金塗装とエンジン不具合というふうに言われたんですけどね、もうちょっと詳しく中身を教えてもらっていいですか。

○坪根公共交通政策課長

こんにちは。それでは、委員お尋ねの修繕費の詳細ということで、御説明させていただきます。まず、板金塗装につきましては、現在、市営バスの本車として、日産のキャラバン、ラッピングした車両を運行しておりますが、こちらが事故に遭っており、修繕費として30万円が必要となっております。

また、もう1台予備車として、25人乗りのローザというマイクロバスを所有しておりますが、こちらの修繕費が全部で現在90万円を見込んでおります。内訳といたしましては、約75万円がエンジンや排気関係の不具合、具体的に申しますと、エンジンの燃料噴射ポンプの交換、あとはエキゾーストバルブ等のエンジンの中の部品の交換に要するものが合わせて約75万円でございます。また、自動ドアの修繕なの軽微な修繕をあわせて合計約15万円の都合90万円を見込んでおります。

以上でございます。

○河村委員

板金塗装のほうは、この間の事故で、これは何ですか、相手方の負担も入れてというような話ということでいいんですか。

○坪根公共交通政策課長

こちらにつきましては、30万円です。まず市営バス車両を修繕いたしました。この30万円につきましては、まず相手のほうから7割が今後雑入で入ってまいります。あと、残りの3割部分につきましては、市の車両保険で補填をされることとなります。

以上でございます。

○河村委員

ということは、この30万円は返ってくるという判断でいいんですか。

○坪根公共交通政策課長

歳入として今後計上されますので、修繕費については一般財源の持ち出しはゼロとなります。

以上でございます。

○河村委員

はい、分かりました。

エンジン修理なんですけど、エンジンを修理せにゃいけんというのは今頃はない、ほとんど、修繕について。しかも、中古のエンジンでも乗せ替えたら、こんなもんじゃなくともっと安く済む話なのに、原因は何だったわけ、エンジン不具合の。

○坪根公共交通政策課長

この不具合は、当初の予算では当然想定しておりませんでした。原因といたしましては、市営バスは短い距離で停車や発進を繰り返すために、エンジンやマフラーに負荷がかかることにより、不具合が今年度一気に出てきたというふうに認識しております。

以上でございます。

○河村委員

バスはそういうふうにして走行するのが多々あることでもありますから、エンジンオイルの点検とか、共同バス、ちょっと表現があれじゃね。みんなで乗る乗合いバスで、本来なら青ナンバーになるようなバスですから、点検記録簿というのは毎日、毎日取るようになっちゃってますか。

○坪根公共交通政策課長

運行記録は毎日取っております。また発車前、乗車後の確認といたしますか、そういったものは受託事業者が行っております。

以上でございます。

○河村委員

当然、受託事業者がやるんだと思うんですけど、エンジンの不具合が出たということに関して、どこまでそういったものはやっているかというのは、本来なら市のほうでそういったものを検査というか、歩いてもおかしくないんですが、そういう検査のようなことはされたんですか。

○坪根公共交通政策課長

何かルールを決めて定期的に市が検査をするというようなことは行っておりませんが、事業者から運行中に支障があるという報告を受けた際には、すぐさま職員が聞き取りを行い、車両の確認を行っております。

以上でございます。

○河村委員

その事業者の人は、例えば自分で点検をするのであれば、そういった点検設備をお持ちなんですか。

○坪根公共交通政策課長

受託事業者はタクシー事業者でありますので、そういう点検機器を使った専門的な点

検というものは行っておりません。ただ、車両の点検につきましては3か月に一度法令点検がありますので、その際には点検業者に点検を依頼し、確認を行っております。

以上でございます。

○河村委員

それは法令的に当たり前の話なんですけど、要するにエンジンに不具合が起きたというのは、そうじゃない、通常でない事が起きたというふうに思わんと、こんなものが何年かに1回必ずエンジントラブルをやってもろうたら、それは営業なんかできりゃせんので。

じゃあこの日々の点検が、通常の青ナンバーと同じほどの点検をしよるかどうかなんですよ。その実態を確認せんによ、また同じようなことが起きるってことだよ。そのために点検記録簿はどういうふうになっちゃうか、毎日点検必ずあるんですよ。そんなことをしっかりやってもらうために、じゃあ1か月に1回くらい見に来ますよというぐらいのことせんによいけんというふうに理解をしてください。

はい、終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) その他（所管事務調査）

○河村委員

JRバス、あるいは「ぐるりんバス」についての撤退の話ですが、現状でちょっと変化があったりとか、ということがあれば御報告をいただきたい。というのも、9月末が期限だというようなお話もありましたので、（「10月末」と呼ぶ者あり）分かっている情報がありましたら、報告をお願いします。

○坪根公共交通政策課長

先般、中国JRバスと意見交換を持つ場がありまして、廃止の書類の作成については、現在予定どおり準備を進めているということでございます。

以上でございます。

○河村委員

JRバスが持っているデオデオとか、あるいは明屋書店、あるいはアパートについて、光市内で保有している土地のリース料といいますか、賃貸料といいますか、そういったものについての総額はお聞きになっていきますか。

○坪根公共交通政策課長

委員御指摘のとおり、中国 J R バスでは、バス路線以外の不動産収入などの収入があるということは承知をしております。会社全体の不動産収入、これは J R バスでは関連事業と呼んでおられますが、関連事業の会社全体の営業損益は 4 億円程度というふうにお伺いしておりますが、光市も含めて、個別の内訳については示せないという回答を得ております。

以上でございます。

○河村委員

光市のバス事業について 4,000 万円の赤字があると。こういう中で、自分が持っているという変な話ですけど、国鉄じゃったから国が持っていたものを同じような格好で払い下げを受けただけの話で、本来自分に関係のない営業収入に当たるわけですが、そういうところでのきちんとした情報を得て、交渉に生かすことはできないんですか。

○坪根公共交通政策課長

中国 J R バスと協議をする中で、コロナの流行前まではそうした関連事業の収入の利益も含めて会社全体で黒字であったので、光市のバス路線については赤字であったものの、路線バス事業を継続してきたという説明を受けました。しかしながら、社の説明によりますと、コロナ流行による影響で会社全体が赤字を 4 年連続で計上する中、会社が存続できない見込みであることから、経営判断として本路線を廃止という判断をしたという説明を受けております。

以上でございます。

○河村委員

それは今までしてきたありきたりの話でね。そうじゃない、通常、公共交通に携わっている人の使命として、市民あるいは国民のためになっているという状況の中で、通常なら 3 年前には告知をするような中で円満に撤退したいと考えるのが普通なわけですが。そうじゃないという出方をしてきたときに、じゃあ、光市の中でのそういった賃貸を含めた利益はどういうふうになっているんですか、というのは聞いてもおかしくないんじゃないですか。

○坪根公共交通政策課長

先ほどの光市の中での内訳ということなんですけど、これにつきましては先ほども少し御説明いたしましたが、会社のほうからは示せないという回答を得ております。

以上でございます。

○河村委員

だから、示せないというんなら、じゃあ継続してくださいよという話ができるの。今

その民間事業者にとって一番怖いのは、そういった市民の声で、もし許されるのなら、じゃあ議会でもみんなで挙げて、本社にでも行ってお話しさせてもらおうかと。どうも話が見えない、その今の説明を聞く範囲内においては。そういうふうな交渉にならないのかね。

○坪根公共交通政策課長

交渉の仕方については、委員のお考えも分かります。ただ、本市といたしましては、今までの協議の過程で申し上げますと、県、県教委の立会いの下、下松市とともに書面撤回に向けては協議の場を設けてほしいということを含めて、両市長名で書面でお願いをいたしました。そうした協議の結果、受け入れていただくことができなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

○吉本副市長

先ほどから河村委員さんから、JRバスに対する御意見と申しますか、お話をお聞きして、私は経済部長時代からかねてより河村委員さんから、JRバスに対する委員さんの御意見なり考え方を聞いておりましたので、少しびっくりしているんですけども。

これは既に市長等が本会議等でお話ししているとおり、昨年12月27日に、我々に、寝耳に水のごとくJRバスから一方的にお話があって、それを受けて、いろんな角度からJRバスに対して話をしてきました。交渉過程のやり取りなので具体的にお話しすることは困難ですけども、いろんな角度、それこそ県と話をし、それから県教委とも話をし、最終的には対外的にお話しできるのは、3月下旬に下松市、光市、そして県教委、県の交通政策課の関係者の同席の下で要望活動もしたんですけども、その要望活動もむなしく、4月に正式に文書でこちらに通知があったということです。

我々としても、今なすべきことは何か。河村委員の言われるように、本当は3年なり5年なり、それは時間を持って撤退ということであれば私どももいろんな準備もできたんですが、いかんせん時間がないという中で、代替をどうするかということで、一般質問や質疑等でお答えはしておりますけれども、いろいろ動いてはいるんですよ。それはこのような状況になったときにできるだけ市民の皆さんの混乱を招かんように、その代替事業ができるような形できちっと説明もしたかったというのが実情です。

河村委員さんがおっしゃるのはごもっともなことです。ただ、鉄道とバスでは少し違うんですよ、全然扱いが。バスについては、半年前であれば、書類だけで撤退もできると。これは光に限らず全国的には最近も、どこかでもう撤退するんだという話も出ておりましたけれども、このバス、公共交通の問題は結局、負のスパイラルに陥っているんだろうと思うんですよ。

バスに、皆さん方が乗っている間は、民間事業ですから、ビジネスとして成り立っているんですよ。でも乗らなくなる。やっぱり私らもそうです。皆さん方もそうですけれども、やっぱり便利なので車を使う。そうすると、公共交通に乗らなくなる。乗らなくなると、やっぱり事業としてやっていけないから結局、便数を減らしたり、それから

台数を減らしたりとかと、そういうことにせざるを得ない、利益を確保するために。そうすると、ますますサービスが低下する。利便性が下がるということで、また利用者が減る。その負のスパイラルにずっと陥っているんですよね。これは光だけじゃなくて、今、全国的にそのような状況。

今回このようなことになったので、今から代替事業をしっかりと見いだしていこうと思いますけれども、何らかのものが確保できた暁には、ぜひ皆さん方で一緒になって今度は維持できるように利用促進、これを今から力を合わせてやっていきたいと。今までのことは確かに河村委員がおっしゃることはごもっともなんですが、我々もいろいろと力を尽くしてきたんですが、力及ばずということで今回のことになってしまったということで、御理解を頂きたいと思います。

以上です。

○河村委員

努力をしているという言葉は聞きましたが、もっと見える形まで行動を起こさなければいけない。話は全て何かもう諦めた状態で、いや、もうこれは終わりなんですかいねと。じゃあ、代替をどないかせんにゃいけんから代替代替と、こういう話。代替はせにゃいけませんよ。そやけれど、今の話の中で、どれか利益を確保できたら続けるんだと向こうがもし言ったとしたら、赤字部分は今4,000万円あるという話でしたが、じゃあ、この4,000万円を払ったら継続するんですかと。そんな話についての説明はどうか。

○吉本副市長

今の赤字部分の補填だとか補助金の増額だとか、これは我々としては当然いろんな用意はありますけれども、そういうような協議の場にも至らなかったと。我々はそういう話をいろいろしているんです。してきましたけれども、JRバスのほうはもうそういう問題じゃないというような状況でした。ですから、今回は、結果としてこうなってしまったということです。

以上です。

○河村委員

電車のほうは今、その継続をしなければいけないということになったんです。それはあくまでも、国会でそういうことを決めたわけじゃないですか。じゃあ、バスについてはまだ不足しているけれども、そういった要望活動をすることでバスについてもできるんじゃないかと。

特に、私がちょっと気になるのは、過疎地に対する場所で、明らかに誰が見ても、もうこれは運行するのが難しいなあと、赤字で。客観的にも見えるんならともかくとして、今、室積へ行くバスは28万人強の人が利用している。その中で何か方法がないのか。しかも、テーブルにも着かない。何か問題があるんかというふうにも捉えられませんか。何か特段、光市に落ち度があったんかと、テーブルに着かんのはおかしいんじゃないかというような。要は交渉なので、相手ともうちょっと詰められるような方策ちゅうのは

取れんのかね。一切打つ手がない。

○吉本副市長

これまでの過程において、もうこれは決定事項ということですので……（「そうなの」と呼ぶ者あり）はい。

会社組織なので当然、取締役会で決まったこととがありますよね。会社の決定事項ということですので、こちらも口頭では担当部長ないしは担当課長のほうが話をしてきましたけれども、そこで一蹴されたというようなのが現実です。

○河村委員

その要は、活動の方法というのは自分に与えられた権限の中でできることと、そうでないことちゅうのがあると思うんですよ。だとするならば、去年の12月にそういった報告を受けたら、じゃあ、市民を巻き込んでそういった運動をするのか、JRさん、株主総会やります。役員会もあります。そういったところへどなたかの知恵を拝借したらうまくいくようなこともあるんじゃないんですか。そういうふうな方法ちゅうのは全く取らなかったの。

○吉本副市長

一応、我々も我々の頭で考えられることはいろいろ検討してきましたんですけども、この半年、それ以上のことはなかったです。ただ、間違いないのは、我々としても誠心誠意、相手にも時にはなだめたりすかしたり、そういう話もしてきました。ただ、なかなかそういうのには乗ってこなかったというのが実情です。

以上です。

○河村委員

変な言い方をしますが、あまりそういった抵抗がなかった、受け入れていただいた。相手方からすると、そういう思いになりませんか。反対運動というのは、どうにか存続してくださいよというような、そのむしろ旗を上げるような在り方があってもおかしくない。黙っていたら、ああ、どうもあそこは受け入れてもらった、そういうふうな受け止め方をされませんか。

○吉本副市長

対外的にそういうような運動はしておりませんが、目に見える形では。ただ、相手に対しては、我々はしっかり我々の主張は伝えてきたつもりであります。3月下旬には、正式に県と一緒に話もしておりますし、それから国の機関ともいろいろな話をしながら取り組んできたつもりです。

確かに、河村委員がおっしゃるように、旗を上げてどうのこうのというのは、そこは相手の対外的に言ってもらったら困るということで、いわゆる紳士協定の中でそういうのは守ってきたんですが、そういうことはやっていないです。やっていないですが、一

応、相手方に対してはこちらの思いはしっかり伝えてきたつもりです。我々の方から、うん、いいですよというようなことは決して言っておりません。

○河村委員

要するに、人に言っちゃいけませんと、でも私らは勝手に撤退しますと。自分らの都合のいい話ばかりしよるわけじゃあ。それを黙って見過ごしたら了解したことになりませんか。普通、交渉ちゅうのはそういうもんよ。黙って見過ごしちゃいけないのやね。そう思わん。僕はもっと早くにそういう提案をしたかったところだけれども、JRのほうから、まだ黙っちゃってくださいねと。だけれど、うちは絶対に撤退しますからと。そういう話はないと思いますよ。それを甘んじて受け入れたちゅうことは了解したちゅうことになりませんか。

○吉本副市長

先ほども冒頭に私、申し上げたんですが、河村委員のJRバスに対する今までの御意見、考え方、かねてより私はお聞きしております。それで、そのように執拗に今言われるのはすごくびっくりしているんですけども。ただ、逆に言うと、今のこの時点で我々とすれば、やっぱり前に向いて進んでいくしかないんですよ。過去は半年間いろいろなほかのやり方もあったのかも分かりませんが、河村委員がおっしゃるように。

○河村委員

仕事というのは、ここはここ、ここはここ、ここはここ、幾通りもあっていいんですね。これは当然でしょう。片一方じゃあバスを存続させるためには、それは防長の力であろうが、近鉄の力であろうが、借りなきやいけんときには借りなきやいけんねんのやね。市営バスを走らすちゅうんじやったら、走らすためにはどないやったら走らせられるのか、それを考えるのが仕事じゃないんかね。違う。

○吉本副市長

今、河村委員が熱いお気持ちをお持ちなんであれば、逆に言うと我々に力を貸していただいたらと思うんですよ。例えば我々の力が及ばるのであれば、河村委員さんは、いやいや、こういうやり方がええよと。今は2社に調査委託していますけれども、そんなんじゃ生ぬるいと。逆に言ったら、こういうやり方、市営で直営でやれやと、例えばです。逆に言ったら、そういうアイデアでもあれば、ぜひ教えていただきたいなあと思います。逆に言うたら、この光市民の皆さんのために今から足は確保していかんやいけん

と。
今は当面、2社に対して代替事業として調査委託に出しておりますけれども、時間がない中で何とかやっていかないといけないので、逆に言うたら、河村委員さんはじめ皆さん方からよいアイデアを、お知恵を拝借したいと思うんですよ。

○河村委員

そのためには12月の27日にそういったJRから連絡が来たときに、じゃあ、お力を借りたいんですという話は何で出てこんの、ずうっと。ついこないだでしょう、8月の何日に。8月になってから降って沸いたような話で。さあ、そのときには自分らは諦めちよるんじゃないんかね。いろんな人の知恵を借りたら、最近結構偉い人が定年になって、こっちに帰ってきたりしているんですよ。それがたまたま今、JRの人を知っているとは言いませんよ。そういう人の知恵を借りることも、たくさんの人に話をすることで知恵が出てくるんじゃないの。

○吉本副市長

今、河村委員さんがおっしゃることは、ある意味、そういう部分もあるかも分かりません。ただ、これについてはもう今動いているわけなので、あと残り3月末まで本当に半年しかありませんので、我々としてもその辺は鋭意取り組んでいかないといけないと。

そういうことで先ほどから繰り返しになりますけれども、委員の皆さんでよいアイデアがあれば、ぜひ教えていただきたいとお力添えを頂きたいと思います。委員さんのおっしゃる意味というのは、趣旨というのは十分理解はいたしますので。ただ、過去は戻ってきませんので、今から未来に向かって、ここで皆さん方と一緒にやっていくしかないというふうに思っていますので、ぜひお力添えを頂けたらと思います。よろしくお願いします。

○河村委員

十分なその情報のない中で、力だけ貸してくださいよとかと言われても知恵が及ぶようなもんでもない、そのように思いますよ。そのためにはきちっと情報を開示して、こういうものがある、あるいは自分らの分析したものがこうだというような話もしっかり出していかないと、よいアイデアというのは出てこないような気がしますよ。決して諦めることのない、JRさんも諦めたという話じゃなくて、もっと粘り強い交渉というものは必ずやっていかなきゃいけないというふうに思いますよ。ええですかね。全くする気がない。

○吉本副市長

繰り返しになりますけれども、何度も申し上げておりますけれど、私どもも私どもなりに粘り強く今までもやってきたつもりなんです。鉄道もそうですし、バスもそうですけれど、なかなか民間事業として経営上の判断ということになれば、それが決定事項ということになれば、なかなかそこから押し込みができない状況もありましたので。

ただ、先ほどから情報の開示の関係がありましたので、今後とも委員会あるいは議会、そういう議論の場を通じて必要なものはきちっとお示しをしてまいりたい、情報交換をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○河村委員

我々が話を聞いて8月になってからですから、まだ2か月もたっていない状況の中で、もう諦めたから情報を開示しますよというふうに捉えられかねません。もっと粘り強い交渉をまだしていくんだというふうなことは形だけでもきっちりやっていただきたいと思いますし、そういうふうな話をしてもらいたいと思うんです。議場でそういったところで何か聞いちゃったら、もう諦めたんかと。次の新しいのをどげんかせにやいけん。もう今から半年しかないのに新しい事業者の選定、バスも要る、運転手も要る、そんな中で見込みが立つの。

○坪根公共交通政策課長

現在、10月末を目途に調査事業を民間の公共交通事業者2社に委託をしたところでございます。取りあえずは、その調査結果を待ちたいと思っております。当然その調査結果については待つだけじゃなく、私ども公共交通政策課のほうで現在、協議の場には主体的に介入して調整作業を進めております。

以上でございます。

○河村委員

いや。仕事を今こういうふうにしたというのはもう聞きましたが、そうじゃなくて10月末にそういうことをやって、じゃあ来年の3月末までに、要は、4月1日から何かバスを走らせることができるのか、事務处理的にですよ。

○坪根公共交通政策課長

中国運輸局に確認しましたところ、いわゆる書類上の手続といえますか、そうしたものはおおむね3か月程度は必要だというふうに助言を得ております。こうしたことから、12月までにはどういう形にするかということの整理をしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

事務的には、年内にそういった例えば時刻表であるとか、こういったバスがということとは分かるんですが。そうすると、それまでに運転手とバスが要るわけですが、そういったものについて、どういう状況なんですか。今、JRさんはバスがあります。あるいはほかにも観光バスとか、売っているバスがあるかも分かりませんが、そういう手続は大丈夫ですか。

○坪根公共交通政策課長

現在そうした車両や人員、運転手の確保も含めて、どのようなスケジュールでめどが立てられるかということの本調査で今整理をしているところでございますので、この調査の中でそうした車両の確保のめど、人員確保のめど、そうしたスケジュールについても整理をする予定となっております。

以上でございます。

○河村委員

恐らく新しいバスを購入するに当たっても、相当なお金がかかりそうな気がします。そういった予算立ても含めて早め早めにいろんな対応を打っていただいて、市民に迷惑がかからないような形での整理をしてください。

それから、デマンド交通について、やるという方向性でやってこられたと思うんですが、現状を教えてもらっていいですか。

○坪根公共交通政策課長

デマンド型交通につきましては、入札公告、プロポーザル方式で現在、業者の応募を募って既に締め切ったところでございます。具体的な業者の入札状況については、応募数や業者名についてはお答えはできませんが、業者からプロポーザルに手は挙がっている状況でございます。また、具体的な運行形態、サービスの仕組み、そうしたものはプロポーザルの中身を見て、市の考え方に合う最適な業者を選定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

その手を挙げた方は複数という解釈でええんですか。

○坪根公共交通政策課長

すみません。今後、プレゼンテーションを実施する予定としておりますので、今、業者数が複数か1者かについてはちょっとお答えは差し控えたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

もっと早くからこういったことにも取り組んでバス事業そのものに精通をしておったら、もっと対処がみやすかったような気がしなくもないので、このデマンドについてもやりながら、バス事業というものに積極的にぜひ取り組んでいただけたらと思います。

それから、道路工事をするに当たって用地が買えないだろうということでは止まっているところについての話をしてきました。中央脇田線について、その後どういうふうな今状況にあるのか、ちょっとお示しいただけますか。

○山本都市政策課長

脇田地区の区画整理についてのお尋ねかと思えます。この区画整理は市道の整備などの周辺地と一体的な利便性向上を図る土地区画整理事業を視野に入れ、検討を進める必要があると考えております。

平成20年に行った土地区画整理事業の説明会から15年が経過しており、地権者の考え

方や相続などにも変化が生じていることも考えられることから、今後、改めてこれらの方々とも連絡を取り、意向などをお聞きしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

ああ、そうか。建設部が道路工事をすると。そうじゃないお手伝いを、区画整理をすることでしていこうと、こういう解釈でいいんですね。

○山本都市政策課長

過去の経緯にもなろうかとは思いますが、当初、市道のほうで整備を進めていたと認識しております。この市道のほうでなかなか進捗が図れないことから、土地区画整理事業も視野に入れながら検討といいますか、調査研究を進めていたと認識しております。

以上でございます。

○河村委員

中央脇田線の道路工事は、都市政策ではなくて建設部の所管でいいんですか。

○山本都市政策課長

仮の話になりますが、土地区画整理事業と市道が一体的に実施できるようであれば、都市政策部のほうが所管となることもあろうかと考えております。

○河村委員

都市政策部をつくったことで今までできなかったことが新たに展開していくということなら、ああ、よかったなあと思うわけですが、どうもそのできたことで仕事が前に進まないんじゃないかと。中央脇田線だけじゃないですよ。道路工事が途中で止まっているところが幾つかあるでしょう。そういうところもみんなが話し合いをする中で、どれか完成するという、その自分らの力を持ち寄ろうという話に見えないんですよ。

区画整理はありますよ。だけれど、その道路を造るとというのが優先じゃから。完成さそうという自分らの気持ちがなかったら、道路なんて絶対できらへんのじゃから。そこに対する意欲がないと、その土地所有者に対してお願いできん。やるんなら、しっかり手順を踏んで事務を進めていかないと、そういったものはできませんよ。2年、3年かかるのは当たり前なんじゃから。

そういう仕事ぶりをしていかないと、途中で今やめて草刈りだけやって、これから未来永劫やっていくちゅうんじゃないたら、はよ計画をやめて今まで買った土地も全部返して整理をするということでもええんですよ。今の工事が中断した状態で、ああいう状況でその地元へ置いておくということは、今まで協力してくれた人にも迷惑な話。それを解消しようという自分らの気持ちがなきゃというお願いをしておきます。終わります。

○森戸委員

何点かいきますが、今、同僚議員がバスについて言われましたけれど、私も諸般の報告でも質問をいたしました。全く同じ思いであります。

今、バス会社が年の瀬も迫る12月の27日によう言うてこられたなあというのがまず一つありますけれども、市長が直接行かなかったのも非常に残念ですし、協議の場に、テーブルにも着けなかったというのもよく分かりましたが、諸般の報告の中でも質問いたしましたけれど、ぜひ企業とか学校とか議会を含めて、そういう動きができなかったのかということも申し上げましたけれども、その下松の市長と今委託をしているところに共同で行ったというのも分かりますけれども、今後、どの時点かは分かりませんが、例えば企業も含めて学校、議会、そういうところと一緒に一緒に行くというような動きが今後できないのか、その辺のところはいかがですかね。

私は何でその辺がJRに対してできなかったのかというのがまず一つあるんですけども、市長が下松の市長と行かれたということに逆にびっくりしたんですけど、その辺はいかがですか。

○坪根公共交通政策課長

現在、代替手段の確保に取り組んでいるところでございまして、改めて中国JRバスに廃止の方針の撤回のお願いに行くということは現時点では考えておりません。

以上でございます。

○森戸委員

いや。そういうことを言うたんじゃなくて、それがなぜできなかったのかというのは諸般の報告でも言いましたけれども、今後、新たなところがありますよね。そういうところにも議会とか企業とか学校とか、そういうところで何とか確保してほしいということも伝える必要があるんじゃないですかねということをお願いしているんですけど。今、委託しているところが決定をすとか、そういうことになったときにそういうことも必要ではないんですかというお話をしているところなんですけれど。

○坪根公共交通政策課長

今後、代替での輸送手段が決まった後のその内容についての利用者への説明という趣旨の御質問というふうにちょっと今受け止めておるんですが……（「いや、違う」と呼ぶ者あり）違いますか。

○森戸委員

必ずそういった手段を確保するためにも、そういう動きが必要じゃないですかということをお願いしています。説明はまた後の話だと思いますので、実現にこぎ着けるまでの話をしているんですけど。新しい代替手段の確保に関して。

○坪根公共交通政策課長

現在、代替手段の確保に向けて関係者とは随時、意見交換を行っております。学校関係者とは現在こちらのほうから投げかけをして意見交換といたしますか、情報共有の場を設けて、こちらのほうから投げかけているところがございます。

個別のその企業について、具体的にこちらのほうから意見交換をとということの投げかけはしておりませんが、どのような属性の方がバスを利用されているかということは、中国JRバスの乗降調査のデータをもらうことももちろんですが、我々公共交通政策課としても、そうした需要がどれぐらいあるかというのは、全ての路線を全部調査するわけにはいきませんが、ポイントを絞って職員のほうで調査をしてみたいというふうに現状は考えております。

以上でございます。

○森戸委員

いや、そういうことを言うているんじゃないんですけれど。結局は、新しい代替バスの手段を確保するために徒党を組んで動く必要があるんじゃないですかということを行っているだけなんですけれど。

まあ、いいですよ。そういうお願いをしているわけなので、それがJRバスのときにもできたらよかったねということもありますので、何とかして新しい手段を確保してほしいという思いを込めて、絶対に確保してほしいという思いを込めて言うだけでありますので、そういうふうにぜひ必要とあらば動いていただけたらと思います。

そういうことが1点と、都市政策についてお尋ねをするんですけれども、要は公共交通に今は頼らないまちづくりといたしますか、歩いて暮らせるまちづくり、これを光市は目指してきたと思います。というのも、分散型の都市構造でありますので、拠点で生活できるような形をつくって、それを公共交通でつなぐというのが都市計画だったと思います。しかしながら、人口減少とか景気悪化によって拠点で生活する上での機能がなくなっている、もしくはなくなりつつあるのではないかなと思います。

拠点の生活機能向上を進める枠組みづくり、これは立地適正化計画だと思うんですが、拠点によっては居住誘導機能というだけのところもありますし、都市機能を誘導するところもありますし、いろいろケースバイケースでその状況があらうかと思うんですけれども、その枠組みづくりを今こそ積極的に進めていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の考え方があればお示しを頂けたらと思います。

○山本都市政策課長

拠点の枠組みづくりということで御質問を頂いたところでございます。平成31年3月に作成した光市立地適正化計画でございますが、先ほど御紹介もありましたが、ここでは光市都市計画マスタープランにおける将来の都市構造、多核連携型都市構造の考え方を基本として拠点を設定しております。都市拠点である光駅周辺から島田市にかけてと市役所周辺に都市機能誘導区域に設定し、一定規模以上の商業機能や医療機能など、高次の都市機能を維持・誘導することとしております。

一方で、複数の地区の暮らしを支える地域拠点や、地区の暮らしを支える生活拠点と

いった都市機能誘導区域を設定していない拠点のことも、先ほど御質問で言われていたとは思いますが、これらは一般的には生活拠点にあるべき例えば、食品スーパーなどの日常生活に身近なサービス機能は一定の利用圏人口によって維持されると考えられていることから、拠点ごとの一定エリアに居住を誘導していく必要があると考えております。

現在、光市立地適正化計画については、居住誘導区域を定めるため、計画の改定を進めており、関係所管課を交えながら、居住誘導区域の設定や誘導区域を設定しない拠点の在り方などについて議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その議論を深めていくというのは分かるんですけど、それ以外はいつ頃までにとか、そういうところの期限を区切ったものがあるんですか。というのも、それを急ぐ必要があると思うから質問をしているんですけど、その辺のところはいかがですかね。

○山本都市政策課長

立地適正化計画というのはやはり長期のスパンで見るとものなので、20年後の都市の将来像、そういった捉え方で誘導してくるものだと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

じゃあ例えばということで聞きますけれど、そのコンパクトシティということで、そういうことを標榜して大和がコミセンも含め、道路の改良も含めてやってこられたと思うんですけども、その道路はよくなったんですが、例えば買物をする場所など生活機能という点に関してはすごく不十分に思えます。地域とか商工会など、そういった機能、そういう取組は進めていく必要があるんじゃないかと思うんですが。

例えば、20年待っていたらどうなるのかということもあろうかと思いますが、やはりこれだけ高齢化が進んで買物に行くのも大変だという状況の中であって、やっぱりそこをつくっていくのがとっても大切なことではないかと思うんですが、その辺のところはいかがですか。

○山本都市政策課長

岩田駅周辺地区については、平成24年3月に策定した岩田駅周辺地区整備基本方針において、にぎわい空間の創出に向け、空き店舗の活用促進や魅力ある店づくりといった施策、事業例をお示ししており、現在、経済部の所管にはなり、岩田地区周辺には限定しておりませんが、光商工会議所や大和商工会と連携を図りながら事業継続や新たな店舗の設置、事業承継、創業などに関する支援も行っており、日常生活に必要なサービス提供の維持にも資する商業の振興に努めているところでございます。

繰り返しにはなりますが、引き続き関係所管を交え、議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

その形が一向に見えてこないの、こういったバスのことを契機にそういう仕組みづくりをやっぱり進めていくといたしますか、加速化をしてさせていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはいかがですかね。そういう状況認識といたしますかね。

○山本都市政策課長

長いスパンではなく、短いスパンでと言われるところもあるとは思いますが、やはり都市計画の視点ということで一定のスパンを持って誘導していくことになろうかと考えております。そういったことにつきましても、ただいま光市立地適正化計画の改定を進めているところでございますので、そこでも議論をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長

森戸委員、1時間経過しましたので。まだ質問がかなりありますか。

○森戸委員

続きで、あります。

○委員長

ありますね。

○森戸委員

はい。

○委員長

ほかの方もありますね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

大和の地域なんですけれども、現時点では何がコンパクトなのかというのがよく分からないといたしますか、やっぱりお店であるとか、そういう生活するための機能がないと、やはりあそこに住んだりとか拠点になるとか、そういうことはなかなか難しいんじゃないかなと思いますので、経済部等を含めて地元も含め、そうやって機能向上に向けて取組を進めていただけたらと思います。

ちょっと観点を変えてお尋ねしますが、公有地の活用によるにぎわいづくりの視点と

ということで、キッチンカーのトライアルサウンディングの募集を行っておられたと思いますが、その状況などが分かればお示しいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

トライアルサウンディングについての御質問でございます。

市では、昨年策定した光市行財政構造改革推進プランに基づき、前例や既存の概念にとらわれない柔軟な発想による行財政改革の取組を進めることとしており、トライアルサウンディングはこの取組の一つでございます。

トライアルサウンディングとは、市が保有する公共施設等のにぎわいの創出や空きスペースの有効活用の検討を行うに際し、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者等を募集して、一定期間実際に利用してもらい、集客性や採算性などの課題のフィードバックを受けて、その後の利活用の方針に生かしていくものでございます。

現在、光駅周辺地区においては、光駅周辺地区拠点整備構想を策定し、街の玄関口にふさわしい都市空間づくりを進めており、光駅南口駐車場において、キッチンカー出店による光駅周辺の収益性や採算性、集客力などを確認するため、令和5年10月12日から10月16日にかけて、市場調査トライアルサウンディングを行うものでございます。

現在の状況でございますが、令和5年8月14日から9月1日までキッチンカーの出店者を募集し、13のキッチンカー事業者からお申込みをいただいているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

現時点で申込みということで、聞き漏らしたかもしれないんですけども、いつからいつまで、どういうふうに行われるのか、その辺が分かればお示しいただけますか。

○山本都市政策課長

期間は、10月12日から10月16日にかけて、光駅南口駐車場において、キッチンカーを出店していくこととなります。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。にぎわいづくりということで、ぜひうまくいくということを祈っておりますけれども、一つとして、例えば大和なんかのケースでも、こういった形で機能が必要なければ、こういった形を定期的に関いていくなりをする方向性が必要なのかなと思います。要は、この実験にかかっていると思いますが、ほかの地域での展開ができれば一つの解決策になるのかなと思いますので、状況を注視していきたいなというふうに思います。

それと、バスの交通のほうに入っていきたいと思うんですけど、昨日はバスの日ということで、明治36年に日本で初めてバスが京都の地を走って120年ということで、新聞

には日本バス協会の一面広告が出ておりました。その広告を見ると、コロナ禍で戦後最大の危機を迎えて、この3年間のマイナスは10年、20年では取り返せないと、人手不足、燃料高でバスは追い込まれていると、バスがなければ子育て施策の推進といっても通学もできないと、バスは公共交通の最後のとりで、キャッシュレス、EVバス、自動運転を目指すというふうに簡単にいうと締めくくってありました。

持続可能な公共交通ということで、何点か質問をいたしたいと思います。

1点目、事業者への支援ということでお尋ねをいたしますが、事業者の支援についてはこれまでにICカードの導入の支援、これは鉄道駅も含めてですけれども行ってきました、バス事業者に対しても。その導入した結果、事業者の声とか、利用者の声はどういうものがありますでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

本市では、バス事業者に対して交通系ICカード、ICOCAの導入支援を過去に行っております。利用者のほうから支払いが簡単にできて便利になったという声を伺っております。また、事業者からは降車時の支払いの時間が短くて済むので、停車時間が短くなり、定時運行、時間どおりの運行の継続に役立っているという声を聞いております。また、営業所に帰ってからの現金の精算といたしますか、そういう計算業務が軽減されて、勤務時間の短縮、生産性の向上につながっているというお声もいただいているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

今、当然、ICと現金、併用の形なんですね、それはいかがですか。

○坪根公共交通政策課長

現状、現金とICカードは併用でございます。

以上でございます。

○森戸委員

となると、やはり人手不足の状況にありますので、先ほど申したようなキャッシュレス、この方向性に向かって、利用者にもバスを守るんだという意味で、キャッシュレスの流れ変化させていくということがとても大切なことかなと思いますので、その辺のPRも私は今後必要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

それと、鉄道などとの連携というか、乗り継ぎといいますか、その辺はいかがですか、ICカード同士の。

○坪根公共交通政策課長

今、鉄道では交通系ICカード、ICOCAで、防長、中国JRバスも同様にICOCAが導入されております。チャージされていれば、自動改札のタッチで通過できて、

そのままバスへもタッチで乗れるということで、乗り継ぎ連携をスムーズに行われているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○森戸委員

その連携の声いかがですか。何かそういうふうになって良かったねとか、利用される側からの声って言いますか、それはいかがですか。

○坪根公共交通政策課長

市に直接そういう声をいただいたことはありませんが、私自身も一人の利用者として、1枚のカードで利用でき便利になったということを実感しております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。

それと、運転士の不足についてなんですけれども、その不足について支援策の検討というものは行われていますでしょうか、今後の導入を含めて。

○坪根公共交通政策課長

運転手不足につきましては、国や県、バス協会において支援策が設けられておりまして、市でも運転手確保については交通事業者と話し合いを現在進めているところでございます。ただ、交通事業者からはバス路線は市をまたいでいることが多く、単独の市での対応というのは難しく、広域で検討していく必要があるという御意見をいただいておりますので、今後関係者の意向も踏まえながら、こうした話は市のみではなく、関係者を巻き込みながら話をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

それと、バスの業界としてEVとか電気とか自動運転を目指しているということなんですけれども、そういう状況については、どのように把握をされておりますでしょうか。そういった研究に対して支援することも、今後人手不足の条件も含めて、支援が必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

今、委員から御案内のありました自動運転やEV電気自動車への取組でございますが、自動運転については、限られた条件下において、システム全てが運転操縦をする、いわゆるレベル4の導入に向けた実証実験が全国の先進地において今実施されていることは承知をしているところでございますが、こうした人の手を借りずに自動的にバスが走る

というものが社会に浸透するには、もう少し時間がかかるものと認識しているところでございます。

また電動バス、電気自動車につきましては、排気ガスを出さない乗り物ではありますが、車両価格がまず高いということと、あと1回の充電で運行できる航続距離に限りがありますので、バス車両への導入には、少し課題があるということバス事業者からも伺っているところでございます。

引き続き国や県、交通事業者との意見交換については、当然進めていく予定としておりますが、現状では何か一歩踏み込んだ取組にはまだ至っておりません。

以上でございます。

○森戸委員

全国で初めて自動運転バスが茨城の境町ですか、実際に今社会実験も始まっておりますので、でも人手不足等々になると、そういう方向性も考えられますので、うちの町でもどうなのかとか、情報もしっかりキャッチをしながら、お願いできたらと思います。

あとは、実際に公共交通計画に書かれているんですけども、収入を上げていくという側面で、バス会社の観光での利用についてお尋ねをするんですが、公共交通計画の中で、ガイドや観光モデルコースを設定して来られたと伺っておりますが、その辺の利用状況、収入に対するバス会社の貢献とか、その辺のところはいかがですか。

○坪根公共交通政策課長

現在、観光所管で観光マップを作成をしております。バスやタクシーを前提としたものではありませんが、観光モデルコースが、そのマップの中で示されております。こうした市内観光施設への公共機関でのアクセスにつきましては、当課、私どもの課に直接お電話をいただくことがありまして、バスで言えば、冠梅園や冠山総合公園、普賢寺のほか、市営バスで言えば、石城山、伊藤公資料館、里の厨などへのバス停の場所や運行ダイヤ、乗り継ぎ方法についてお問合せがあり、職員がご説明やご提案を行っております。

また、タクシー事業者を確認しましたところ、観光目的での利用状況は、時期によって行き先は異なりますが、冠梅園や冠山総合公園、海水浴場、普賢寺などに、月当たり15件程度の御利用があるということをお伺いしております。このほか、伊藤公記念公園には月1回程度御利用があるということも、地元のタクシー事業者から声を聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

15件程度というお話でございましたけれども、PRももっともっと必要なのかなと思いますので、公共交通を活用した観光コースの充実を図っていただけたらと思います。

次に、交通安全対策ということで、公共交通の乗り合い環境の待合環境等の改善ということは、これまで進められて着実に進めてこられたと伺っております。島田駅に関し

ては、ロータリーの中に乗り入れをする流れができておるんですけども、特に、信号機が設置をされて市道とぶつかる、ロータリーがぶつかる場所、特にここは交通量が多いんでしょうか、何度も何度も白線が消えたり、路側帯が消えたりということで非常に危ないというふうな御指摘があって、これまでも何度か引いてもらったんですが、利用が多いんでしょう、よく消えるという事例がありますので、その辺のところの対策があれば、お示しいただけたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

島田駅へのバスの進入路付近の路側帯や停止線の白線についてございますが、私どもも6月に現地を確認いたしまして、確かに薄くなっておりましたので、生活安全課と相談いたしまして、これらの進入路への停止線等の引き直しを既に済ませたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

同僚議員も街灯といいますか、何て言いますか、言葉で表現できませんけど、昔からある街灯を支えてた土台が真ん中にあるんですけども、そこも黄色い何て言うんですか、黒と黄色のテープのようなもので巻く処理がされておりましたので、ロータリーを回ってこう行くんだということをJRが示しているのかなとも思いますので、そういった交通安全対策は、今後しっかりと島田駅というだけではなくて、いろんな箇所がありますので、注視をしながら適切な対応を行っていただけたらと思います。

それと、市民からの声の反映について少しお尋ねをするんですが、例えばという形でいきますけれども、下松、周南、田布施、周防エリアを走る県道下松田布施線を通る線について、周防殿山地区で、バス停を設置できないかといった声があったと思いますけれども、そういった声にはどのように対応されてこられたのか、その点をお尋ねいたします。

○坪根公共交通政策課長

委員が御指摘、今お話いただきましたとおり、周防殿山地区にお住まいの方から旧熊毛地区から周防を経由して徳山駅までのバス停について、バス停を新設してほしいというお話を、直接市役所のほうにお見えになられて、お伺いをしたところでございます。新たなバス停を設置する際には、一定のバスの停車スペースといいますか、そうしたものが必要でありまして、交通安全を損なわないかなど、様々な視点から、警察や道路管理者である、このケースで言えば県土木などと協議が整うことが、バス停新設の前提条件となります。

御要望のあった場所を私どもも確認をいたしましたが、バス停の停車スペースの確保はちょっと困難と思われる状況となっております。事業者にも確認いたしましたけど、事業者もなかなかバス停のスペースの確保は難しいという見解でありました。そのため、現時点ではバス停の設置は困難であると考えており、その旨は御要望に來られた方には

御説明をしたところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。そういった声に迅速に対応するという事は、市民が使いたいのでそういうことをやってねということだと思いますので、ぜひ前向きに捉えていただいて、きちんとできるできないは別として、迅速に対応していただけたらと思います。これまでも迅速に対応されてこられたと私は思っておりますので、また対応があった場合には、ぜひよろしく願いいたします。そういったことの積み重ねが、乗ってみようかということにつながるといいますので、その姿勢で引き続きお願いできたらと思います。

あと何点かありますけれども、最後に、乗って守る公共交通ということでお尋ねをいたします。

公共交通に乗って守ろう運動ということが、全国的にも運動がやっぱりなんて言うんですか、何とか公共交通を守ろうということで、自治体も含めて、事業者も含めて、運動が展開されているってことがあるんですけども、鉄道とかバスというのは我々の生活を支える大切な移動手段なんですけど、自動車の普及とか少子化の進行で減少してコロナが追い打ちをかけていますので、積極的に利用するという事で、やっぱり公共交通を守るという意識をいかに市民の皆様にも持ってもらうか、それが一番大切なことじゃないかなと思います。

そういう観点で、何点かお尋ねをしたいと思っておりますけれども、行政、事業者、利用者が一体となって取り組むということが必要だと思うんですが、行政の取組、商工会など事業者との取組、利用者への取組にはどんなものがあるのか、使おうということなんです、その辺が分かればお示しをいただけたらと思います。例えば、乗り方教室とか、エコ通勤デーとか、ノーマイカーデーも含めてあるかと思いますが、商工会とかの事業者との連携も含めて、お示しできるものがあればお願いしたいと思います。

○坪根公共交通政策課長

公共交通の利用促進ということで、少し主なものを御説明いたしますと、まず1点目が、環境政策課と連携いたしまして、月1回の市民一斉ノーマイカー運動推進キャンペーンを実施しております。こちらについては、事前に登録された方に、毎月のキャンペーン参加時にバス運賃が半額となるエコマルパスを交付するという事業と併せて実施、啓発をしているところでございます。

2点目が、県が取り組むノーマイカー運動でございます。こちらは6月、12月あと10月の第3金曜日、こちらを取組月間と定めて取り組むものでございます。

3点目が、目的は交通弱者の移動支援としておりますが、公共交通の利用促進もつながります高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業を、令和4年度から実施をしているところでございます。

あと4点目として、先ほども御説明いたしましたが、市内を運行する防長バス、中国JRバスに対して、交通系ICカード、ICOCAの導入経費の一部を補助しております。

す。

あと5点目、先ほど商工会議所や商工会との連携もというようなお話がありましたけど、こうした連携は現在行っておりませんが、市内の事業所に対するノーマイカー運動推進の取組を通じた公共交通の利用促進については、環境政策課のほうで実施をしております光市地球温暖化対策地域協議会に加入している市内の各事業者に対しては、ノーマイカー運動の情報提供等を行い、啓発を図っているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

今のお話の中で、着実に進めることがとても大切だと思います。

公共交通計画の中で、市民へのモビリティ・マネジメントとして、交通情報の冊子の配布とか、利用促進の説明会の開催とか、そういうものを行っておられるんですが、その説明会の実態といいますか、それはどのような状況ですか。

○坪根公共交通政策課長

市民へのモビリティ・マネジメント、いわゆる公共交通を利用する意識の醸成や啓発ということでございますが、まず1つ目といたしまして、交通情報冊子につきましては、光市公共交通マップを作成いたしまして、市役所、あいはら、大和支所等々に設置することと併せまして、本年5月頃の広報でも作成した旨を周知しているところでございます。

また、2点目の利用促進の説明会の開催実績でございますが、出前講座等の申込件数は現時点でゼロ件となっております。また、説明会とは少し異なるんですが、高齢者バス・タクシー運賃助成パイロット事業の交付申請窓口において、申請者に対して公共交通マップを配布し、また、公共交通の利用方法についても、個別に御説明をさせていただいているところでございます。

3つ目といたしまして、ノーマイカー運動の効果につきましては、具体的な参加人数を把握はしていないんですが、環境政策課に確認をしましたところ、市民一斉ノーマイカー運動推進キャンペーンの参加時にバス運賃が半額となるエコマルパス、この登録人数が95人というふうに伺っております、これらの方々には路線バスの利用促進に御協力をいただいているというふうに理解をしております。

以上でございます。

○森戸委員

乗って守るという点については、今現時点でもたくさんの施策がありますので、いま一度、原点に立ち返ってやっぱりこういうものを地道に積み上げていくということが大切なのかなと思います。そういうことの周知が一番大事だと思うんですが、乗って守ろう公共交通ということで、広報なんかを使ってキャンペーンを張る、そういうことも必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

それプラス、一つの町だけではなくて、周南3市での連携とか、そういうことも視野

に入れたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

乗って守るということでございますが、地域公共交通計画にも市民とともに守り支える公共交通の推進という項目で、今、委員御案内のありました乗って守るということを基本に、市民や来訪者の利用促進に努めるということを位置づけております。公共交通に乗ってもらうことは、まさに公共交通を守る上で重要な要素の一つでございます。

本市のバス事業は、広域で運行されているものも多いので、県や関係自治体との情報共有、意見交換を引き続き行いまして、市民や企業、行政が一体となった効果的な利用促進の取組の手法につきましては、光市地域公共交通計画会議も含めて、引き続き様々な視点から検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解いたしました。これだけ地域も頑張っているということであれば、事業者も頑張ろうという気が起きるかも分かりませんので、そういう気にさせないと公共交通は残らないと思いますので、原点に立ち返ってみんなで乗ろうよというところから、初めて公共交通を守るという形の気分を、気分というか空気を醸成していただけたらと思います。

以上で終わります。

○田中委員

時間も時間なんで、ちょっと絞って3項目、先行委員と重なるところもありますけど、質問させていただけたらと思います。

まず、立地適正化計画策定事業ということで、今回、居住誘導区域を策定するというところで進めておりますが、進捗状況について、先日、光市都市再生推進協議会も8月末に開かれましたので、その報告をいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

委員、御質問の8月30日に開催した光市都市再生推進協議会でございますが、これは、都市再生特別措置法の規定による立地適正化計画の改定について、学識経験者や関係団体を代表する方々と協議するために開催したものでございます。当日は17名の委員の方と2名のオブザーバーに御出席いただき、光市立地適正化計画の概要、今回改定に至った経緯、計画改定に当たっての視点として、防災指針の設定や居住誘導区域の設定、今後のスケジュールなどについて御説明を行い、質問や意見などを伺ったところでございます。委員の方からは、空き家が増加し、高齢化が進む町をどのように活性化していくのかや、居住の誘導を進めるためには誘導施策が非常に重要となる、などといった意見や御質問がございました。

以上でございます。

○田中委員

今、意見がこういうのがあったということでお聞きして、今まで都市再生推進協議会の中で居住誘導区域を定めるとなったときに、識者の方たちからハザードマップの関係もあって、いま一度立ち止まるべきだという声で延期した部分があったかと思いますが、その分で先ほど話の中にちょっと防災指針というお話もありましたけど、今の現状に対応した防災指針を定めて、居住誘導区域を定めていくんだということを方針として示して、スケジュールをお示ししたという理解でいいんですか。

○山本都市政策課長

防災指針の設定についてや、居住誘導区域の設定、それに伴い今後どういう形で進めていくかのスケジュールを御説明させていただきました。

以上でございます。

○田中委員

だから、それを説明した上で、今まで識者の方たちから立ち止まるべきと言われてた部分が、特に意見の中でそれについてはなかったの、それでよしというわけではない、特に意見がなかったから、それで進めていくんだということで、意見がなかったということで理解を得たという理解でいいんですか。

○山本都市政策課長

今回の協議会におきましては、委員の方からは、水害の発生した区域において居住誘導区域の設定を検討することなどについての質問や意見などは、特にございませんでした。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。であるならば、今から防災指針を定めた上で、居住誘導区域の策定に取り組んでいくという流れで再確認になるかもしれないけど、そういう理解でいいですか。

○山本都市政策課長

そういった流れで進めていこうと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。

次に、先ほどキッチンカーの出展ということで、光駅南口の市営駐車場のトライアルサウディングの話についてなんですけど、目的と現在の条件については、もう先行委員の中で回答ありましたが、今13の申込みがあるということで、多いなということが正直

な感想なんですけど、すみません、そもそも何台の出店を募集していたのかという部分と、あとエリアを地図で示されてたんですけど、あそこのエリアにこの13台全てが入るものかどうかというところで、教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課長

募集の最大数はちょっと今手元に資料がないんですが、13台については、枠をそれぞれ時間帯によって枠を設けております。

以上でございます。

○田中委員

13台が入れ替わり立ち替わりで決められた枠の中で営業するという理解でいいということですか。

○山本都市政策課長

そのとおりでございます。

以上でございます。

○田中委員

それで、これまあすごい大きな反響な状況だと思うんです。トライアルサウンディングということで、出店してみて状況を聞いてということなんですけど、これ目的として、先ほど説明もあったんですけど、場所的に私見て駐車場のいわゆる動線上の島のところにあったもので、駐車場利用者への影響とか、例えば駅から歩いてくる利用者への安全対策というのがちょっと不安を覚えたんですけど、その辺の考えについてお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

先ほど何台が一度に出店できるかということですが、7台程度が一度に出店可能でございます。

次に、安全対策というところでございます。設置する場所につきましては、現在設置する場所は、光駅に最も近い東側の駐車場区画を検討したところでございますが、障害者用の駐車スペースがあり、障害者の方の利用を優先したため、駐車場入口付近の西側で実施しているところでございます。安全対策の面では、光駅南口駐車場の敷地内でキッチンカーで買物をされているため、歩行者と駐車場を利用される車両との交差が避けられないことから、通行に際しては双方に注意していただく必要があると考えております。そのため、歩行者と車両双方に注意喚起を促す看板、コーンの設置や駐車場管理による駐車場利用者への声かけなどにより、安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

ぜひ事故のないように取り組んでいただけたらと思います。また、情報発信をして少しでもにぎわいができるように取り組んでいただけたらと思います。

にぎわいづくりという部分で、実際にトライアルサウンディングでやってみてということなんですけど、これ目的として、ここではずっとできないわけというものもあって、基本的にその情報を何に使うのかという部分で、今基本計画の変更等を行っていると思うんですけど、そこにも反映される可能性というものはあるんですか。

○山本都市政策課長

基本計画の変更というのは、光駅の基本計画だと思うんですが、今見直しの検討を進めているところでございます。この情報の一つとして検討してまいることとなろうかと思っております。

以上でございます。

○田中委員

はい、承知しました。

それと、あとこれだけ反響があるという部分で、先ほど先行委員も言いましたが、岩田駅前コンパクトシティ取り組んでますが、同じように島田駅もですけど、ロータリーがあって、そこにキッチンカーの出店の可能性ってものすごい実はあるんです。その中で、反響を見て実際地元での起業につながったりとか、まちづくりとか魅力づくりというものにつながっていくというのがあります。土地が誰が持っているのかという部分はそこまで私も調べてないんですけど、経済部が起業とかにはなるんですけど、その駅のロータリーの権限で言ったら、ここになるという感じなので、ぜひ調べていただいて、特に、岩田駅前とかもうコンパクトシティ取り組む中で、県道の何が張りつくのかというのを皆さんすごい注目されてますので、そういった場づくりをして、応援もしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

最後、3項目めが、先ほどのJRバスについてなんですけど、先行委員も大分お話をされて、経営については、私も正直まだできたことはあったんじゃないかなと思っているのは正直なところでございます。ただ、今できることをしたいなという思いで今回質問させていただくんですけど、まず、県とも相談しながらいろいろ取り組んできたという中で、やはり多数の方から意見を聞いて、取り組んでいくことが自分たちで考える以上の気づきがあったりするんじゃないかなと思う部分で、公共交通協議会を開催して関係者との情報共有また意見を聞くという場が必要だと思うんですけど、改めて公共交通協議会を開催する予定はないのかどうか聞かせていただけたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

公共交通協議会の開催ということでございますが。まず、委員への情報提供という意味で申し上げますと、中国JRバスが廃止を公表した8月7日の翌日には、文書にて公共交通協議会の委員に情報提供を行ったところでございます。現時点での会議の開催は、

具体的にこの日というのは想定しておりませんが、代替案となる公共交通の姿が一定程度見えた段階では会議を開催し、その仕組みについて意見を諮ることは検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

お願いします。

それと、ここまで市の執行部のほうでいろいろと考えて取り組まれてきて、先ほど副市長のほうから、我々の頭で考えることを全て取り組んできたというような話があったんですけど、改めて、J Rバスの現状を聞くと4,000万円ぐらいの赤字があったというお話の中で、本当に大変な中でよく今までやってくれてたなというのを実感しているんですけど、期間もございましたので、現在2者に調査委託もしているということなんですけど、市として中国J Rバスの経営分析をどのようにされているのか、期間も大分ございましたので4,000万円赤字の理由の分析、そして実利用者数、市の主要施策の評価等ですと、推計の人数で上げていますので、実利用者人数の分析等どのようにされているのかをお聞かせいただけたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

赤字の理由でございますが、令和4年度収支では、中国J Rバスが約4,000万円、西日本バスネットサービスが運行する、ひかりぐるりんバスが約190万円の赤字ということでございます。これは市の補助金、両社合計で令和4年度には1,860万円の補助をしておりますので、その補助を入れた結果、なおこれだけの赤字が出ているという状況でございます。赤字の理由でございますが、収入につきましては、まずバス利用者が減少して運賃収入が減少しているということが主な理由となります。また、支出、歳出の面で言いますと、中国J Rバスでは、社の基準に基づきまして、人員確保や車両の購入等に必要な経費を計上しておられますが、その結果、収入が支出を上回っている状況が生じているということでございます。

また、利用の実数でございますが、中国J Rバスにつきましては、年間延べ約28万人、ひかりぐるりんバスが年間延べ約1万5,000人が利用しているということで、これは前年度の数値となっております。これは民間事業者が行う乗降調査による推計値でございます。現状どれぐらいの利用者があるかということについては、定期券の販売データでありますとか、ICカードの現行の利用状況、こうしたものの提供を中国J Rバスのほうに求めていきまして、実際の現時点での利用者数の把握には努めてまいりたいと考えております。

また、市といたしましても、ぐるりんバスにつきましては、独自に乗降調査を実施したところでございますし、また、個別の利用状況を把握したい部分につきましては、市職員が実際に降車人数を確認するというようなことも、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

今までどうされたかという部分でちょっと具体的に答えられないかもしれませんが、例えば、推計の人数と実人数の差がどうだったかのとか、客観的に見て、社用とか人件費という部分もありましたけど、バスの運転手、人件費の部分が普通の民間事業者よりも高いから、それがいわゆる、まほろばの分析したときと一緒です。人件費が高いから赤字要因になっているとか、そういう具体的な部分は分析はされていないんですか。

○坪根公共交通政策課長

具体的な金額とかちょっと申し上げることはできないんですが、中国JRバスの人件費、人員確保については、一定の基準の中で人件費に対して予算を投入しておられますので、その部分については赤字額が減少する要因の一つ、他社と比べて高くなっております。また、車両の購入につきましては、現行導入されている車両が防長バスの車両と比べると、少し大きい車両となっておりますので、この辺についても、経費が他のバス会社よりはかかっているところがございます。

以上でございます。

○田中委員

何が言いたいかというのと、調査委託しているんですけど、こちら側で分析して、こういうことを課題解決したら運行に向けていけるよというお互いのやり取りだと思うんですけど、そこをできるところで全部やって取り組んでほしいなという部分があったので、ちょっと聞かせていただいたんですけど、口ではなかなか説明しにくいのかもかもしれませんが、ぜひどうやったらできるという部分に全力を尽くしていただきたいと思います。

廃止届出すときには3年分の経営のものを出すようになっていきますので、ルールで、3年といっても、コロナ禍の中のものなので、そんないい数字ではないと思うので、その前も含めて、ぜひ中国JRバスさんのほうから情報提供いただいて分析をして、課題解決に取り組んでいただけたらと思います。

あと、アイデアを教えるということで、副市長のほうからもあったので、一つお話し可能性があるのかなということ、提案をさせていただけたらと思うんですけど、一般的にも今までバスの運転手確保が難しいんだということと言われておりましたけど、例えば、交通事業者と合同会社を立ち上げるとか、いわゆる消防とか職員でも大型免許を持ってらっしゃる方がいらっしゃいます。そういった方に再任用という形で二種免許も取っていただいて出向とかいう形で、運転手を確保することができないものかと思うんですけど、その辺について、もし、前例ないと思うんですけど、お考えがあればお聞かせいただけたらと思います。

○坪根公共交通政策課長

例えば、市の運転免許を持つ職員の出向という視点での御質問だと思いますけど、現

時点では、バス事業がどうしても民間企業の営利事業というような位置づけとなりますので、ここに市の職員を直接的に派遣して直接支援するということは、ちょっとハードルが高いのではないかなというふうに現状では考えているところでございます。

一方で、中国 J R バスや西日本バスネットサービスの運転手、これが次のバス事業者に雇用されるということについては、全く支障がないものでございます。こちらについては、民間事業者と民間事業者の協議調整案件となりますので、なかなか市の立場でこうしたいというようなお答えはちょっと難しいんですが、実際にそういう話も社同士では情報交換されておられます。結果はどうなるか分かりませんが、状況についてはしっかりと注視し、意見交換の場には出席をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

ありとあらゆる手段を使って、市民の足の確保に取り組んでいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○萬谷委員

ちょっとすぐ終わりますので、今から質問するのは、明確に否定してほしいんですけども、いろんな市民から声が聞こえるんです。光駅の整備が、まず若干おじゃんになってしまった。そして今回 J R バスがちょっとわーっとなっているということで、光市と J R グループがすごく仲が悪いんじゃないかとかって言って、何か仲たがいでいるんじゃないかというところを市民から聞くんです。明確にちょっとまず否定してもらいたいなというものがあるんですが、いかがでしょうか。

○松並都市政策部長

私、次長時代、課長時代に、光駅拠点整備を担当させていただきまして、この4月からは、公共交通のほうも担当させていただいております。

西日本旅客鉄道株式会社と中国 J R バス株式会社、両方の交渉に参画をさせていただいておりますが、委員が言われるような心配はございませんことを、明確にお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○萬谷委員

ありがとうございます。

今回、特にバスの問題、駅もあるんですけども、いろんなところでやっぱり何やってんねん J R とかという気持ちも分からんでもないんですけど、例えば、光駅の前のロータリーなんかは J R の持ち物だとか、今から J R とは友好関係も必ず必要なところでございますので、当然バスのほうも何とかしてほしいんです。例えば、先ほど言いましたように、今、光市を動いている運転手さん、もしくはバスを譲り受けるとか、そういう

可能性もあるので、いろんな意味で言いつつも友好関係を保ってもらいたいというところもございますので、ぜひ、その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

あくまでも市民の声だったので、それは明確に私も否定しておきますので、でもやはりいろんな意味で友好関係、先ほど言いましたように、多分島田駅の前のロータリーもそうじゃないかなと思うんですけども、分かんないですけど、そういう意味ではJRと友好関係を結んで、しっかりとこれからいろんな意味で、例えば、それと、あとやっぱり僕らだからできるのかもしれないんですけど、会議とは別のロビー活動みたいなものちょっとできればいいかなと思っておりますけども、できない、それはもう例えば市長とか副市長の役目かもしれないんですけども、いろんな意味で会議の後にとか、そういうちょっと話とかというのも個人的にいろんな話ができると思いますので、そういうところも含めて、光市のために思っ、て、ちょっと総合的に考えていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上でございます。

○笹井委員

バスに絞って、ちょっと何点か、お尋ねします。

アイデアをとということですけど、私は、とにかく早く代替の形が見えるようにして安心させていただきたいというのが考えですが、ただし、ここに至ったところで、押さえておかないといけないこともあるので、ちょっと確認の質問をします。

JRに対しては、一応今、補助金が出ていますが、何年間で幾ら出したのか。そして、補助金は赤字額に対しての補助金なのか、それとも赤字路線に対しての、その距離に対しての補助金なのか、そこをちょっとお願ひいたします。

○坪根公共交通政策課長

まず、中国JRバスへの補助金を今までどれくらい支払っているかということですが、まず、中国JRバスにつきましては、室積公園口、下松タウンセンター線、これにつきましては、平成30年度から補助を開始しておりまして、平成30年から令和4年度の5か年で約2,300万円を補助しております。

もう1つ、室積公園口から光総合病院線への補助につきましては、令和元年度から開始しておりまして、令和元年から令和4年の4か年分の合計で約1,400万円を補助しております。

次に、ひかりぐるりんバスでございますが、こちらにつきましては、平成16年度から補助を開始しておりまして、平成16年から令和4年度の19年分で約8,300万円を補助しております。

これらを全て合計いたしますと、約1億2,000万円の補助を支出したことになります。

もう1つ、光が補助している路線バスの補助の考え方について御質問いただきました。まず、補助の考え方につきましては、市民生活に必要な路線として市が運行を補助すべき路線として認めた路線について、その路線の運行に必要な標準的な経費、これを積算いたしまして、そこからバスの運賃や、国や県の補助路線であれば国や県の補助金を引

いた残り、これを市のほうで補助しております。

また、複数の自治体を走る広域路線、ここで言いますと、室積公園、下松タウンセンター線でございますが、これにつきましては、運行距離の案分により下松市と光市の補助額を決定しております。

以上でございます。

○笹井委員

今、補助の考え方は分かりましたが、ただ、赤字額を国・県・市で補填したのであれば、単年度赤字にならないのではないかなという考え方もできるんですけども、それは、やはり補助したとしても赤字になるということなんでしょうか。

そして、その赤字になるということを、普通、補助金であれば、当初の申請書もしくは実績報告書のときに数字で、幾ら赤字があります、収益がありますよというのが出されてきますけれども、そこは、今、光の中国 J R バスがどれだけ赤字になっているかというのは、担当部局としては把握されていたのでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

まず、中国 J R バスのバス路線全体で赤字が発生していたかどうか、それについては補助金の交付申請の段階で、先方からの情報提供により把握をしておりました。

また、赤字の補填というようなお話もありましたけれども、あくまで補助事業でありますので、標準的な経費というものを見積もった上で補助額を決定することとなりますので、その標準的な経費を、先ほども少し御説明させていただきましたけれども、実態として中国 J R バスさんの運行経費というのは人件費や車両等の経費により標準的な経費を上回っておりますので、こちらについては補助対象外となりますので、社のほうで負担していただくようなルールとなります。

ですから、室積公園口、下松タウンセンター線や総合病院の路線についても補助をしておりますが、その補助している路線につきましても標準経費を上回っているという理由から、いわゆる社が言うところの赤字額、これは補っておりませんし、補うような制度にもなっておりません。

以上でございます。

○笹井委員

私も、ここ十数年の J R バスの時刻表を全部繰って調べてみたんですけども、随分現場レベルでは工夫をされておられる。

例えば、千坊台線とか千坊台循環線をつくった、あるいは光総合病院を2019年につくった、あと光高校前行きを2022年からつくって、今年は増便されておる。こういう路線をつくる際のバス停の設置というのは、たしか、今まで市の予備費でされていたと思いますが、バス停の設置とか、のけるのは、これは市のお金で、市の事業としてやられるのでしょうか。それとも、J R バス側の事業なんでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

ケースによって異なるんですが、光高校下バス停につきましては、まさに収支改善の視点から、中国JRバスのほうが需要のあるところに路線バスを回そうというお考えの中で新たに設けられた路線でありまして、これは会社の発意により設定したバス路線でありますので、会社のほうで設置経費は全額負担をされております。

一方で、光総合病院の新設に伴いましてバス路線を新設する際には、こちらのほうがバス事業者に新設をお願いしたという経緯から、光総合病院のバス路線へのバス停については、市の予算で対応しております。

ですから、発意者が誰かによって、バス停設置経費の負担者が決まるというような仕組みでございます。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。市の負担の場合でも年度末が多くて、予備費適用に過去、なったりもあったと思いますので、なかなか補正予算が上がってこないの分かりづらいんですけども、とにかくJRは本当、毎年何かしら収益を改善しようとしていろいろされている。

一方で、七、八年前ですけど、最終便が7時半になったときは、これ、地元新聞でも大きく取り上げられましたけど、わずか1年で8時台のバスを復活させていただいているということで、本当、JRの事業としては、現場の方が頑張っているんだと理解をしております。

ただ、今回、光のJRバスがほかのバス路線と違うのが、188号線は、やっぱり防長バスとのダブルトラックという中での1社が撤退するという状況で、じゃあ当然、防長バスさんのほうは今後どうなるんだと、そこが今、委託調査中に出てくるかと思えますけれども、そういう状況があったりする。

あるいは、駅から、光市は分散型と言いますが、188号と山陽本線、2本の交通軸があれば、ほぼ主要な都市を結べるわけで、実際に188号のときは県立高校が1つ、私立高校が1つ、国立の小中学校が1つずつということで、私はまだ可能性として見込めるのではないかと思います。

一方で、いろんなイベントなんかもやっていく必要がありますし、私も公園口の終点のほうにおりますけれども、一応、骨董市を月2回、やっていますが、1回で七、八人は必ずバスのお客さんが来る。また、コスプレイベントも大和でやったり、牛島でやったり、普賢寺でやったりしますが、このとき、中高生が多いから、結構十何人、バスで来るんです。

今まで、いろいろデジタルスタンプラリーなんかも提案して、今、宇部線なんかデジタルスタンプラリー、まさにもう来月からエヴァンゲリオン第3弾が始まるということです。

やっぱり、交通政策、地域政策も兼ねて、そういう主要な公共交通を促進するためのイベントあるいはゲーム、デジタルスタンプラリーみたいなものは取り組まれる気はな

いんでしょうか。

○吉本副市長

交通計画の中にも観光客の利用促進、この辺の趣旨は、これは今、笹井委員が言われた、いわゆるイベントなんかを通じてそういう利用者呼び込んでいこうといった趣旨のもので、それについては可能な限り、また市内のいろんな関係部署とも連携を取って、その辺は考えてみたいというふうに思います。

以上です。

○笹井委員

県内いろいろ見ますと、本当に美祢線も今、止まっておりますし、岩徳線は駅カードみたいなものをやったりしてしまして、本当に苦しいところで苦勞しておる。

ちょっと私、やっぱり山陽本線というのは、幹線であるがゆえにそういうことをあまりやってこなかったなど、特に光もやってこなかったなど。運賃補助はやってはいますけれども。

そういうことは、やっぱり乗ってもらおうという地元の取組というのもやれば伝わると思うんです。それが今回、ちょっとこういう事態になりましたけれども、そういうことを考えながら、また代替の案が出てくるのをちょっと待たせていただきたいと思いません。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

まず、バスからお聞きしたいんですが、市長が諸般の報告でこの発表があった後、防長交通と近鉄のタクシーのほうに行かれたときに、継続をお願いしますというようなお願いをされたときに、防長交通のほうは188のほうは何とかなるかも分かんが、ぐるりんバスのほうは難しいような言い方をされたように私はお聞きしたんです。それで、近鉄タクシーのほうは、なかなか難しいようなことを言われたようにお聞きしたんですが、それのときに、乗り合いバスじゃなくて相乗りバスにと言い換えられたんですが、そのところの乗り合いバスと相乗りバスの違いを教えてください。（「いや、相乗りバス」と呼ぶ者あり）

○委員長

どちらでも、説明してください。

○坪根公共交通政策課長

相乗りという仕組みについては、お互い同士が声をかけて一緒に乗る、いわゆる知り合い同士が乗る、これが相乗りです。

乗り合いというのは、バスのように全然知らない者同士が乗って、運賃を払って同じ車両に乗って目的地まで移動する、これがいわゆる乗り合いという仕組みになります。以上でございます。

○大田委員

それのときに市長がわざわざ言い間違えたと言ってきちゃったのが、乗り合いが相乗りにとこういうふうに私はお聞きしたんですが。

○坪根公共交通政策課長

乗り合い事業と言わなくちゃいけないのを相乗り事業と言ってしまったので、意味が変わってくるので、訂正をしたということでございます。以上でございます。

○大田委員

そうなの。私は違うように取ったんですが、それで、なかなか難しいような感じで言っておられたんですが、そのところで、今から3月に向かってJRが撤退されるとなると、バスの増便、バスを買う。それか、よそから借りてくるとかする。防長交通のほうは、一応はある程度持っているから、それを回さないといけないようになるんだろうと思うんです。

近鉄タクシーの場合は、本社の大阪のほうから持ってくればいいんでしょうが、こっちで運行するとなると、買うとかになると、そこで予算なんかが当然発生してくると思うんです。

もう、今から急にやるとなると、購入資金なんかがなかなか難しかろうと思うんですが、今からやって、10月までと言って、来年の3月で、そのところはできるんでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

現在、委員がおっしゃるように、車両の確保をどうするかということも当然協議の中の項目として挙がっておりまして、先日、防長交通株式会社と周南近鉄タクシー、そして私どもで協議を行った際にもそうした話が当然出てまいりました。

現時点で、具体的な資金繰りも含めて、どのような手法で確保するかということは決定しておりませんが、そうした車両の確保、資金も含めて、どのような車両をどういう手法で、いつまでに確保するかについては、調査の中で示していきたい、整理していきたいと考えております。

以上であります。

○大田委員

それは防長交通の場合で、近鉄タクシーの場合は普通タクシーであるから、大型二種運転免許証を持っておられる方は少ないだろうと思うんですが、その運転手さんの確

保なんかもいろいろ厳しいだろうと思うんですが、そののところはどういうふうに考えておられたんですか。

○坪根公共交通政策課長

まず、いわゆる大型車両といいますか、バス車両については、運行ノウハウもないので、周南近鉄タクシーのほうからは難しいとお伺いしているところでございます。

そうした中で、どのような対応策が考えられるかというのは、車両も含めて今、先ほど申し上げましたように協議をしているところでございます。

今、委員から御指摘があった運転手でございますけれども、当然、周南近鉄タクシーにはタクシー車両、普通運転免許の二種を持った方というのが当然いらっしゃると思います。

仮に、大型車両を運行するということになれば、29人未満の中型車両であれば、限定解除という手続を運転免許上、取れば、マイクロバスについては運転ができるようになります。

また、それ以上の大型車両については、大型車両の免許を取得する必要がありますので、そうしたものにどれぐらいの期間を要するか、また、それ以前にそういう免許を取ろうという従業員がいるかどうかも含めて、現在、社内調査を実施していただいているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、難しい面がいろいろあって、今から約半年の間に、10月までに出して、10月からといたら、また余計、4か月ぐらいの間でやらずにちゃいけないというので、当然向こうに、もし相手方の防長交通とか近鉄タクシーなんかは今からやるとなると、すごい無理なスケジュールを強いるようになると思うんです。

そのところは、市としては何か、どういうふうな応援か補助か、そのようなもの、お考えがあるかどうか。

○坪根公共交通政策課長

現在、委託調査を実施しておりますが、その中で、成果物を10月末の時点で市のほうに提出していただく。報告書を提出していただく予定としております。

その中では、当然、需要分析等の結果ももちろんなんですが、車両や人員の確保ができるかどうか。できるとしたら、どれぐらいの経費がかかるかというようなことも、調査の中で見積りをしていただく予定としております。

それを踏まえて、運行にどれぐらいの経費がかかる、あるいはどれぐらいの支援が必要だということも、社のほうからは一定の整理がされると思いますので、まずはその調査結果を見てから、委員御案内のような支援の仕組みについては改めて検討してまいりたいと思います。

現時点で、やる、やらないも含めて、この時点でお答えすることはちょっと難しい状況にあります。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうには、10月に出るのではないかというふうに言われているんですが、そういうふうにはいろいろな難しいことが出てくるわけです。

それで、急に来年の4月から運行せえと言っても、そのところが非常に無理があるということを見ると、JRのほうにも来年の3月ではなくて、もっと引き延ばしをお願いするということは、今まではできないと言われているのですが、そのところがもう少し、もう半年ぐらい引き延ばしとかいうことはお願いできないのでしょうか。半年か1年なんか。

○坪根公共交通政策課長

先般、中国JRバスと意見交換をする中で、廃止の手続はというようなこともお伺いしたのですが、社としては予定どおり廃止の手続を進めているということでございましたので、来年の3月末をもって廃止するということは、現状では変更できないものというふうに認識しております。

その上で、市といたしましては、来年3月末、4月以降の代替手段の確保に向けて、今、委員御指摘のように調査事業に取り組んでいるところでございますが、スケジュールがタイトじゃないかというような趣旨の御提言もあったと思いますが、このスケジュール感については現在、受託事業者2社とも共有をしておりますので、そのスケジュールの中でどのような対応ができるかというのは、この調査事業の中で、私どもも直接、協議の中に入りますけれども、共に整理をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

何度も言わせてもらわんじゃが、そういうふうにはタイトなスケジュールであるから、新しく、代替の防長バスとか近鉄タクシーなんかをやったら、どうしても無理が行くということになると、どうしても引き受けられにくいと考えざるを得ないわけです。

それを、もう少し余裕を持ってできるようにするというのも、市からJRのほうに要望するのも1つの手じゃないかと思うんです。

今の答弁だったら、もう、来年の3月に打ち切られる、それは決定事項だというようなことではあります。でも住民の足を考えると、そういうふうな要望をJRのほうに、もう少し引き延ばしをしてもらえないかとかいうのはできると思うんですが、そのところは今、お考えがないようにお聞きしたんですが、やっぱりそれは、そのような交渉事というのはあるんじゃないかと思うんですが、松並部長なんか、非常に友好的な関係とかいって答弁されちゃったんですが、そこにおいてできないんでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

委員の御心配の思いは、こちらとしても十分認識はしております。

ただ、先方との交渉の中で、準備期間があまりにも短過ぎるということは、当然、我々も先方に対して指摘をしたところでございますが、先方からの協議の中では、なかなか廃止までに、例えば3年後だよというふうに区切って廃止を表明しなければならないとか、そういった法令的なルールはないということが先方から話があった上で、この廃止の方向については、このまま進めていく方針であるという協議の結果となっております。

先ほども申し上げましたが、現状、社のほうに改めて確認したところ、もう予定どおり、来年の3月末をもって廃止をする事務手続を現在、進めているということでございましたので、残念ながらこの方針が現時点で変更となる可能性はないものというふうに受け止めております。

以上でございます。

○大田委員

できないと思っておりますけれども、相手方と交渉したのは、今、私たちがお聞きしているのは、12月27日にJRからの報告があって、3月5日に光市長と下松市長と県の関係の方がお伺いして、4月に文書で通告があって、8月に記者発表があったというふうにお聞きしているんですが、交渉事というのは1回しかされていないというふうに、何回もされたのかも分かりませんが、私は、その1回しかされていないようにお聞きしているんです。

それは、向こうからの通告を一方的に受けて、今に至ったような感じを覚えるわけです。そこで交渉事というのは何回も行って、どうしてもだめよとかいうんだったらあれですが、私どもがお聞きしている限りでは、1回しか行っていないようにあるんです。あとは向こうからの通告だけよ。それで、そうですかと受けるのかということも考えるんですが、そのこのところの交渉事というはもう少しあったんですか。多分、なかったと思うんですけど、どうでしょうか。

○坪根公共交通政策課長

交渉につきましては、昨年12月27日に、先方の担当者から私どもの担当者のほうに令和6年3月末をもって廃止するというものが伝えられて以降、適宜上司、部長はもちろん市長まで報告した上で指示を仰ぎながら、先方との交渉は当時の部長あるいは私が、必要に応じて下松市とともに本社に出向いて交渉するなど、必要な交渉は続けてきております。

ですから、3月の、例えば、さっき委員から御指摘のあったような下松市と光市が書面で、連名で要望したというようなことのみをもって交渉であったということはありません。

その前後に事務的なものも含めて、私どもが適宜市長の指示を仰ぎながら交渉を続けてきております。

以上でございます。

○大田委員

そうしたら、そこで事務方が、JRの本社ですか、広島支社ですか、あれに直接行って何回か交渉したという事実はあるということですか。

○坪根公共交通政策課長

それはございます。

以上でございます。

○大田委員

どのくらいかは分かりませんが、大体どのくらい交渉。さっきの市長が3月に行くまでにどのくらい行かれたんですか。

○坪根公共交通政策課長

直接、先方の職員と対面で協議をしたのは計6回でございます。それ以外に、メールでのやり取りや電話でのやり取り等を密に実施しております。

以上でございます。

○大田委員

それのときには、廃止をやめてくださいということだろうと思うんですが、そのときにもう少し、やめるのを延期してくださいとかいう交渉事もされたんですか。

○坪根公共交通政策課長

それは協議のときに伝えております。

以上でございます。

○大田委員

そういうのはいろいろされたようにお聞きしたんですが、やっぱり光市民にとっては、JRバスが今、運行されて、代替交通もなかなか難しいということになると、どうしてもJRバスがもう少し、代替交通が見つかるまでは運行してもらいたいと思うのが当たり前と思うんです。

執行部の方もそうだろうと思うんですが、そういうふうに、どうしても代替交通がない場合は、市民の足に直接迷惑がかかるわけですから、公共交通であるから、どうしてもそここのところは確保しなくちゃいけない。

そここのところはもう少し考えて、皆さんにいろんな情報提供なんかをして、それならこういうふうにしましょうかという御意見なんかもお聞きしたりされたほうが、私はいんじゃないかと思しますので、ぜひとも、今後ともそのようにしてもらいたいと思います。よろしくお願いたしたいと思います。

次に、盛土についてちょっとお聞きしたいんですが、近年は盛土による土砂災害とか

いうのがあるんですが、そのとき、光市としては盛土なんかに対しての検査とか状況とか、それで宅地開発の状況とか検査とか、どういうふうに行われているのかお聞きしたいです。

○山本都市政策課技術担当課長

過去に開発行為で行われた宅地造成であったり、そういった箇所については、梅雨前など年に2回程度、現地の確認に担当者が行っております。

以上でございます。

○大田委員

宅地開発の調査なんかも年に1回行くんですか。それとも、宅地開発というのは、2年も3年もかかると半年でかかったとか、1年でかかったとかあると思うんですが、検査というのはどういうふうに行われているんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

開発行為の後につきましては、2年間は道路などが下がったりとかした場合には業者に直してもらする必要がありますので、2年間はこちらのほうで経過観察しております。

以上でございます。

○大田委員

盛土の場合はどういうふうに行われているんですか。それは、1年に一遍の梅雨時期とかだけで終わっているわけですか。

○山本都市政策課技術担当課長

盛土の箇所については、梅雨時期のパトロールのみを行っております。

以上でございます。

○大田委員

宅地開発でも、この間、御指摘させていただいたんですが、立て看板なんかを立てないでということもあったんですが、そういうふうな場合、なかなか目が行き届かないかも分かりませんが、それなどもやっぱり、その周りを通る場合なんかにはしっかり目視というんですか、そういうのもして、確認、検査というのをやってもらいたいと思うんですが、今後ともそのように、ぜひとも1年一遍ではなくて、再々やるような感じでやってもらいたいと思います。よろしくお聞きしたいと思います。すみません。

それから、駅についてちょっとお聞きしたいんですが、基本計画で三、四十億円の価格が出たんです。それから、基本設計において62億1,000万円という設計価格が出たんですが、それは光市が予算を組んでやられたんですか。それとも、JRからのほうの予算で出たんですか。

○山本都市政策課長

概算費用の算出をどこがしたかという点かと思いますが、これは、光市が発注した基本設計業務で専門のコンサルタントが概算費用として算出したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、設計コンサルタントが出されたのをそれ、光市が承認して、光市が出したようにでしょう。違うんですか。JRが出したから、それをそのままということですか。違うでしょう。

これは多分、私は、三、四十億円の基本計画の予算やら62億1,000万円というのは、それを基に光市が出した金額と思うんです。

○山本都市政策課長

概算費用の算出は、高度な専門知識が必要になることから、専門のコンサルタントが算出作業をしたものでございます。

その算出した概算費用を、市が概算事業費としてお示ししたものでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、市が出したということになるわけですね。

○山本都市政策課長

市が概算事業費としてお示ししたものでございます。

○大田委員

そうなると、いろいろ答えられると思うんですが、それによって、諸般の報告で現在の基本計画そのままというのは断念せざるを得ない。しかしながら、光駅のバリアフリー化は本市の喫緊の課題であるというので、私自身の思い、迷いもなく、今後とも鉄道事業者と協議を継続し、整備に向け、実現性や優先度といった観点から基本計画の見直しを進めてまいる所存でございますというふうに言われて、バリアフリー化のほうは喫緊の課題であるから、基本計画じゃなくて設計なんかをいろいろ見直してやられるというふうに感じておるんです。

そのときに、光駅前広場等基本設計業務が800万円で事業費として出された。そのとき、基本設計62億1,000万円の中に入っていると思うんですが、お幾らぐらい入っているんでしょうか。

○山本都市政策課長

基本設計業務の800万円と言われるところが、理解がちょっと難しいところなんです。

○大田委員

3年度版の主要施策の成果で載っているんですが、光駅南北自由通路等基本設計業務委託、それと、その下に光駅前広場等基本設計業務委託というのが出されているんです。

それで、光駅南北自由通路等基本設計業務委託というのは、JRのコンサルティング山口営業所のほうに出されているのは、それは分かっているんです。それだが、光駅前広場等基本設計業務委託というのはどこに出されたか、いつからいつまで出されたかというのは公表されていないんです。そうしたら、そこのところを教えてください。

○山本都市政策課長

光駅前広場等基本設計業務委託をどこに出されたかという御質問だと思いますが、これは大日本コンサルタント株式会社山口営業所と契約を締結しております。

以上でございます。

○大田委員

期間。いつ、出されていつまで。

○山本都市政策課長

委託期間は、令和3年6月29日から令和5年3月24日でございます。

以上でございます。

○大田委員

それで、そのところで金額が出されているはずですが、62億1,000万円の中に入っていると思うんですが、この金額を教えてください。

○山本都市政策課長

概算事業費の金額62億1,000万円、基本設計における概算事業費の62億1,000万円を御質問されていると思うんですが、これは、光駅南北自由通路等基本設計業務の概算事業費と光駅前広場等基本設計業務で出した概算事業費、それぞれを合わせたものが62億1,000万円でございます。

以上でございます。

○大田委員

だからお聞きしておるんです。光駅前広場等基本設計業務委託、出された金額はお幾らですかと。

○山本都市政策課長

62億1,000万円の内訳ということでございます。

繰返しになりますが、これまで一般質問においても部長が繰返しお答えしております

ように、鉄道施設を含む南北自由通路が約40億円、南口駅前広場が18億1,000万円、北口駅前広場が約4億円でございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、22億1,000万円が光駅前広場等基本設計業務委託から出された金額ということよろしいですか。

○山本都市政策課長

おおむねそのようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、その8億円から、12億円から、2億円が、3億円が増えた金額の内訳を教えてください。どういう理由で増えたのか。

○山本都市政策課長

概算事業費の増額につきましても、これまで繰返し部長のほうで答弁させていただいていると思いますが、22億1,000万円の増額ということでお答えさせていただきます。

南北自由通路の整備や駅舎の整備などの調査結果に伴い増額するのが約8億円。資材高騰によるものが約6億5,000万円。利用状況の変化に応じて、機能の追加等によるものが6億2,000万円でございます。

以上でございます。

○大田委員

8億円から12億円から、2億円から3億円が22億円の増額になって、その中で8億円が駅舎等によって、価格高騰によるのが6.5億円。それで、あれが6億円ということですかね。8億円になった。価格高騰が6.5億円も、そんなに上がったんですか。

○山本都市政策課長

資材価格の高騰によるものが約6億5,000万円でございます。

以上でございます。

○大田委員

約3割上がったということですね。

○山本都市政策課長

すみません、ちょっと割合はすぐ算出できないので、割合についてはお答えできませんが、6億5,000万円増額したということでございます。

○大田委員

だから、6億5,000万円割る22億円やったら29.5%ということでしょう。

○山本都市政策課長

22億1,000万円に対して6億5,000万円は約3割ということでございます。

○大田委員

そんなに、3割も上がりましたかね、価格高騰。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本都市政策課長

少し紛らわしいので、もう一度、整理させていただきます。

約22億1,000万円増額となったことに対しての3割ということになります。

62億1,000万円に対しては約1割になろうかと思えます。

○大田委員

62億1,000万円に対して1割じゃないでしょう。62億1,000万円に対しては40億が南北自由通路で、その中に価格高騰も入っているわけでしょう。6億2,000万円は、22億1,000万円に対して3割は上がったということでしょう。

それだったら、答弁が違うでしょう。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本都市政策課長

基本設計の概算事業費62億1,000万円の内訳をまず、示させていただきます。

鉄道施設を含む南北自由通路が約40億円。南口駅前広場が約18億1,000万円。北口駅前広場が約4億円でございます。

以上でございます。

○大田委員

答弁になっていない。

○委員長

何を聞いているのか。大田委員、何を今、どこですか。

○大田委員

22億1,000万円の中で内訳を教えてくださいと言ったわけよね。

○委員長

どこの22億円ですか。

○大田委員

北側と南側の広場の金額。それはもう、知っておってはずです。

その内訳を言ったら6億1,000万円が物価高騰ですと言われたんだよ。そうしたら、3割になるかどうかとお聞きしたんです。

○山本都市政策課長

先ほどお答えした南口駅前広場が約18億1,000万円。北口駅前広場が約4億円。これを合計しますと22億1,000万円でございます。

この内訳につきましては、基本設計においては、個々の整備内容や整備に要する具体的な内訳金額については、市と鉄道事業者が共に意思決定したものでないことから、これ以上の詳細はお示しできません。

以上でございます。

○大田委員

鉄道事業者が決定したのではなくて、この金額、光市が決定したわけでしょう。何遍も私、言っている。光市が決定したんでしょうと言っているでしょう。鉄道事業者が決定したんじゃないくて、光市が決定したんでしょう。

○山本都市政策課長

繰返しにはなりますが、基本設計における個々の整備内容や整備に要する具体的な内訳金額については、市と鉄道事業者が共に意思決定したものではありませんことからお示しすることはできません。

以上でございます。

○大田委員

市と鉄道事業者が意思決定したものではありませんからお示しすることはできませんと今、言われたんですか。62億1,000万円という金額を市と鉄道事業者が決めたんじゃない、それは分かります。その62億1,000万円という金額を提示されたでしょう。

○山本都市政策課長

繰返しになりますが、基本設計における個々の整備内容や整備に要する具体的な内訳金額については、市と鉄道事業者が共に意思決定したものでないことから、これ以上の詳細はお示しすることはできません。

以上でございます。

○大田委員

何遍も言わさないでください。基本計画の三、四十億という金額を出されたのを、市が計算して出された金額。62億1,000万円も、市がコンサルタントに出して、それを認めて決定した金額。違いますか。それは違わないでしょう。

○委員長

これ以上やり取りしても、堂々巡りになりますので

○大田委員

62億1,000万円というのは市が決めた金額なんよ。JRと一緒に決めて決めた金額。市が決定した金額なんよ。

○松並都市政策部長

基本設計を経て、概算事業費が62億1,000万円になったということをお示しさせていただきました。

しかしながら、鉄道事業者とは合意に至っておりませんので、個々の詳しい内容につきましては、これ大田委員さん、一般質問でもお答え申し上げたかと思うんですが、詳しい内訳につきましてはお答えすることが難しゅうございます。御理解いただきますようお願い申し上げます。（「結論ってどうされたいんですか。そこが伝わらない限り、堂々巡りで。」と呼ぶ者あり）

○大田委員

私は、20億円から25億円に上がった、40億円に上がった。根本的に違うと思っておる。その内訳を教えてくださいと言っているだけ。

根本的に、20億から25億上がった金は、市が概算、基本設計だから、こういうふうになったというのがあるから20億円から25億円になった。そのところが、西日本エンジニアリングを出したときには40億円に跳ね上がったわけよ。

それは、根本的に違うと私は思っているから、だからそのところ内訳を教えてくださいと言っているだけ。

そうしたら、それは、その金額もJRコンサルタントの金額、これだけ上がりましたと、それを市が40億円になりましたと認めておるわけよ。だから、その内訳というのはあるだろうと。

ただ、40億に上がった金額の中で、JRとの交渉事がうまく行かないからお示しすることができないというふうに答弁をされているので、それが基本設計でなぜ上がってきたかといったら、上がってきた金額が20億円から25億円が40億円に上がった金額は分かっているはずなんだ。

要するに、これがこういうふうなものに上がったと……。